

Vol.174 May. 24. 2012



一般社団法人 日本加工食品卸協会

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町2-3-4(江戸ビル4階)
電話:03(3241)6568 FAX:03(3241)1469

目次

平成23年度事業報告	概況	1
総務関係	監査/登記/定時総会/理事会/正・副会長会議	5
本部事業活動		19
	[政策委員会/食品取引改善協議会]・[賛助会員幹事店会]・[環境数値算定標準化協議会]・[執行運営委員会]	
	・ワーキング・グループ活動	75
	[食育に関するWG]・[環境問題対応WG]・[EDIWG]・[税務問題対応WG]	
	・研究会活動	79
	[情報システム研究会]・[物流問題研究会]・[商品開発研究会]・[法務研究会]・[労務管理研究会]	
	・[ネットワーク検討会]	
支部活動		94
	中国・関東・東海・四国・近畿・北海道・九州沖縄・北陸・東北/各県ブロック動向	
事務局活動		116
	◇関連省庁・諸団体	116
	◇庶務事項	118
	◇平成23年度活動内容	119
	◇会員動向	124
	正会員・事業所会員・賛助会員・団体賛助会員動向推移表/正会員・事業所会員・賛助会員・ 団体賛助会員動向表/支部別正会員及び事業所会員内訳/入・退会会員一覧表	
	◇財務諸表	128
	平成23年度本部収支計算書/本部貸借対照表/本部正味財産増減計算書/本部財産目録/監査 報告書/本・支部貸借対照表/本・支部正味財産増減計算書/本・支部収支計算書/本・支部財産目録	
	◇平成24年度事業計画(案)	139
	◇平成24年度実施計画(案)	140
	◇平成24年度運営組織図(案)	141
	◇平成24年度収支予算(案)	150
新年度事業活動		153
	・正・副会長会議開催	153
	・理事会開催	153

回								
覧								

無断転載・引用を禁ず

定 時 総 会

日 時 平成24年 5 月 24 日（木） 15 時 00 分～16 時 20 分
場 所 レベル21 東京會館 スタールーム
東京都千代田区大手町2-2-2 アーバンネットビル21階
電話（03）5255-1515

< 議 案 >

第 1 号議案 協会的一般社団への移行認可と運営について
第 2 号議案 平成23年度事業報告に関する件
第 3 号議案 平成23年度収支決算報告に関する件
第 4 号議案 会員の動向に関する件
第 5 号議案 会費の額及び徴収の方法に関する件
第 6 号議案 平成24年度事業計画案に関する件
第 7 号議案 平成24年度収支予算案に関する件
第 8 号議案 役員の改選に関する件
第 9 号議案 その他

懇 親 会 16時30分～17時30分

以 上

平成 23 年度事業報告

概 況

平成23年度を顧みると、経済不況からの回復が見え始めたような立ち上がりでしたが、1000年に一度の東日本大震災と福島原子力発電の事故により一変し未曾有の惨状を招いた年となりました。

食品産業は、被災地はもとより被災地以外においても、石油燃料や包装資材の不足、自動倉庫等物流施設の被害、さらには電力喪失による東京電力の計画停電と節電対策とで深刻な影響を受けた。こうした状況の中でも、食品業界は製・配・販がそれぞれの立場を乗り越えて食料供給の安定化に努め、社会的に大きな評価を受けた。一方で緊急時におけるサプライチェーンの課題も多く、今後の危機管理に大きな教訓となった。

食品流通業界においては、社会構造の変化、人口構成の変化等から競争環境は一段と厳しさを増し、広がらない市場で規模と機能を獲得し競争力を高めるべく、総合商社の主導により食品卸売業界ではかつてない大規模な再編があり食品メガ卸が誕生した。

こうした状況の中、弊協会の活動としては、流通秩序の維持に向けて節度ある事業活動の継続を求め、フェアトレードの推進を更に一歩進めるべく提言を行ってまいりましたが、消費財の不正な取引に関する公正取引委員会からの指導が強まり、食料製造業者と食料卸売業者における取引の適正化について要請を受けた。当協会としてはこの事実を真摯に受け止め、法令違反の未然防止を図る観点から、周知の徹底と取引の適正化に向けて積極的な取り組みを行った。

各支部においても、地域事情に応じた事業計画を実践して支部活動の活性化に取り組んだ。こうした活動を行えたのは、例年の如く賛助会員各位の全面的なご協力や所管の農林水産省をはじめとする諸官庁の適切なお指導とご協力、加えて(財)流通システム開発センター、全国卸売酒販組合中央会、(財)食品産業センター、(財)食品流通構造改善促進機構、(社)日本缶詰協会、(社)日本パインアップル協会、日本製罐協会、(財)食品環境検査協会等の諸団体の皆様方の、多方面にわたるご配慮があったからに他ならない。あらためて御礼を申し上げる。

以下、事業別に概観し、その後に個別事業別に報告する。

1. 調査研究事業

食品業界は、東日本大震災の影響がさまざま形で表れ、東北を中心に東日本エリアの商品供給力が大幅に低下する中、被災地への緊急対応や首都圏における買いだめの発生や震災後の自粛ムードや節電対応などで家庭内食への回帰が進展するなど震災起因の複合的要素を含みながら、特に加工食品の需要は旺盛になり、全体としては堅調な推移を示した。

こうした中で弊協会は、市場・流通構造の変化に伴う協働体制としての新たな製・配・販の連携や流通業界を取り巻く各種経営環境の変化と優先的対応策を共有化すべく意見の交換を行った。また「TPP問題」が将来的に食品業界にどのような影響を与えるかについてメーカー各位から貴重な意見をいただいた。

東日本大震災時において食料供給のあり方等で大きな課題が生じたので今後この経験を生

かすべく行政の各種検討会に参画し意見を述べた。

東日本大震災の影響により東京電力、東北電力管内の電力供給が大幅に減少するため、政府より均一▲15%の需要抑制目標が打ち出された。この国難ともいえる状況にあたり食品流通業界全体で電力節電制限に対処し「食」のライフラインを維持するため、個々のお取引内容を見直していただき、電力節電抑制策に適應した食品流通のあり方に再構築していただきたく、小売業団体に広く呼びかけた。

業界の具体的電力抑制策については、省エネ法と「環境自主行動計画」の遵守を基本的な考え方として省エネ法に定める特定事業者15社の対象地域の事業所の電力総使用量状況を5月～9月まで集計しHPに公開した。

一方会員企業の500KWhの大口需要の物流拠点（4企業11拠点）については、農林水産省のご指導、ご協力をいただき経済産業省エネルギー庁と粘り強く交渉を行い、結果として社会的重要性の高い産業分野と並んで特例措置が講じられ▲15%節電のところを10%免責され5%の節電目標となった。卸物流の供給先が広範にわたり国民生活を支えるために極めて重要であると行政に認識していただいた結果であった。

また電力需要抑制環境に適した服装を心掛け、職務に適した機能的な身だしなみを推奨する業界のクールビズの服装推奨ガイドラインを策定し公表した。

環境問題では、2011年度（2010.4～2011.3）の弊協会の環境自主行動計画についての環境数値をとりまとめ所管省に調査票を提出した。

温暖化対策では、特定荷主部門は取扱商品の単価の下落傾向が継続し、取扱高の伸び以上に物量が伸び、輸配送の回数と配送距離が増加してエネルギー消費量も増大、辛うじてエネルギー消費量原単位は前年を下回った。

特定事業場部門では猛暑の影響もあり前年より使用面積は減少するもエネルギー消費量、原単位ともに悪化した。

廃棄物対策では食品廃棄物排出量が年間100tを超え定期報告書を要する事業者から排出量と再資源量を報告していただき弊協会として初めて調査票に食品廃棄物排出量を記載した。

この食品廃棄排出物の数値把握が可能になったことから「発生抑制の業界目標原単位：4.78 Kg/百万円」（平成24年4月から2年間）の設定となった。

また現「環境自主行動計画」の期間が2011年3月で終了することから「新環境自主行動計画」を策定する必要に迫られるが、東日本大震災による原子力発電の見直しから国のエネルギー政策が大きく変わる可能性があり、環境数値にも大きな影響が出ることから所管庁のご指導を得て暫定版「新環境自主行動計画」としてとりまとめた。

情報システム・EDIの分野においてはインターネットを使用した流通BMSの標準維持と普及拡大を目指す「流通システム標準普及推進協議会」に継続して参画し、普及拡大に向けてのアンケート調査や個別仕様の排除に関する調査に協力し課題を抽出した。

また協議会運営の要となる運営委員会委員長に引き続き弊協会の情報システム研究会の座長が就任した。また情報処理コストの実態調査を継続して行い、平成22年度としては特にハードウェア関連費用が技術革新の進展から一層低コスト化が進んでいることを確認した。

EDIでは不定貫商品のEDI運用、IFRS導入時における出荷案内データの着荷日の扱い等について検討を行った。

物流問題研究会では、先行して百貨店共同配送に取り組んだ2企業が具体的成果を顕在化さ

せた。百貨店業界は納品代行制度が導入されているため、自社のセンターで商品を保管・仕分け後に納品代行業者の拠点に横持ちする業務が発生し、多大なコスト負担が発生していたが、新たな事業モデルを模索し、納品代行業者の拠点に専用拠点を開設し横持ち費用の削減や検品工程の省略を実現した。今後は他の卸に対しても参加を促していく方針。

また製・配・販連携協議会との情報共有をはかる意味から「小売業様との納品与件緩和の議論」を検討すべく実務担当者会を設置して1/3ルールや配送条件改善について現状を確認するアンケート調査を行った。

また長期にわたる休業時のメーカーの配送に関して、卸側からの書式の異なる問い合わせに関してメーカー側が大変苦慮されているとの要望を受け、研究会で統一した様式を検討し「長期休暇配送体制確認書」を策定し活用の啓発を図った。

商品開発研究会は、新たな幹事企業を加えて今年も日本蜜柑缶詰工業組合の幹部の方々と国産蜜柑缶詰の現況について意見交換を行った。またブランドオーナー企業が共通してFCP共通工場監査項目を活用できないかどうかについての検討も行った。

法務研究会では、「震災に係る法務問題について」「公正取引委員会からの措置命令について」「リース・賃貸借の契約構成に係る諸問題について」「下請法のリスクについて」「食料品卸売業者と食料品製造業者との取引の適正化について(要請)」「外食チェーン企業との寄託&売買契約とその仕組み」等時宜にあった法務問題を取り上げ意見交換を行った。

また取引の適正化に向けて弊協会主催で公正取引委員会に講師をお願いして研修会を行い、現場の視点から実践に即した質問事項をとりまとめ、今後作成を予定している協会の独占禁止法遵守マニュアルの基礎調査とした。

労務管理研究会では、「東日本大震災についての対応」「各社の電力需要抑制策」「クールビズの服装ガイドライン」「従業員に対する賞罰規定・制度について」「定年延長問題について」「臨時社員の管理方法について」「欠勤・休職期間の考え方について」「メンタル不調者の対応について」等を議題として食品流通に関する労務管理問題について幅広く意見の交換を行った。

支部活動では、**関東支部流通業務委員会**が今年度も継続調査事業として、「物流コスト」「返品実態」「在庫の回転状況」「備車及び物流動向」について実態調査を行い、かく担当企業が分析を行った。

II. 研修・普及・啓発・実践事業

本部活動としては、各支部の定時総会や研修会時に具体的に本部活動報告を行い、情報の共通化を図った。

今年も継続して、**情報システム研修会**を全国卸売酒販中央会と共催して開催し、クラウド時代のプラットフォーム戦略等について情報システム部門が共有すべき課題について専門の講師を招いて研修した。

公正取引委員会が実施した食料品製造業者と食品卸売業者との取引に関する実態調査の結果、「優越的地位の濫用行為」になり得る行為を行っている卸売業者が見受けられたことにより、公正取引委員会より、取引の適正化について要請を受けた。

公正取引委員会は業種別講習会を開催して「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」について啓発していただいたが、弊協会も独自に公正取引委員会に講師をお願いして、実践に即した質疑中心の研修会を開催し、法令違反の未然防止と取引の適正化に努めた。

また公正取引委員会が作成したDVD「気をつけよう！取引のルール 優越的地位の濫用規制」を会員企業に配布し普及啓発に努めた。

食育の普及啓発活動として、平成19年に「食育と食品選択のためのハンドブック」の初版を作成したが、消費者庁の設置や米トレス法の施行や関連法の改正など多く変更事項が発生したので第2版を作成した。

また新たに弊協会のホームページと連動したハンドブックテストを設け関係者のみならず一般の方々にも食品を取り巻く法律の基礎知識として活用していただくよう環境を整えた。

食品に含まれる放射性物質の新基準値が平成24年4月1日から施行されることについて、食品の安全・安心の確保を図る観点から、酒類・食品製造業者並びに製造業者団体の皆様に基準値の見直し内容をご認識いただき、それぞれにご対応いただくべくジャパン・インフォレックス様のご協力をいただき約3,500社に文書をメールで配信し、啓発を図った。

この他研修事業としては中国支部が6月7日、関東支部が6月17日、東海支部が6月28日、四国支部が6月29日、北海道支部が7月4日、九州沖縄支部が7月5日、東北支部が10月14日、東海支部が10月25日、関東支部が11月11日、北陸支部が11月22日、近畿支部が2月20日経営実務研修会を開催した。

東海支部と近畿支部はそれぞれ地域の食品卸同業会との共催で実務研修会を開催した。

また商品開発研修会としてメーカーの工場見学会が例年通り関東支部、東海支部で行われた。北海道支部では「BRIC,s」とともに、近年急速に注目を集めているベトナムを視察研修した。

III. 本部活動

公益法人制度改革への対応として、理事会、定時総会の決議を経て一般社団法人への移行認可申請を平成23年12月7日に行い、平成24年3月22日に内閣総理大臣から認可書が交付された。これで弊協会は平成24年4月1日から一般社団法人日本加工食品卸協会へ移行するはこびとなった

一昨年からの継続事業として国内加工食品市場全体を俯瞰できる公益性の高い販売統計データである「加工食品卸売統計調査」を実施した。

また、関連省庁や団体が事業する「食品事業者環境対策推進支援事業検討会」「ASP・SaaSクラウド普及促進協議会 食品流通情報サービス展開委員会」「BCP検討会」「安定的商品供給モデル開発検討会」「取引慣行の実態調査検討委員会」「流通システム標準普及推進協議会」「モーダルシフト等推進官民協議会」「国連CEEACT日本委員会」「全国食品缶詰公正取引協議会」「食料品地域物流円滑化等推進協議会」に委員として参画し、加工食品卸業界としての意見を述べると共に業界としての将来展望の知見を得た。

本部事務所の所在地である日本橋室町地区の再開発に伴い、事務所の移転が本決まりし平成23年4月28日に日本橋本町の江戸ビル4階に事務所を移転した。これに伴い定款変更が必要となり、事務所の住所、役員の数等について平成23年5月の定時総会で定款の変更案の審議を行い、平成23年7月に所管省の認可を得た。

枝野経済産業大臣と流通業界の懇談会が開催され、小売業の8団体と消費財の卸売業団体を代表して弊協会の会長が出席し、現状の流通の課題について意見を述べた。

東日本大震災における食料品の提供などの災害援助に対して農林水産省鹿野道彦大臣より、また東日本大震災で被害を受けた地域の製品の販売促進等に対して経済産業大臣枝野幸男大臣

より弊協会に感謝状が授与された。

3年に一度の会費額見直しや連絡窓口の確認を図るため、会員台帳の提出を全会員に依頼し平成24年度3月末までに回収し会員台帳の整備を行った。

事業担当別活動状況

総務関係

[監査]

上半期（平成23年4月1日～平成23年9月30日）については、10月31日（月）に、下半期（平成23年10月1日～平成24年3月31日）については4月13日（金）監事の方にて監査が実施された。

また監督官庁である農林水産省食料産業局食品製造卸売課の担当官による「定期立入検査」が平成24年1月17日と24日に実施された。

[登記]

平成23年5月26日（木）の定時総終了後、登記事項について、平成23年7月20日に、また平成23年11月8日（火）の理事会終了後、登記事項について平成23年11月18日に東京法務局にて登記が完了した。

[定時総会]

平成23年度の第18回定時総会は、平成23年5月26日（木）15時より東京大手町レベル21東京會館に於いて開催された。

主な議案内容は、平成22年度事業活動報告や平成23年度事業活動計画及び定款変更、公益法人制度改革に伴う対応等であった。

総会終了後は業界のトップコミュニケーションの場として懇親会を行った。

以下に議事録を掲載する。

議案		
	第1号議案	平成22年度事業報告に関する件
	第2号議案	平成22年度収支決算報告に関する件
	第3号議案	会員の動向に関する件
	第4号議案	会費の額及び徴収の方法に関する件
	第5号議案	平成23年度事業計画案に関する件
	第6号議案	平成23年度収支予算案に関する件
	第7号議案	役員の一部改選に関する件
	第8号議案	定款の変更に関する件

- 第9号議案 公益法人制度への対応に関する件
第10号議案 その他

出欠状況 会員総数 142社中 出席会員 37社 委任状出席84社 合計 121社
出席賛助会員 93名 事業所会員 4名

来賓出席 農林水産省 総合食料局 流通課課長 吉井 巧 殿
商業調整官 山田 啓二 殿
課長補佐 山下 信 殿
係長 大熊 光輝 殿

開会定刻になり奥山専務理事の司会により開会。

事務局はここで本日の出欠状況を報告し、会の成立と共に定款20条により会長を議長に満場一致で選出した。

議長は出席会員の中から、議事録署名人として、三井食品株式会社 執行役員 営業本部副本部長 大江正彦氏と株式会社日本アクセス 専務取締役 総合企画本部長 成田祐一氏を指名、了承を得て議事に入った。

吉井課長の挨拶のあと、早速議案の検討に入った。

- 第1号議案 平成22年度事業報告に関する件
第2号議案 平成22年度収支決算報告に関する件

議長より、事務局に対し、この両案は関連があるので続けて説明報告するよう指示があり専務理事より、手元に配布された資料の確認をした後、概況並びに事業活動のポイントについて次の内容を報告した。

1. 調査研究事業

- ① 新取引制度のあり方やメーカーの期待する卸売業の方向性について
- ② 「米トレサ法」のアンケート調査について
- ③ 「独占禁止法の改正」に伴うパブリック・コメントの提出について
- ④ 「物流コストの実態調査」について
- ⑤ 「環境自主行動計画」の環境数値について
- ⑥ EDIの「着荷日」に関するアンケート調査について

2. 普及、啓発事業

情報システム研修会について

3. 本部活動

- ① 公益法人制度改革への対応について
- ② 「加工食品卸売統計調査」について

- ③ 事務所の移転について
- ④ 「東日本大震災」について
- ⑤ 業界の「電力需要抑制の自主行動計画」について

4. 平成22年本部収支決算状況

平成22年度本部収支決算状況（収入合計 55,832,578円及びその内訳・予算比、支出合計 51,540,175円及びその内訳・予算比、当期収支差額 3,157,403円、次期繰越収支差額 29,738,706円を報告、次いで収支計算書、貸借対照表・正味財産増減計算書・財産目録表について報告）。

同時に4月15日に監事各位により監査を受けた経緯を報告した。

議長はここで監事に監査報告を求め、味の素株式会社の小原監事から「去る4月15日に監事3名にて行われた監査の結果、業務報告を受け財務諸表及び帳票・証憑につき、適法正確に処理され報告の事実と相違ないものと認めました。」と報告がなされた。

議長はここで、両議案の質疑を求め、無かったので、承認を求め、拍手で承認された。

続いて、議長は第3号議案の説明を事務局に求めた。

第3号議案 会員の動向に関する件

事務局は、資料を基に平成23年3月末現在の会員数について報告し、承認された。

第4号議案 会費の額及び徴収の方法に関する件

議長より今年度の会費の額及び徴収方法について、事務局から説明するように指示があり、額に関しては、一昨年自主申告いただいた売上額に基づく会費区分にて算定した額と同額を、また徴収方法については

- ① 年額一括
- ② 銀行振込み
- ③ 振込手数料は会員各位負担
- ④ 納付期限平成23年6月30日(木)

であることを専務理事が説明し、出席者の拍手を持って承認された。

第5号議案 平成23年度事業計画案に関する件

第6号議案 平成23年度収支予算案に関する件

議長より関連ある両議案を続けて説明するよう指示があった。

はじめに第5号議案の平成23年度事業計画案について、中嶋政策委員長より、調査研究事業、普及啓発・研修・実践事業及び実施計画案についての説明がなされた。

「平成23年度の主要な事業計画につきましてご説明させていただきます。

今回の大震災は、あらためて非常時の食品流通のあり方や生活を守る社会的使命感と生活貢献を最優先する業界としての産業行動の姿勢、真価が問われているものと考えております。

こうした環境の中で、生活様式の変革を求めるような国難に対処すべく、食品流通業全体で「食」のライフラインを維持するため、従来の食品流通のSCMを抜本的に見直し、状況に適した流通システムを再構築して、国内市場を整備する事がより重要であると考え、調査研究事業としては最優先して、電力節電抑制策の業界「自主行動計画」の調査と策定を行い、そして実践をして参ります。

また、メーカーの皆様とは構造変革と競争環境の中で、卸売業の活性化とその方向性についてお互いの機能役割を確認しながら検討していきたいと考えています。

関連する法制度の問題では、7月からいよいよ「米トレサ法」において産地情報の伝達が始まりますので、我々が第1義に望んでおります容器・包装への記載により運用できますよう充分普及啓発して参ります。

また大震災により、TPPに関する進展がやや遅れてはおりますが、TPPは我々業界にとりましても大変重要な課題でもありますので、どのような影響が考えられるかについて調査をして参ります。

環境問題では、現在の我々の「環境自主行動計画」は今年度が最終年度になっておりますので、次期計画をどのような目標、内容にしていくか検討する必要があります。原発の問題で、日本の環境状況が大きく変わって参りますので、充分与件を踏まえて準備して参ります。

最後に、業界の情報発信力を高めるために、今年度は協会のHPをリニューアルしたいと存じます。ぜひご関心をもってご覧いただきたいと存じます。

以上主要な事業計画の内容でございますが、これらの活動につきまして食品卸業界自身の協調性と強い団結力が何より前提となりますので、ここにご出席の皆様のご支援とご協力をお願い申し上げます。ご報告とさせていただきます。」

第6号議案 平成23年度本部収支予算案に関する件

事務局より、平成23年1月26日（水）開催の理事会議決事項である「平成23年暫定予算」を内包する平成23年度の本部収支予算案を資料に基づき説明した。

（前期繰越収支差額29,738,706円、当期収入合計54,363,000円、当期支出合計56,630,000円、当期収支差額▲4,402,000円、次期繰越収支差額25,336,706円、それぞれの内訳概要を対前年予算比にて説明。）

ここで議長は質疑を求めたが、無かったので両案を一括しての承認を求めたが、拍手を以って承認された。

第7号議案 役員の一部改選に関する件

議長より、今年度は役員の一部の方から会社人事の都合により役員交代の申し出があった事を説明し、事務局より詳細を報告するよう要請する。

それを受け事務局より下記の通り報告がなされた。

[退任理事・監事]

(株)日本アクセス 今泉 忠也 理事

[新任理事・監事]

(株)日本アクセス 堀井壯一郎氏

三井食品(株)	水足 眞一	理事	三井食品(株)	長原 光男氏
国分(株)	成田 健	理事	国分(株)	北見 賢氏
(株)梅澤	鈴木 重一	理事	補充なし	
(株)ヤグチ	萩原 弥重	監事	補充なし	

報告を受け議長より、退任理事4名、退任監事1名、及び新任理事3名の事務局案の承認を求め、拍手を以って異議なく承認された。

従って本年度は、25名の理事及び2名の監事、合計27名の役員による運営体制になる事を説明し、会員各位の尚一層の協力をお願いした。

第8号議案 定款変更の件

事務局より事務所移転に伴う変更案、理事の定数に関する変更案、及び民法改正による役員の職務等に関する事項の変更案について定款修正の申し出が有り、拍手をもって全ての定款変更案が承認された。

第9号議案 公益法人制度改革への対応に関する件

事務局より公益社団法人の認定が得られなかった為、次善策として「一般社団法人」への認可申請の手続きを今年度中に行う事について承認を得た。また、今後の申請にあたり一般社団法人の定款案について、微修正を会長に一任してほしい旨の説明があり、これも承認された。

第10号議案 その他

その他で何か意見等が無かったので、議長より永年にわたり力添えをいただき本日が最後の務めとなった三井食品(株)の水足理事より一言ご挨拶を頂戴して16時20分に閉会となった。

以上

[理事会]

平成23年度は理事会を4回開催した。

以下に議事録を掲載する。

◆第1回 理事会 平成23年4月21日(木)

議案	第1号議案	平成22年度事業報告に関する件
	第2号議案	平成22年度収支決算報告に関する件
	第3号議案	会員の動向に関する件
	第4号議案	会費の額及び徴収の方法に関する件
	第5号議案	平成23年度事業計画案に関する件
	第6号議案	平成23年度収支予算案に関する件

第7号議案	役員の一部改選に関する件
第8号議案	定款変更に関する件
第9号議案	公益法人制度改革への対応に関する件
第10号議案	定時総会の開催に関する件
第11号議案	その他

出欠状況	理事総数	26名中	出席理事	22名	委任状	4名	計26名
	監事総数	3名中	出席監事	3名			計3名
来賓出席	農林水産省総合食料局流通課	商業調整官	山田 啓二 様				
		係長	大熊 光輝 様				

開 会 定刻になり奥山専務理事の司会により開会。

事務局はここで本日の出欠状況を報告し、会の成立と共に定款27条により会長が議長席に就く事を告げた。

議長は出席理事の中から、議事録署名人として、宗像善昌理事と足立誠理事の指名を行い、了承を得て議事に入った。

第1号議案 平成22年度事業報告に関する件

第2号議案 平成22年度収支決算報告に関する件

議長より、第1号議案と第2号議案を続けて事務局より報告するよう指示があり専務理事より、手元に配布された資料の確認をした後、概況並びに事業活動のポイントについて次の内容を報告した。

- ① 政策委員会・食品取引改善協議会の活動内容。
- ② 調査研究事業として、「米トレサ法に関するアンケート調査」「環境自主行動計画の調査票提出」「独占禁止法の改正についてのパブリック・コメントの提出」「物流コストの実態調査」「IFRSに関するアンケート」を報告。
- ③ 研修・普及・啓発・実践事業として、「情報システム研修会」を開催。
- ④ 本部活動として、「公益法人制度改革への対応」「加工食品卸売統計調査」を実施。「本部事務所の移転計画」をまとめる。
- ⑤ 関連省庁・諸団体との交流活動について。⑤関連省庁・諸団体との交流活動について。
- ⑥ 平成22年度収支決算報告（収支計算書・貸借対照表・正味財産増減計算書・財産目録）。

同時に4月15日に監事各位により監査を受けた経緯を報告した。

議長はここで監事に監査報告を求め、濱口吉右衛門監事は「去る4月15日に監事3名にて行われた監査の結果、業務報告を受け財務諸表及び帳票・証憑につき、適法正確に処理され報告の事実と相違ないものと認めました。」と報告した。

議長は、両議案の質疑を求めたが無かったので、承認を求め、拍手で承認された。

続いて、議長は第3号議案の説明を事務局に求めた。

第3号議案 会員の動向に関する件

事務局より、平成22年度内に於ける入退会者のリストに基づき、報告を行い、承認された。

第4号議案 会費の額及び徴収の方法に関する件

議長の指名をうけ、事務局より平成23年度の年会費の額及び徴収方法について説明した。額に関しては一昨年度、自主申告いただいた売上高に基づく会費区分により算定。また、賦課徴収方法については

- ① 年額一括
- ② 銀行振込み
- ③ 振込手数料は会員各位負担
- ④ 納付期限 平成23年6月30日（木）

との説明があり、議長はこれに関して承認を求め異議なく賛同を得た。

第5号議案 平成23年度事業計画案に関する件

第6号議案 平成23年度収支予算案に関する件

議長より関連ある両議案を続けて説明するよう指示があった。

平成23年度事業計画案について、中嶋政策委員長より、調査研究事業、普及啓発・研修・実践事業及び実施計画案についての説明がなされた。

「平成23年度の主要な事業計画につきましてご説明申し上げます。

未曾有の大震災は、原発事故という深刻な事態も引き起こし、電力不足は食品流通にも大きな試練を与えています。

今回の大震災は、あらためて非常時の食品流通のあり方や生活を守る社会的使命感と生活貢献を最優先する業界としての産業行動の姿勢、真価が問われているものと考えております。

こうした環境の中で、生活様式の変革を求めるような国難に対処すべく、食品流通業全体で「食」のライフラインを維持するため、従来の食品流通のSCMを抜本的に見直し、状況に適した流通システムを再構築して、国内市場を整備する事がより重要であると考え、調査研究事業としては最優先して、電力節電抑制策の業界「自主行動計画」の調査と策定を行い、そして実践をして参りますます。

また、メーカーの皆様とは構造変革と競争環境の中で、卸売業の活性化についてお互いの機能役割を確認しながら検討していきたいと考えています。

関連する法制度の問題では、7月からいよいよ「米トレサ法」において産地情報の伝達が始まりますので、我々が第1義に望んでおります容器・包装への記載により運用できますよう充分普及啓発して参ります。

また大震災により、TPPに関する進展がやや遅れてはおりますが、我々業界にとりましても大変重要な課題でもありますので影響について調査をして参ります。

環境問題では、現在の我々の「環境自主行動計画」は今年度が最終年度になっておりますので、次期計画をどのような目標、内容にしていくか検討する必要があります。原発の問題で日

本環境状況が大きく変わって参りますので、充分与件を踏まえて準備して参ります。

最後に、業界の情報発信力を高めるために、今年度は協会のHPをリニューアルしたいと存じます。ぜひご関心をもってご覧いただきたいと存じます。

以上主要な事業計画の内容でございますが、これらの活動につきまして食品卸業界自身の協調性強い団結力が何より前提となりますので、ここにご出席の皆様のご支援とご協力をお願い申し上げます。

第6号議案については事務局より、事業計画と連動した収入、支出について新会計基準に基づき資料の如くに策定した根基について説明した。

ここで議長は質疑を求めたが、無かったので両案を一括しての承認を求めたが、拍手を以って承認された。

第7号議案 役員改選に関する件

議長より、本年は役員改選期の年ではないが、会社人事の都合により一部の方から役員交代の申し出が有った事、更には、ご本人のご都合により退任の申し入れを受けた事等の報告があり詳細についての説明を事務局に促した。

事務局より申し出順に報告がなされた。

	[退任]		[新任]	
(株)日本アクセス	今泉忠也	理事	堀井壯一郎	氏
国分(株)	成田 健	理事	北見 賢	氏
三井食品(株)	水足眞一	理事	長原 光男	氏
(株)梅澤	鈴木重一	理事		
(株)ヤグチ	萩原弥重	監事		

報告を受け議長より、理事3名の交代並びに鈴木理事及び萩原監事の退任という事務局案の承認を求め、拍手を以って異議なく承認された。

第8号議案 定款変更に関する件

議長より8号議案の内容を説明するよう事務局に要請。事務局から添付資料に基づき定款変更案（①事務所移転に伴う所在地の変更②理事の定数変更）について報告がなされ、出席者全員から賛同を得た。

第9号議案 公益法人制度改革への対応に関する件

過日内閣総理大臣あてに申請した公益社団法人の審査が「不認定」となったこと受け今後は一般社団法人の認可に向け、再度、申請したいとの事務局からの申し出に対し、出席者全員から承認をいただく。

第10号議案 定時総会の開催に関する件

議長より「以上の審議内容を定時総会の議案として総会を開催したい」と発言があり、事務局より平成23年5月26日（木）15時よりレベル21東京會館にて開催する旨の報告があり、理事会の決議を求め、承認された。

なお事務局より一般社団法人としての認可後の理事会の開催時期等について説明する。

それを受けて、3月及び4月の理事会は、決算時期等により非常に多忙な時期なので理事本人の出席が困難な事態が想定できるため、開催の時期に関しては慎重に対応する様要請を頂戴する。事務局として強く認識をする。

最後に、その他として何かご意見・ご要望があれば申し述べるよう議長から要請。

それを受けて東北の堀内理事より震災発生後から今日までの状況報告、近畿の加藤理事からは阪神・淡路大震災時の教訓、また山田調整官から国の支援体制等について意見が述べられた。

議長より、引き続き当協会へのご協力要請と本日の長時間審議についての御礼が述べられ、13時45分に閉会となった。

以上

◆第2回 理事会 平成23年5月26日（木）

議案 第1号議案 定時総会提出議案の確認の件
第2号議案 その他

開会 定刻になり奥山専務理事の司会により開会。

事務局はここで本日の出欠状況を以下の如く報告する。

理事総数26名中 25名（代理を含む）出席委任状1名

監事総数3名中 2名出席委任状1名

また本日は新任の理事に予定されている方が前任の理事の代理若しくはオブザーバーとして同席していること、手違いにより代理出席いただいた名前が誤っていたことをお詫びして報告した。

ここで本日の会の成立と共に定款27条により会長が議長に就くことを告げた。

議長は出席者の中から、議事録署名人として、津久浦理事と磯野理事を指名し了承を得た上で議事に入った。

第1号議案 定時総会提出議案の確認の件

議長より事務局に第1号議案の説明の指示があり、これを受け専務理事は、手元に配布された資料を確認した後、前回の理事会から変更した点が三点有ることを報告し説明する。

第1点目 定款の変更の件

- ・理事の定数を20名～30名 ⇒ 20名～25名に変更
- ・民法改正による役員の職務等に関する事項の変更

第2点目 今夏の「電力節電抑制策」の業界自主行動計画に関する一部内容の変更の件

第3点目

公益法人制度改革に沿った本部と支部の合算された決算書の承認
以上3点が報告・説明された。

また4月以降の入・退会動向については、正会員1社の入会が有ったことを報告し承認をお願いする。

議長が全員に声を掛けたところ、全員から賛同を得た。

次に議長は、前回の理事会にて承認された新理事候補の方で、本日当席に出席の方々を紹介。名前を呼ばれた3名の理事候補は立礼。

また退任した鈴木理事及び萩原監事の補充は無く、本年は理事25名と監事2名の27名体制にて運営することを報告する。

第2号議案 その他

第2号議案としては提起事項がない様なので、各支部から支部総会の日程や研修企画等の案内、また、政策委員会に対する要望などがあれば発表するよう議長が促し、北海道の村山理事より順次指名をしていった。

各支部長より今後の総会の日程やセミナーの内容等がそれぞれ発表され、全ての発表が終了後、國分会長から各支部においては地域により、いろいろ有ることと思うが、宜しくお願いたいと結ばれ、再度、何か意見が有ればと促したが、何も無かったため、國分会長はこの後、定時総会ならびに懇親会にいたるまで協力をしていただくようお願いして、14時40分に終了した。

◆第3回 理事会 平成23年11月8日（火）

議案	第1号議案	上半期事業活動報告及び下半期事業活動に関する件
		(1) 上半期事業活動報告及び今後の活動について
		(2) 上半期収支決算報告
		(3) 監査報告
	第2号議案	平成24年度収支予算について

第3号議案 その他

開 会 定刻になり奥山専務理事の司会により開会。

農林水産省食料産業局製造卸売課 課長補佐 上河内 光秀 様
係 長 中 嶋 勝治 様

出欠状況	理事総数	23名中	出席理事	21名	委任状	2名	計	23名
	監事総数	2名中	出席監事	2名			計	3名

司会者が資料に基づき出欠状況を報告、会の成立とともに定款に則り、議長に会長を指名し議事の進行をお願いする。

議長が下記の二名を議事録署名人に指名し了承を得て議事に入った。

三菱食品(株) 中嶋 隆夫 理事
伊藤忠食品(株) 足立 誠 理事

第1号議案 上半期事業活動報告及び下半期事業活動に関する件

議長より、第1号議案を報告するよう指示があり専務理事より手元に配布された資料の確認をした後、概況及び事業活動のポイントを資料に則り報告された。

1. 会員動向の件
2. 役員体制について
明治屋商事の磯野・山本両理事から、退任届が提出されましたので、以降理事は23名となる。
3. 農林水産省の組織改編について
4. 公益法人制度改革への対応状況について
 - (1) 一般社団法人 日本加工食品卸協会 としての定款(案)の検討
 - (2) 新会計基準による事業別収支制度を導入するにあたり、会費収入を事業別の収入に按分、分割する事について
 - (3) 内部留保率の適正化のため、今期の決算時に事業費準備資産として相当額を引当金勘定に計上する事について
5. 「環境自主行動計画」の調査票対応について
6. 平成24年度 税制改正等に関する要望書について
7. 物流問題研究会からの報告
8. 情報システム研究会システム専門部会からの報告
9. 「国民生活産業・消費者団体連合会」加入に関して
10. その他

以上の項目が順を追って説明された。

同時に上半期の収支決算の内容を説明し、更に、10月31日に監事各位により監査を受けた経緯を報告した。

議長はここで監事に監査報告を求め、濱口吉右衛門監事は「去る10月31日に実施した監査の結果、業務報告を受け財務諸表及び帳票・証憑につき、適法正確に処理され報告の事実と相違ないものと認めました」と報告をした。

議長はここで、事業活動の内容ごとにそれぞれ質疑を求めたが、無かったので、承認を求め、拍手で承認された。

続いて、議長は第2号議案の説明を事務局に求めた。

第2号議案 平成24年度暫定収支予算について

平成24年の4月から5月の定時総会までの収支予算で、総会にて平成24年度の予算の承認を得るまでの暫定予算であり、来年1月の執行運営委員会の開催日に在京理事、あるいは代理の方にて臨時理事会を開催して審議していただく。

各理事の皆さまには、事前に予算案を書面にてご提示の上、意見・賛否を仰ぐ予定であり、その結果を追認する段取りであることを説明。

収支暫定予算を決めるにあたって、以上の様な策定方法について承認をお願いする。

議長から複雑だが以上の様な方法で進めるにあたって承認をお願いする。

異議なく全員から承認された。

第3号議案 その他

議長から、用意した議案は以上であるが折角の機会であるので何か意見・質問等が有ればと声を掛けたところ、加藤理事より、公正取引委員会より説明の有った「優越的地位の濫用」の件は、経営者のみならず全社員が内容を理解し、認識を統一することが大前提であり、今後事務局を中心に啓蒙活動を推進するよう要請があった。

議長より、今の意見を踏まえ、政策委員会等も含めてしっかり対処するように事務局に指示をいただく。

また 次回の開催予定は

正・副会長会議及び理事会	平成24年4月19日（木）
理事会・定時総会	平成24年5月24日（木）

であることが事務局より報告され、13時45分に閉会となる。

以 上

◆第4回 理事会 平成24年1月23日（月）

出 欠 状 況 : 理事総数 23名 内代理を含む出席理事 13名 委任状 10名 計 23名

◎出席理事氏名: 國分勘兵衛・北見 賢 (代理 清水宣和) ・後藤雅治・中嶋隆夫 (代理 田口耕輝) ・田中茂治・堀井壯一郎 (代理 成田祐一) ・濱口泰三・足立 誠 (代理 勝山元春) ・津久浦慶之 (代理 湯浅正男) ・宗像善昌 (代理 小林由朗) ・長原光男 (代理 金子 稔) ・加藤武雄 (代理 福島和成) ・奥山則康

◎委任状出席理事: 村山圭一・堀内 琢夫・上田 弘・松川 隆志・永津 邦彦・荒木 章・中村成朗・竹内克之・本村道生・出森義人

議 案 第1号議案 平成24年度年初収支暫定予算の件
第2号議案 その他

定刻、事務局より開会の案内と本日の出欠状況を報告。理事会の成立を確認。

正・副会長いずれも代理出席なので、定款第14条3項に基づき議長として、専務理事の就任の是非について諮ったところ、異議なく承認されたので奥山則康専務理事が議長席に着席した。

議長は直ちに議事録署名人として、田口理事代理と湯浅理事代理を指名し、了承を得たので議事に入った。

第1号議案 平成24年度年初収支暫定予算の件

議長より資料の予算案と策定経緯について説明し、さらに事前に各理事・監事に質疑と賛否を問うた結果、全員質問もなく異議もなく賛成との回答文書を得ている旨の報告を行った。ここで改めて出席者に賛否、質疑を問うたが、異議なく承認された。

尚、この暫定予算は5月に予定されている総会において議決される平成24年度収支予算に包含される事も併せて確認した。

第2号議案 その他

議長より出席者に問題提起の有無を諮ったが、何もなかった。

以上で、予定の議題の審議が終了したので議長より閉会を告げた。

以 上

平成24年度 年初収支暫定予算
(自平成24年4月1日～至平成24年5月24日)

1. 収入の部

大 科 目	中 科 目	金 額 (円)
会費収入	会員会費収入	9,050,000
雑収入	雑収入	0
当期収入合計		9,050,000
前期繰越収支差額		25,336,706
収入合計		34,386,706

2. 支出の部

大 科 目	中 科 目	金 額 (円)
事業費	調査研究事業費	4,800,000
	知識啓発事業費	1,150,000
管理費	人件費	2,400,000
	会議費	500,000
	事務諸費	1,800,000
当期支出合計		10,650,000
当期収支差額		△1,600,000
次期繰越収支差額		23,736,706

議案内容について

定款第39条により平成24年度年初（平成24年4月1日より平成24年5月24日（総会開催予定日）まで）収支暫定予算を次の如き立案方針で策定致しました。

収入の部であります。前期からの繰越分については平成23年度予算の翌期繰越金額としました。

会費収入については、当局の指導に基づき、平成23年度実績（9月末）額の「12分の2（2ヶ月分の意）」としました。

支出については、調査研究費・知識啓発事業費ともに平成23年度実績を参考とし推計しました。

人件費については、平成24年度見込み額にて算出しました。

会議費と事務諸費については、23年度実績（2ヶ月間）を参考として算出致しました。

以 上

[正副会長会議]

定例的に理事会の前に年2回（4月、11月）開催した。また専務理事から会長に毎月定例的に活動状況について業務報告を行いご意見をいただいた。

◆第1回 正副会長会議 平成23年4月21日（木）

当日開催される理事会の運営についての内容確認が主な議案であったが、今回は公益法人制度改革への対応や定款変更に関する件など重要な議案もあり、また震災に関する件や電力節電抑制策等について、それぞれ意見交換を行い共通認識をもって理事会に臨んだ。

◆第2回 正副会長会議 平成23年11月8日（火）

当日開催される理事会の運営内容について確認を行ったが、理事会に先立ち公正取引委員会企業取引課より取引の適正化に向けて要請を受けたことに関し説明が行われることを確認した。

本部事業活動

[政策委員会・食品取引改善協議会]

◆第1回 平成23年5月10日（火）

平成23年度第1回目の政策委員会・食品取引改善協議会を5月10日（火）午前10時から日本橋精養軒会議室にて開催した。

主要議題は、4月21日に開催された理事会の内容の情報共有化や当日行われる賛助会員幹事店会の運営内容の確認であったが、平時の在庫保有のあり方や納品日付の見直し、電力節電抑制策等の大震災後の業界影響についても意見の交換を行った。

また一部委員の交替もあり、あらためてこの委員会が協会における組織の枢軸的機能であることを確認した。

◆第2回 平成23年10月26日（水）

平成23年10月26日（水）午前9時半より当協会会議室に於いて開催。主要議案は上半期を終了しての事業活動総括と下半期の活動に向けての事案検討であった。

*主要上半期活動報告

- ① 公正取引委員会からの「食料品卸売業者と食料品製造業者との取引の適正化について」（要請）
- ② 農林水産省の組織再編について
- ③ 枝野経産大臣との流通懇談会の開催について
- ④ 上半期の会員動向について
- ⑤ 役員の異動について
- ⑥ 公益法人制度改革への対応状況について
- ⑦ 2011年度環境自主行動計画に関する調査票の提出について

- ⑧ 節電抑制計画の実施状況について（電力総使用量報告）
- ⑨ 平成24年度税制改正要望について
- ⑩ 食品リサイクル法の業界ヒアリングについて
- ⑪ 酒類卸免許の要件緩和について
- ⑫ 物流問題研究会報告
- ⑬ 異業種交流委員会の今後の運営について
- ⑭ 今後の日程案について

◆第3回 平成23年11月15日（火）

平成23年11月15日（火）午前10時より精養軒日本橋店会議室に於いて開催。

主要な議案は11月8日（火）に行われた正・副会長会議並びに理事会の内容についての報告であったが、特にその中で先般の公正取引委員会からの「食料品卸売業者と食料品製造業者との取引の適正化」についての要請を受けて、今後業界としてどのように対応するかについて検討を行い、会員各位には協会の周知の徹底を優先して行うこととした。

また当日行われる賛助会員幹事店会の運営について確認を行った。

◆第4回 平成24年3月23日（金）

午後3時より日食協会議室にて開催。

主要な議題は、平成23年度の事業総括と平成24年度の事業計画案及び実施計画案についての審議検討であったが、新年度から一般社団法人としての事業活動になることか新定款を確認し今後のガバナンスについて共通認識をもった。

また食品流通の現状の課題について意見交換を行い、賛助会員幹事店会の議題についての方向性を確認した。

[賛助会員幹事店会]

◆第12回 賛助会員幹事店会 平成23年5月10日（火）

第12回賛助会員幹事店会を5月10日（火）午前11時30分より日本橋精養軒会議室にて開催した。

会議は、冒頭当協会の政策委員長中嶋隆夫氏（(株)菱食）と賛助会員幹事企業を代表して小原利郎氏（味の素(株)）からご挨拶をいただいた後、事務局の司会進行で議事に入った。

議題は、(1)平成23年4月21日開催の理事会報告として、①平成22年度事業活動報告 ②一部役員改選について ③公益法人制度改革への対応状況について 等を報告。

ついで、(2)意見交換テーマとして ①市場・流通構造の変化に伴う協働体制として、新たな製・配・販連携について ②流通業界を取り巻く各種経営環境の変化と優先的対応策について参加賛助会員幹事企業から発表をいただき意見の交換を行った。

大震災以降、卸の品揃えや物を届ける配送力が評価され、また加工食品の価値の見直し等から製配販の新たな取り組みの機運があり、様々な連携策について活発な意見が交わされた。

特に納品日付の緩和問題は、今後の電力節電抑制策とも絡み、重要な課題であるが、メーカ

一においては賞味期限の安全係数の見直しを優先してやって頂きたいと要請した。

次回開催を平成23年11月15日(火)に予定して閉会とした。

◆第13回 賛助会員幹事店会 平成23年11月15日(火)

平成23年11月15日(火)午前11時30分より精養軒日本橋店会議室に於いて、第13回賛助会員幹事店会を開催した。

会議は、冒頭に当協会を代表して政策委員長 中嶋隆夫氏(三菱食品(株))と賛助会員幹事店13社を代表して梅澤忠徳氏(味の素(株))からご挨拶をいただいた

ついで事務局の司会進行で議事に入り、最初に11月8日(火)に開催した理事会の概要について事務局から報告を行った。

次に、本日の意見交換テーマに入り、「TPP問題の業界に与える影響について」出席の賛助会員幹事企業全員からご発言をいただいた。現在我が国はTPP交渉に向けて関係国と協議に入るという局面の中で詳しい内容を把握することは難しい状況ではあるが、またメーカーさんの製造するカテゴリーによっても影響力の違いあるものの「TPP問題」に対する業界の本質的課題を理解する上で大変貴重なご意見うかがうことができた。

日本加工食品卸協会「一般社団法人」への移行について

—社団法人 日本加工食品卸協会—

会長 國分 勲兵衛

当協会活動につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、公益法人制度改革については、2008年12月に「民による公益の増進」を目指した新しい法律が施行され、現在、民法制定以来100年以上を経て、初めての改革が進められております。この新法により、これまでの社団法人は、公益活動の有無に係らず法人格を取得できる「一般社団法人」への移行、または公益事業を行い、かつ、高度なガバナンスを要求される「公益法人」との、いずれかの移行が義務付けされることになりました。

当協会は、会員ならびに理事の総意のもと、まずもって「公益社団法人」への移行を優先すべく一昨年認定申請を行いましたが、残念ながら不認定となりました。したがって改めて「一般社団法人」へ移行すべく準備・申請をおこなって参りましたが、本年3月22日、内閣総理大臣より、「一般社団法人」への移行が認可されました。

これを受けて、当協会は、本年4月1日に、「一般社団法人 日本加工食品卸協会」へ移行するはこびとなりました。

今後とも、当協会は、この公益法人制度改革の理念にもとづいて、事業活動に取り組み、食品産業の発展と国民生活の向上に注力して参る所存でございます。引き続き、皆様方よりご指導ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

内閣府公益認定等委員会から認可書交付

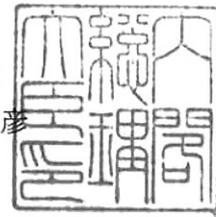
－ 3月22日－



府益担第2785号
平成24年3月22日

社団法人日本加工食品卸協会
國分 勘兵衛 殿

内閣総理大臣
野田 佳彦



認可書

平成23年12月7日付け申請に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第45条の規定に基づき、別紙のとおり的一般社団法人として認可する。

定 款

平成24年4月1日 制定



〒103-0022 東京都中央区日本橋本町2丁目3番地4号
(江戸ビル4階)

電 話 03(3241)6568 F A X 03(3241)1469

一般社団法人日本加工食品卸協会定款

平成24年4月1日より施行

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本加工食品卸協会（以下「協会」という。）と称し、その英文名を、JAPAN PROCESSED FOODS WHOLESALERS ASSOCIATION とする。

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を東京都中央区に置き、従たる事務所を理事会の決議によって必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 協会は、加工食品流通の近代化・効率化に関する調査研究、加工食品の卸売業の構造改善の促進、加工食品に関する知識の普及啓発等を行うことにより、加工食品流通の近代化と経営の合理化を図り、もって、加工食品の安定供給と国民生活の向上に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 加工食品流通の近代化・効率化に関する調査研究及びその成果の普及
- (2) 加工食品の卸売業の構造改善に関する事業の実施及び指導
- (3) 加工食品に関する知識の普及啓発及び業界の課題に関する見解の提示
- (4) 加工食品の卸売業の経営者及び従業員の教育研修
- (5) その他協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国で行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 協会の会員は、加工食品流通の近代化及び効率化に日常的且つ積極的に関連する健全な事業者であって、次条の規定によりこの協会の会員となった者をもって構成する。

2 この協会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 本協会の目的及び事業に賛同して入会した加工食品卸売業を業とする法人
- (2) 事業所会員 正会員の登録された出先機関の事業所

(3) 賛助会員 本協会の目的及び事業に賛同して入会した食品製造業及び加工食品流通に関係する食品製造業以外の業種

(4) 団体賛助会員 本協会の目的及び事業に賛同して入会した食品製造業及び加工食品流通に関係する団体

(会員資格の取得)

第6条 協会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければ ならない。

2 前条の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(経費の負担)

第7条 協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が解散したとき。

第4章 総 会

(構 成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第 12 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 13 条 総会は定時総会として毎年 1 回事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招 集)

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第 15 条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 17 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、

過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面又は代理人による議決権の行使)

第18条 総会に出席できない正会員は、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協会に到達しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協会に提出しなければならない。
- 4 第1項の規定により議決権を行使する者は、当該総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設定)

第20条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20人以上 25人以内
- (2) 監事 2人又は3人

- 2 理事のうち1名を会長、3名を副会長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の会長及び副会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長並びに専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

- 3 副会長は、会長を補佐して協会の業務を掌理し、理事会において別に定める順序により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、事務局を統括して業務を処理する。
- 5 会長・副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(名誉会長及び顧問)

第27条 協会に、任意の機関として、名誉会長及び顧問を若干名置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、次の職務を行う。
 - (1) 会長の相談に応じること
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
- 3 名誉会長及び顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 名誉会長及び顧問の報酬は、無償とする。

第6章 理事会

(理事会の構成等)

第28条 協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長並びに専務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 委員会

(委員会)

第33条 会長は、協会の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の決議を経て、委員会を置くことができる。

- 2 委員は、理事会の承認を得て、専門的な知識を有する者のうちから、会長が委嘱する。
- 3 委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第8章 会計

(事業年度)

第34条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

(剰余金の分配)

第37条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第40条 協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方

公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 協会の最初の会長は、國分勘兵衛、副会長は後藤雅治、濱口泰三、田中茂治とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

[環境数値算定標準化協議会]

平成23年10月2日（水）午前9時30分より、日食協会議室において開催し、農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課食品産業環境対策室に提出する2011年度（2010.4～2011.3）の「環境自主行動計画」の環境数値について内容の確認を行った。

温暖化対策については、輸配送の特定荷主部門はデフレ基調の継続から取扱商品の単価下落傾向に歯止めかからず、取扱高に比し輸配送の回数と配送距離が増加し、また夏季の猛暑の影響からエネルギー使用量及びCO₂排出量が増加した。しかしエネルギー消費原単位とCO₂排出原単位は改善値をキープした。一方、事業場部門の特定事業者では、猛暑の影響から使用面積は減少する中で、エネルギー消費量、原単位ともに悪化した。

廃棄物対策では、今回初めて7社の定期報告事業者から食品廃棄物排出量と再資源化量及び再資源化率を提出いただき貴重な業界の環境数値をまとめることができた。

2011年度 (社)日本加工食品卸協会の環境自主行動計画に ついての調査票提出の内容骨子(2010.4～2011.3) (提出先：農林水産省食品産業環境対策室)

—環境数値算定標準化協議会・環境問題対応WG—

* 社団法人 日本加工食品卸協会の会員数 正会員 141名
(平成23年3月末現在)

I. 温暖化対策（CO₂排出抑制対策）

① 特定荷主（輸配送部門）

・ フォローアップに参加している会員卸数及び売上高（倉出売上高他）
12社 68,090億円

・ フォローアップカバー数 正会員の8.5%（12社／141社）

（旭食品・伊藤忠食品・加藤産業・国分・日本アクセス・日本酒類販売・マルイチ産商・三井食品・明治屋商事・ヤマエ久野・菱食・リョーシヨクリカー）

② 特定事業者（事業場部門）

・ フォローアップに参加している会員卸数及び使用面積（延床）
17社 4,342,886㎡

・ フォローアップカバー数 正会員の12.1%（17社／141社）

（旭食品・伊藤忠食品・加藤産業・関東国分・国分・佐藤・昭和・トーカン・日本アクセス・菱食・日本酒類販売・藤徳物産・マルイチ産商・三井食品・明治屋商事・ヤマエ久野・ユアサフナシヨク）

1. 自主行動計画における目標

各企業活動に伴うエネルギー消費量・原単位を基準年度2006年度に対し、2011年度に於いて事業所毎に95%の水準にすることを目標とする。

2. 目標達成のための取り組み

(特定荷主)

- ・着荷主との取引慣行の見直し
- ・物流センターの統廃合
- ・配送委託先ドライバーに対するエコドライブの啓発・推進
- ・積載効率良化のための配送頻度の見直し
- ・燃費改善取組のための運行指導の継続実施
- ・配送効率向上につながる業務改革の継続
- ・配送の効率化を目指して同業他社に対する共同配送の提案と実施

(特定事業者)

- ・「管理基準」の運用徹底
- ・使用エネルギーの見える化推進
- ・デマンド管理システムの導入
- ・窓ガラスへの遮光フィルムの導入
- ・OA機器、照明器具等の省エネ機器への変更
- ・パソコンの省電力設定、離席時のノートパソコンの蓋締め
- ・空調の効率運転、設定温度の調整
- ・10年以上経過した空調機器の更新
- ・不要時間照明消灯の徹底やエレベーターの使用削減
- ・クールビズの導入
- ・ボイラーのエネルギー転換（A重油⇒都市ガス）

3. エネルギー消費量・CO₂排出量の実績

* (特定荷主)

	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年度
・生産高 (倉出売上高他)	55,546億円	65,355億円	66,385億円	66,079億円	68,090億円
・エネルギー消費量 (原油換算kl)	130,200kl	142,576kl	137,952kl	134,726kl	138,517kl
・エネルギー消費量原単位 (原油換算/億円)	2.34	2.18	2.08	2.04	2.03
・CO ₂ 排出量 (t-co ₂)	345,786	378,371	366,226	357,592	367,240
・CO ₂ 排出原単位 (t-co ₂ /億円)	6.23	5.79	5.51	5.41	5.39

*** (特定事業者)**

2008年度は参考数値として以下の10社の環境数値を算定

エネルギー消費量 (原油換算kl) 138,167kl・CO₂排出量 278,462(t-CO₂)

(旭食品・伊藤忠食品・加藤産業・国分・日本アクセス・日本酒類販売・三井食品・明治屋商事・菱食・リョーシヨクリカー)

	2008年度	2009年度	2010年度
・使用面積	—	4,400,240m ²	4,342,886m ²
・エネルギー消費量 (原油換算kl)	138,167kl	137,347kl	145,547kl
・エネルギー消費量原単位%(原油換算/使用面積)		3.120	3.350
・CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)	278,462	240,827	234,904
・調整後CO ₂ 排出量		205,027	205,179
・CO ₂ 排出原単位 (t-CO ₂ /使用面積)		0.0547	0.0541
・調整後CO ₂ 排出原単位	—	0.0466	0.0472

【2010年度の排出量増減の理由】

(特定荷主)

- ・2010年度における加工食品卸売業界は取扱商品の単価の下落傾向が継続し、取扱高の伸び以上に物量が伸びたため、輸配送の回数と配送距離が増加した。また夏季の猛暑の影響から重量の重い飲料水の取り扱いが増加し、エアコン稼動時間が大きく伸びて燃料使用量が増えた。更には東日本大震災の影響から移送距離が増加してエネルギー使用量が増加した。こうしたマイナス要素が多い年度ではあったが不採算取引の是正と内部コストの圧縮等により体質改善に取り組み、量から質への転換を加速させ、エネルギー消費量及びCO₂排出量は増加したが、エネルギー消費量原単位及びCO₂排出原単位においては改善値をキープした。

(特定事業者)

- ・猛暑の影響もあり2009年度対比で使用面積は減少するもエネルギー消費量、原単位ともに悪化する。

4. クレジット等の活用状況と今後の予定

- ・自主行動計画に参画している事業者のうち1社は、2009年～2012年オフセットクレジット制度 J-VERに基づいた温室効果ガス吸収プロジェクトにより1000t強のCO₂クレジットを創出する計画を進めている。

5. 森林吸収に関して

- ・自主行動計画に参画している事業者のうち1社は、関係者が保有する三重県松阪市の山林をJ-VERの間伐促進型プロジェクトとして認証を受け手入れを進めています。その山林は、森林吸収の観点だけではなく生物多様性の面も考慮に入れて管理を行っています。

II. 廃棄物対策

1. 自主行動計画における目標

事業所毎に発生する廃棄物の発生量を抑制して、減量化し、一層の再資源化を進めて、排出物の削減に努める。

2. 目標達成のための主要な取り組み

- ・事務消耗品の廃棄物（特に書類）の発生を極力抑制
- ・コピー紙の両面印刷及び縮小使用による使用量の削減、書類の裏面再活用や社内封筒の複数活用の推進
- ・電子化による紙類の使用減を図る
- ・分別収集による資源リサイクルの推進
- ・過剰梱包材・配送資材の廃止依頼
- ・流通管理による商品の不良化防止と廃棄処分の減量化
- ・「食品リサイクル法」のリサイクル率達成に向けて廃棄物管理の徹底
 - ① 電子マニユエスト化による「見える化」促進
 - ② 廃棄物処理ルートの見直し

3. 2010年度に実施した廃棄物対策の事例、効果

- ・2007年度に弊協会が作成した「改正食品リサイクル法への対応ガイドライン」「産業廃棄物の処理について」の改訂版を活用した啓蒙・普及活動

4. 廃棄物・再資源化量の実績

【廃棄物排出量】

① OA用紙使用量数値提出企業 7社 合計

2007年度実績 870.9t

2008年度実績 984.7t

2009年度実績 831.6t

2010年度実績 940.3t

(伊藤忠食品・加藤産業・国分・三井食品・明治屋商事・ヤマエ久野・菱食)

② 食品廃棄物排出量と再資源化量及び再資源化率提出企業 7社 合計

	(排出量)	(再資源量)	(再資源化率)
2009年度実績	1,358t	639t	47.0%
2010年度実績	1,384t	784t	56.6%

(加藤産業・国分・日本アクセス・トーカン・藤徳物産・マルイチ産商・菱食)

以上

食品産業における環境自主行動計画(2010年度実績)

— 農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課 —

食品産業における環境自主行動計画(2010年度実績)

計画策定主体	基準年	目 標		実績(基準年比)			(参考)CO2排出量 : 万t-CO2		
		指標	年度	数値	2009年度	2010年度	2009年度	2010年度	前年比
日本スターチ・糖化工業会	2006年度	CO2排出原単位	2010年度	▲3%	0.0% (▲9.2%)	▲4.6% (▲13.2%)	107.3 (97.3)	107.8 (97.8)	0.5% (0.5%)
	2000年度	エネルギー消費原単位	2010年度	年率▲0.5% 【▲4.9%】	10.9%	11.9%	105.8 (101.2)	105.4 (100.4)	▲0.4% (▲0.8%)
全国清涼飲料工業会	1990年度	CO2排出原単位	2008~2012年度平均	▲6%	7.9% (2.7%)	2.2% (▲3.0%)	104.3 (99.2)	105.7 (100.3)	1.3% (1.1%)
	2004年度	CO2排出原単位	2010年度	年率▲1% 【▲5.9%】	▲11.7% (▲17.3%)	▲12.3% (▲18.1%)	83.9 (78.6)	84.7 (79.2)	1.0% (0.8%)
日本ビーエー糖業協会	2000年度	CO2排出原単位	2010年度	▲3%	▲11.4% (▲11.8%)	15.5% (15.0%)	64.9 (64.7)	60.0 (59.8)	▲7.5% (▲7.5%)
	1990年度	エネルギー消費原単位	—	±0%	33.3%	30.2%	53.9 (51.4)	54.0 (51.5)	0.2% (0.2%)
日本植物油協会	1990年度	CO2排出量	2008~2012年度平均	▲8%	▲14.7% (▲16.9%)	▲17.0% (▲19.4%)	57.6 (56.1)	56.0 (54.4)	▲2.8% (▲3.0%)
	1990年度	CO2排出原単位	—	▲16%	▲17.3% (▲19.6%)	▲20.5% (▲22.8%)	—	—	—
全日本菓子協会	1990年度	CO2排出量	2010年度	▲6%	6.3%	6.4%	45.6 (—)	45.6 (—)	▲0.2% (—)
	1990年度	CO2排出原単位	2008~2012年度平均	▲22%	▲29.1% (▲30.5%)	▲31.6% (▲32.9%)	41.1 (40.3)	39.7 (38.9)	▲3.4% (▲3.5%)
精糖工業会	1990年度	CO2排出量	2010年度	▲10%	3.7% (▲11.0%)	7.1% (▲14.2%)	27.4 (25.3)	32.8 (30.3)	19.8% (19.8%)
	1990年度	CO2排出原単位	2010年度	▲3%	0.4% (▲1.9%)	2.8% (▲4.4%)	21.3 (21.0)	22.0 (21.7)	3.5% (3.4%)
日本ハム・ソーセイ工業協同組合	2003年度	CO2排出原単位	2010年度	▲5%	5.9% (▲12.7%)	11.1% (▲17.8%)	22.5 (20.8)	22.3 (20.6)	▲0.7% (▲1.1%)
	1990年度	CO2排出原単位	2010年度	▲5%	2.8% (▲11.1%)	2.8% (▲11.1%)	20.1 (17.2)	20.7 (17.2)	3.3% (3.1%)
製粉協会	1990年度	CO2排出量	2010年度	▲6%	14.4% (▲18.7%)	12.2% (▲16.8%)	17.7 (16.2)	18.2 (17.3)	2.5% (2.3%)
	1990年度	CO2排出原単位	2008~2012年度平均	▲24%	▲33.2% (▲36.0%)	▲31.6% (▲34.9%)	16.9 (16.2)	18.2 (17.3)	7.5% (6.7%)
日本醤油協会	2004年度	CO2排出原単位	2012年度	▲6.5%	2.7% (▲5.2%)	4.4% (▲12.0%)	9.4 (8.7)	9.6 (8.9)	2.0% (1.8%)
	2005年度	CO2排出量	2012年度	▲4% (▲13.6%)	7.0% (▲16.5%)	7.7% (▲17.2%)	4.7 (4.3)	4.7 (4.2)	▲0.7% (▲0.9%)
全国マヨネーズ・ドレッシング類協会	2005年度	CO2排出原単位	2012年度	▲4% (▲13.6%)	6.4% (▲16.0%)	7.2% (▲16.8%)	—	—	—
	2005年度	CO2排出原単位	2012年度	▲3%	12.0% (▲22.0%)	12.0% (▲22.0%)	5.4 (4.8)	4.6 (4.0)	▲16.3% (▲16.2%)
日本精米工業会	2006年度	エネルギー消費原単位	2010年度	▲1.5%	0.4%	3.6%	541.3 (488.0)	533.3 (482.2)	▲1.5% (▲1.2%)
	2009年度	エネルギー消費原単位	2011年度	年率▲1% 【▲2%】	—	7.4%	24.1 (20.5)	23.5 (20.5)	▲2.5% (0.1%)
日本加工食品前協会	2009年度	エネルギー消費原単位	2011年度	年率▲1% 【▲2%】	—	6.0%	—	—	—
	2009年度	エネルギー消費量	—	—	—	—	—	—	—

注1: 日本ハム・ソーセイ工業協同組合は、「ハンバーガー」部門は、外食産業として日本フードサービス協会で計上。また、平成23年9月に目標数値の見直しを行っており、2010年度排出量の評価は見直し後の目標で評価している。なお、見直し前の目標値は5%削減としていた。

注2: 全国マヨネーズ・ドレッシング類協会の目標数値の下段()書きは、電力に係る改善後(クレジット調整)の炭素排出係数を考慮した場合の目標数値。

注3: 日本加工食品前協会は、2009年度を基準年として業務部門のフロッピーチップを開始。

注4: CO2の排出量(排出原単位)を指標とする団体の「実績(基準年比)」欄及び「(参考)CO2排出量」欄の下段()書きは、電力に係る改善後の炭素排出係数を用いてCO2排出量を算出したものである。

注5: 「(参考)CO2排出量」は、業種企業数の変動により、前年度との単純比較ができない場合がある。

進 捗 状 況 の 評 価 (取 組 状 況)

計画策定主体	評価 (取組状況)
日本スターチ・糖化工業会	設備更新時の省エネルギー設備の導入推進のほか、最近の経済状況の低迷に伴う製品需要の減少によりCO2排出量は減少傾向。本年度は猛暑・残暑の影響により製品需要が増加し、原料処理量が増加したことからCO2総排出量は昨年よりも増加したものの、CO2排出原単位は大きく減少し、目標年度である2010年度の排出原単位の数値目標を達成。 省エネルギー設備への更新等のCO2排出削減対策への取組や乳業生産量減少の影響によりCO2排出量は減少しているものの、エネルギー消費の高い製品(チーズ等)の生産割合の増加等により、エネルギー消費原単位が悪化し、目標年度である2010年度の消費原単位の数値目標を達成できなかった。
日本乳業協会	省エネルギー設備への更新等のCO2排出削減対策への取組や乳業生産量減少の影響によりCO2排出量は減少しているものの、エネルギー消費の高い製品(チーズ等)の生産割合の増加等により、エネルギー消費原単位が悪化し、目標年度である2010年度の消費原単位の数値目標を達成できなかった。
全国清涼飲料工業会	エネルギー転換、省エネルギー設備への更新等の推進により、CO2排出原単位は大きく改善しているところであるが、2010年度については猛暑の影響により生産量が大幅に増加し、CO2排出量が増加。基準年との比較では、ペットボトルの内製化(工場内で成型)に伴うエネルギー消費量の増加により目標水準には至っていない状況。
日本パン工業会	少量多品種生産等により生産効率が悪化する中、省エネルギー設備の導入及び省エネルギーに関する内部管理の徹底によりCO2排出原単位を削減し、目標年度である2010年度の排出原単位の数値目標を達成。
日本ビート糖業協会	これまでに取組んできた省エネルギー設備の導入や高効率化の促進等の効果によりCO2排出量が減少しているものの、低糖分原料処理により排出原単位が悪化し、目標年度である2010年度の排出原単位の数値目標を達成できなかった。
日本缶詰協会	生産量の増加によりCO2排出量は対前年比で増加しているものの、燃料転換等の省エネ対策によりエネルギー消費原単位は減少。基準年との比較においては、目標値設定時に比べて中小企業を含め参加企業数が約4倍となり、単純に評価できない状況となっていることを考慮する必要。
日本植物油協会	これまでの燃料転換や省エネ設備導入等の取組により、CO2排出量は減少傾向で推移。2010年度についても、バイオマス(木質チップ利用)等へのエネルギー転換やボイラー設備の更新等により、前年に比べて生産量が増加する状況においてもCO2排出量は減少。
全日本菓子協会	低公害車の導入、商品の共同配送及びエネルギー転換(重油から電気、都市ガスへのシフト)によりCO2排出量を削減し、目標年度である2010年度の排出量の数値目標を達成。
精糖工業会	エネルギー転換及び設備のインバータ化等の省エネルギー対策の促進のほか、溶糖量の減少及び購入電力の炭素排出係数の改善の影響によりCO2排出量が減少。
日本冷凍食品協会	前年に比べて生産量が増加し、CO2排出量が増加する状況にある中で、大手を中心に高効率機器への切替等を行うことにより目標年度である2010年度のCO2排出原単位の数値目標を達成。
全日本コーヒー協会	コージェネレーション設備の導入、都市ガス等へのエネルギー転換等によるCO2排出量に取組むことにより、前年に比べて生産量が増加する中でも目標年度である2010年度のCO2排出原単位の数値目標を達成。
日本ハム・ソーセージ工業協同組合	A重油から電力や都市ガスへの熱源転換の促進、高効率型機器への更新等、電力使用効率の向上に努めたことによりCO2排出量を削減し、目標年度である2010年度のCO2排出原単位削減の数値目標を達成。
製粉協会	生産量の増加や猛暑による電力使用量の増加等によりCO2排出量が増加したものの、エネルギー効率の向上対策と購入電力の炭素排出係数の改善等により、目標年度である2010年度のCO2排出原単位削減の数値目標を達成。
日本醤油協会	醤油加工品、小ロット多品種製造の増加等によりCO2排出量は対前年で増加しているが、これまでの設備の集約化、燃料転換、省エネルギー設備の導入等の取組により目標年度である2010年度のCO2排出原単位の数値目標を達成。
日本即席食品工業協会	ボイラー燃料の転換、各種省エネ対策等によりCO2排出原単位の数値目標を達成できる水準にあるが、生産規模の拡大やエネルギー使用量の多い製品の増加等により前年度に比べて排出量は増加。
日本ハム・バーガー・ハンバーガー協会	蒸気・温水配管バルブ等の保温、LPGから都市ガスへの燃料転換等に取組んだことと、購入電力の炭素排出係数の改善等により、前年に比べて生産量が増加し、CO2排出量が増加する中でも、排出原単位を大きく減少させ、行動計画策定時の目標年度である2010年度のCO2排出原単位の数値目標を達成。
全国マヨネーズ・ドレッシング類協会	拠点集約等による生産効率の向上、蒸気配管類保温による放熱ロスの削減や廃熱利用、製造工程短縮等に取り組みむほか、生産量の減少の影響もありCO2排出量、CO2排出原単位ともに減少。
日本精米工業会	前年に比べて生産量が減少し、CO2排出原単位が悪化する状況にあったが、LED照明設備の導入、エネルギー転換等の取組による省エネルギー一化により、CO2排出原単位削減の数値目標を達成する水準を維持。
日本フードサービス協会	省エネ型照明器具の導入、空調機器の定期メンテナンス及び適切な温度設定等の取組により、目標年度である2010年のエネルギー原単位の数値目標を達成。
日本加工食品卸協会	猛暑の影響から冷蔵・冷凍設備の電気使用量が増加し、エネルギー消費量・消費原単位ともに増加。CO2排出量については前年度と同程度。

注1 「計画策定主体」欄の赤字は、目標水準に達しているもの団体。

注2 電気事業者が京都メカニズムクレジットを償却したことにより、電力のCO2排出係数が改善。このため、全般に電力使用に伴うCO2排出量は減少。

暫 定

加工食品卸売業の

「新環境自主行動計画」

社団法人日本加工食品卸協会会員における

「地球温暖化対策」、「廃棄物対策」の取組みについて

平成24年3月



社団法人 日本加工食品卸協会

はじめに

1999年3月に、社団法人日本加工食品卸協会会員における「地球温暖化対策」の取り組みのガイドラインとして、「加工食品卸売業の環境自主行動計画」が策定された。この中で、中間流通業としての日常業務を通じて、CO₂の排出抑制をより強く意識し、我国全体が目指す方向・水準に当業界も同じ数値目標を明示し、かつ自らチェックしていく姿勢に対する理解を求めた。

その後、環境関連法律の改定や地球温暖化の危機意識の高揚或いは廃棄物の再資源化の強化など環境問題が著しく進化し、特に、個々企業に自己主張を求める動きが一層強まった。従ってこうした環境問題の状況変化を踏まえ、また消費と生産を結ぶ中間流通業としての社会的機能発揮が環境問題においても、その存在価値を高めるものと考えて、改めて協会会員企業が個々計画にあたってのガイドラインとなる「新環境自主行動計画」を2008年7月に策定した。

この新自主行動計画は、2006年度を基準年度として2011年度における目標を計画したものであった。

したがって年度終了後、速やかに2012年度から2016年度までの新たな「環境自主行動計画」の策定が必要となるが、東日本大震災による原子力発電の見直しから国のエネルギー政策が大きく変わる可能性があり、環境数値にも大きな影響が出るため、今回の「環境自主行動計画」はあくまで暫定的な位置付けとし、国のエネルギー政策が明確化され環境数値の前提与件が固まった段階で正式な「環境自主行動計画」を策定することとする。

環境問題を考える上では、前回の計画同様に次の前提・スタンスを十分認識することからはじめたい。

1. これからの個々企業は「環境問題」について、ますます自己の主張を持つことが要求されていること。
2. 業界も我国の社会構造の一産業として、共通的ターゲットや努力水準の数値表現をすることになったこと。
3. 各企業各人が問題認識し、計画の達成に向かって努力し、社会的責任を果たす必要があること。

I. 温暖化対策

基本的スタンス

「地球の温暖化」について、加工食品業界における中間流通機能の担い手である我が業界、就中当協会会員企業は、取引先との協力により、各企業活動に伴うエネルギー消費原単位を基準年度2011年度に対し、2016年度においては事業所毎に95%の水準にすることを目標とする。（輸配送・事業場の両部門で）

このために、次の対策を計画し実行する。

*原単位とは、エネルギー消費量削減目標を立てて管理する場合の基礎となる指標で加工食品卸売業では庫出売上高当たりエネルギー消費量原単位を基準指標とする。

1. 二酸化炭素の排出量の測定

- ・二酸化炭素（CO₂）の排出量の測定方法

エネルギー消費量×平均発熱量×排出係数＝エネルギー使用による

二酸化炭素（CO₂）排出量

*排出係数については、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に基づく

2. エネルギー消費原単位の削減

- ・エネルギー消費原単位を、毎年基準年度比1%ずつ削減し、結果として2016年度には、対2011年度比5%減を目標とする。

◇ 削減対象エネルギーとは

- ①電力
- ②ガス
- ③ガソリン・灯油・経由・重油

この為各事業所は、エネルギー消費量の削減に繋がるスローガン及び行動マニュアルを作成し、削減活動を実行する。

◇二酸化炭素排出量の削減対策

・オフィス活動では

- ①「管理基準」の運用の徹底
- ②デマンド管理システムの導入
- ③窓ガラスへの遮光フィルムの導入
- ④OA機器、照明器具等の省エネ機器への変更
- ⑤パソコンの省電力設定、離席時のノートパソコンの蓋締め
- ⑥空調の効率運転、設定温度の調整
- ⑦10年以上経過した空調機器の更新
- ⑧不要時間照明灯の徹底やエレベーターの使用削減
- ⑨クールビズ、ウォームビズの導入
- ⑩ボイラーのエネルギー転換（A 重油⇒都市ガス）

・物流活動では

- ①着荷主との取引慣行の見直し
- ②多頻度・少量配送の見直し
- ③物流センターの統廃合
- ④配送委託先ドライバーに対するエコドライブ(アイドリングストップ、急発進抑制等)の啓発・推進
- ⑤積載効率良化のための運行指導の継続実施
- ⑥燃費改善取り組みのための運行指導の継続実施
- ⑦配送効率向上につながる業務改革の継続
- ⑧配送の効率化を目指して同業他社に対する共同配送の提案と実施

Ⅱ. 廃棄物対策

事業所毎に発生する廃棄物の発生を抑制して、減量化し、いっそうの再資源化を進めて、排出物の削減に努める。特に、食品廃棄物については、「食品リサイクル法」に定める業種別再生利用等の実施率目標（食品卸売業 70%）、発生抑制の目標値（業種別基準発生原単位 4.78kg/100万円）に向けて取り組む。

以上

◇ 具体的削減対策

・ オフィス活動では

- ①事務用消耗品の廃棄物（特に書類）の発生を極力抑制
- ②コピー紙の両面印刷及び縮小使用による使用量の削減、書類の裏面再活用や社内封筒の複数回活用を推進
- ③電子化による紙類の使用減を図る
- ④分別収集（容器、紙等）による資源リサイクルの推進

・ 物流活動では

【川上（仕入先）への対策】

- ①過剰梱包材/配送資材の廃止依頼
- ②環境に配慮した梱包材/配送資材の採用依頼（例：樹脂製パレット、荷崩れ防止用バンド等）

【社内での対策】

- ①資源物の分別徹底（段ボール、廃プラスチック類、廃棄金属等）
- ②資源物リサイクル業者の開拓と資源リサイクル推進
- ③環境に配慮した梱包材/配送資材の採用（例：通い箱、樹脂製パレット、荷崩れ防止用バンド等）
- ④流通管理による商品の不良化防止と廃棄処分の減量化
- ⑤食品残渣の再生利用

【川下（得意先）への対策】

- ①環境に配慮した梱包材/配送資材の採用提案（例：通い箱、樹脂製パレット、荷崩れ防止用バンド等）
- ②返品削減

Ⅲ. 推進体制の明確化

本環境自主行動計画に掲げる目標達成のため、各企業内に「環境問題対策」を担当する部署を設置し、または分掌を明示して、計画の策定と進捗管理を恒常的に行う。

全従業員に対する「環境問題対策」の教育を行い、エネルギー消費量の削減と廃棄物対策の「環境問題」について意識の高揚を図る。

以上

食品リサイクル法による発生抑制



平成24年4月から16業種に目標値を設定！

食品リサイクル法 における発生抑制

定期報告の業種区分が変わりました！



食品リサイクル法(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)では、食品製造等で生じる加工残さや、食品の流通・消費過程等で生じる売れ残りや食べ残り等の「発生抑制」を行い、発生した食品廃棄物等については、飼料や肥料として「再生利用」に取り組むことで、廃棄処分を減らすとともに、環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指しています。

この中で、「食品廃棄物等の発生抑制」は、食品関連事業者の皆さんが取り組むべき最優先事項であり、コスト削減に貢献するとともに、「MOTTA I N A I (もったいない)」という時代の要請にかなう、環境にもやさしい取組です。

平成24年4月から、「発生抑制の目標値」が暫定的に16の業種に設定されました(あわせて、定期報告の業種区分も変わりました)。

これを契機にフードチェーン全体における「発生抑制」の取組の更なる推進が期待されています。

食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されました！

平成24年度は16業種に目標値を設定！

まずは、可食部分の廃棄処分が多く、発生抑制の重要性が高い業種から先行して目標値を設定しました。ただし、当面は暫定目標値として実施し、2年経過後に改めて評価を行い、今後、検証を進める他の業種と併せて本格実施となります。



発生抑制の目標値一覧 [H24.4 ~ H26.3]

業種	業種区分	暫定目標値
食品製造業	肉加工品製造業	売上高百万円あたり 113 kg
	牛乳・乳製品製造業	売上高百万円あたり 108 kg
	しょうゆ製造業	売上高百万円あたり 895 kg
	味噌製造業	売上高百万円あたり 191 kg
	ソース製造業	製造量1tあたり 59.8 kg
	パン製造業	売上高百万円あたり 194 kg
	麺類製造業	売上高百万円あたり 270 kg
	豆腐・油揚製造業	売上高百万円あたり 2,560 kg
	冷凍調理食品製造業	売上高百万円あたり 363 kg
	そう菜製造業	売上高百万円あたり 403 kg
	すし・弁当・調理パン製造業	売上高百万円あたり 224 kg
食品卸売業	食料・飲料卸売業（飲料を中心とするものに限る。）	売上高百万円あたり 14.8 kg
	食料・飲料卸売業（飲料を中心とするものを除く。）	売上高百万円あたり 4.78 kg
食品小売業	各種食料品小売業	売上高百万円あたり 65.6 kg
	菓子・パン小売業	売上高百万円あたり 106 kg
	コンビニエンスストア	売上高百万円あたり 44.1 kg

食品関連事業者の皆さんは、食品廃棄物等の単位当たりの発生量がこの目標値以下になるよう努力が必要です。また、既に目標値を達成している事業者の皆さんは、引き続き、単位当たりの発生量の維持または低減に努めるようお願いいたします！

今後は、段階的に目標値の設定が図られます！

右表の業種は、今後のデータの検証を踏まえ2年後の平成26年度を目途に目標値を設定する予定です。



今回、目標値を設定しなかった業種についても、当面は自主的な努力により、廃棄処分されている部分の抑制に努めるとともに、再生利用の更なる推進を図ることが必要です。

業種	業種区分
食品製造業	水産缶詰・瓶詰製造業、水産練製品製造業、野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業、野菜漬物製造業、菓子製造業、食用油脂加工業、レトルト食品製造業、清涼飲料製造業
食品卸売業	食肉卸売業
食品小売業	食肉小売業、卵・鳥肉小売業
外食産業	食堂・レストラン、居酒屋等、喫茶店、ファーストフード店、その他の飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業、給食事業、結婚式場業、旅館業

食品リサイクル法に基づく定期報告の業種区分が変わりました！

より実態に近い目標値を設定するためには、今まで以上に業種を細かく区分することが必要です。よって、定期報告の業種区分について、「**細分類**」及び「**業態**」に改訂することとなりました（下表の例参照）。

▼「細分類」による業種区分の例

現 行	改正後
その他の食料品 製造業 	でん粉製造業
	めん類製造業
	豆腐・油揚げ製造業
	あん類製造業
	冷凍調理食品製造業
	そう菜製造業
	すし・弁当・調理パン製造業
	レトルト食品製造業
	他に分類されない食料品製造業

▼「業態」による業種区分の例

現 行	改正後
清涼飲料製造業 	清涼飲料製造業（茶、コーヒー、果汁など残さが出るものに限る。）
	清涼飲料製造業（その他）
飲食店 	飲食店（食堂・レストラン）
	飲食店（居酒屋等）
	飲食店（喫茶店）
	飲食店（ファーストフード店）
	飲食店（その他の飲食店）

平成 23 年度実績（報告期限：平成 24 年 6 月末）については、準備期間として従来の業種でも報告が可能となっておりますが、データ分析の観点から可能な限り新しい業種区分での報告をお願いします。また、**業種が複数ある場合は、業種毎に分けて報告が必要**となりますのでご注意ください。

※業種区分等の詳しい内容については、農林水産省ホームページの閲覧もしくは、最寄りの地方農政局及び地方環境事務所への問い合わせによりご確認ください。
 【農林水産省HP http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syokuhin/s_houkoku/index.html】

企業等における発生抑制の取組は、「計量」が重要です！

まずは、適切な食品廃棄物等の発生量の把握を！

食品廃棄物の発生量の計量【共通の取組】

〔スーパーマーケット：A社〕
 各店舗に計量器を設置し19分類に分別して計量を実施。分別の徹底と計量により、発生抑制の意識が高まり、総排出量は毎年減少。



発生抑制に寄与する技術・商品開発【食品製造業における取組】

〔牛乳製品製造業：B社〕
 製造ラインの改善等により、牛乳等の賞味期限の延長化に成功。納入期限・販売期限が延長され、出荷量の調整に寄与。



「フードバンク」の活用

【フードバンクとは？】
 賞味期限が近いなど通常の販売が困難である食品・食料を、NPO等が食品メーカー等から引き取って、福祉施設等へ無償提供するボランティア活動です。



発生抑制はフードチェーン全体で取り組みましょう！

過剰在庫や返品等によって発生する食品廃棄物等の原因のひとつが1/3ルールなどの「商取引慣行」です。こうした「商取引慣行」は、個別企業等の取組では解決が難しく、フードチェーン全体での取組や業種を超えた話し合いにより解決していく必要があります。



流通と連携した受発注の工夫

〔日配品製造業：C社〕
 小売店と相談し受注を前日から2日前に変更。原料投入の段階から製造量の調節が可能となり、廃棄が減少。



一次産業と連携した食材の仕入れ

〔各種食料品小売業：D社〕
 農業生産法人からカット食材を仕入れ、商品製造時のロスを削減、カット時の残渣は農業生産法人の畑で使用される肥料の原料として使用。



再生利用等実施率目標の取組とあわせて評価します！

国として「発生抑制の目標値」を評価するにあたっては、別途設定されている「再生利用等実施率目標」（飼料化、肥料化、メタン化など）の達成状況とあわせて考える必要があります。



消費者の皆様へ

「ムダ」を意識しましょう！

- 消費期限・賞味期限を正しく理解
- 買い物で買すぎない
- 調理で作りすぎない
- 食べ残しのない注文の工夫



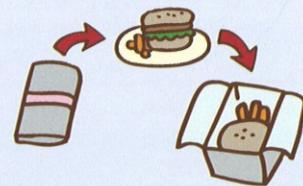
過剰在庫や返品等の商取引慣行が形成された背景としては、消費者の過度な鮮度志向があることも否定できません。まずは、消費者の皆さんが、「消費期限」や「賞味期限」等の表示内容を正しく理解するとともに、「ムダ」を意識した行動を起こすことが必要です。

「ドギーバッグ」の活用

【ドギーバッグとは？】

外食した際に食べ切れなかった料理を持ち帰るための容器及びその行為のことです。

今後の普及のためには、消費者の皆さんが食中毒のリスクについて留意し、適切な食品の保管など、食品衛生に関する消費者の意識を高める必要があります。



お問い合わせ先

▼ 農林水産省のお問い合わせ先

(問い合わせ時間 9:30～17:00)

本省・地方農政局等	電話番号	本省・地方農政局等	電話番号
農林水産省 食料産業局 食品産業環境対策室	03-6744-2066 (直通)	東海農政局 経営・事業支援部 事業戦略課	052-201-7271 (内線)2733
北海道農政事務所 農政推進部 経営事業支援課	011-642-5485 (直通)	近畿農政局 経営・事業支援部 事業戦略課	075-451-9161 (内線)2758
東北農政局 経営・事業支援部 事業戦略課	022-263-1111 (内線)4374	中国四国農政局 経営・事業支援部 事業戦略課	086-224-4511 (内線)2717
関東農政局 経営・事業支援部 事業戦略課	048-600-0600 (内線)3882	九州農政局 経営・事業支援部 事業戦略課	096-211-9111 (内線)4392
北陸農政局 経営・事業支援部 事業戦略課	076-263-2161 (内線)3951	沖縄総合事務局 農林水産部 食品・環境課	098-866-1673

▼ 環境省のお問い合わせ先

(問い合わせ時間 9:30～17:00)

本省・地方農政局等	電話番号	本省・地方農政局等	電話番号
環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 企画課リサイクル推進室	03-3581-3351 (直通)	近畿地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	06-4792-0702 (直通)
北海道地方環境事務所 環境対策課	011-299-1952 (直通)	中国四国地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	086-223-1584 (直通)
東北地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	022-722-2871 (直通)	高松事務所 廃棄物・リサイクル対策班	087-811-7240 (直通)
関東地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	048-600-0814 (直通)	九州地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	096-214-0328 (直通)
中部地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	052-955-2132 (直通)		

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

平成24年4月13日

関係団体食品リサイクル等担当者 各位

農林水産省食料産業局
バイオマス循環資源課
食品産業環境対策室

食品リサイクル法に基づく定期報告書の報告に関する周知の協力要請について

日頃から食品環境行政の推進について御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、食品廃棄物等の発生抑制の目標値の設定に伴い、平成24年4月から、定期報告の業種区分が、これまでの27業種区分から74業種に変更となりました。これにより単業種として報告していたものが、業種毎に分けて報告が必要となる場合がありますのでご注意ください。

定期報告の報告期限は6月末となっておりますので、下記の内容及び別添資料について、傘下会員の方々へ速やかに周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 食品リサイクル法に基づき、食品廃棄物等の前年度の発生量が100トン以上の食品関連事業者は、毎年度、主務大臣に食品廃棄物等の発生量や食品循環資源の再生利用等の状況を報告することが義務付けられています。
- 2 年間100トン以上の食品廃棄物等の発生量があるにもかかわらず、平成21年度から本年度までの定期報告が行われていない食品関連事業者は、今後、食品リサイクル法に基づき報告徴収及び立入検査並びに罰則（20万円以下の罰金）の対象となります。
- 3 平成23年度実績報告については、新様式（業種区分74業種）と旧様式（業種区分27業種）がありますが、できる限り新様式での報告をお願いします。
- 4 東日本大震災の影響により食品廃棄物等の把握等が困難な場合は、別紙「災害により発生した食品廃棄物等の食品リサイクル法（定期報告）における取扱いについて」をご覧ください、適宜対応をお願いします。

なお、御不明の点などございましたら、別添資料にあります各地方農政局等までご連絡願います。

食品関連事業者の皆様へ

【提出期日は6月30日まで！】

食品リサイクル法に基づく「定期報告」の提出をお願いします！（※以下の事業者の皆様は、報告が義務となっています）

報告が必要な事業者

前年度(4月～3月期)の食品廃棄物等の発生量が法人もしくは個人で100トン以上の食品関連事業者（食品の製造、加工、卸売、小売、飲食店業等）です。

報告様式

農林水産省のホームページに掲載している定期報告様式に入力し、報告してください。

【農林水産省HP】http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syokuhin/s_houkoku/index.html
新しく業種区分が細分化(74区分)され、業種毎に分けて報告が必要となる場合はご留意下さい。

(例)

現行	新区分
●その他の食料品製造業	でん粉製造業
	めん類製造業
	豆腐・油揚製造業
	あん類製造業
	冷凍調理食品製造業
	そう菜製造業
	すし・弁当・調理パン製造業
	レトルト食品製造業
	他に分類されない食料品製造業

現行	新区分
●清涼飲料製造業	清涼飲料製造業(茶、ｺｰﾋﾞ、果汁など残さが出るものに限る。)
	清涼飲料製造業(その他)
●飲食店	飲食店(食堂・レストラン)
	飲食店(居酒屋等)
	飲食店(喫茶店)
	飲食店(ファーストフード店)
	飲食店(その他の飲食店)

報告方法

書面の定期報告書※1を、本社の所在地を管轄する地方農政局に、必要部数※2を送付してください（農林水産省から他省庁へ回付致しますので、地方環境事務所等への提出は不要となります）。

※1：可能であれば入力いただいたエクセルファイルをCD-R等の記録媒体に保存して同封（1部）願います。

※2：農林水大臣あて1部、環境大臣あて1部、その他事業所管大臣があれば当該大臣あての部数を提出してください。

お問い合わせ先

本省・地方農政局等	電話番号	本省・地方農政局等	電話番号
農林水産省 食料産業局 食品産業環境対策室	03-6744-2066 (直通)	東海農政局 経営・事業支援部 事業戦略課	052-201-7271 (内線)2733
北海道農政事務所 農政推進部 経営事業支援課	011-642-5485 (直通)	近畿農政局 経営・事業支援部 事業戦略課	075-451-9161 (内線)2758
東北農政局 経営・事業支援部 事業戦略課	022-263-1111 (内線)4374	中国四国農政局 経営・事業支援部 事業戦略課	086-224-4511 (内線)2717
関東農政局 経営・事業支援部 事業戦略課	048-600-0600 (内線)3882	九州農政局 経営・事業支援部 事業戦略課	096-211-9111 (内線)4392
北陸農政局 経営・事業支援部 事業戦略課	076-263-2161 (内線)3951	沖縄総合事務局 農林水産部 食品・環境課	098-866-1673

定期報告業種区分改訂一覧表

▼新旧業種区分

現行	改訂後	現行	改訂後
畜産食料品製造業	部分肉・冷凍肉製造業	清涼飲料製造業	清涼飲料製造業(茶、J-7、果汁など残さが出るものに限る。)
	肉加工品製造業		清涼飲料製造業(その他)
	牛乳・乳製品製造業	酒類製造業	果実酒製造業
	その他の畜産食料品製造業		ビール類製造業
水産食料品製造業	水産缶詰・瓶詰製造業		清酒製造業
	海藻加工業		単式蒸留焼酎製造業
	塩干・塩蔵品製造業	蒸留酒・混成酒製造業(単式蒸留焼酎製造業を除く。)	
	水産練製品製造業	茶・コーヒー製造業 (清涼飲料を除く)	製茶業
冷凍水産物製造業	コーヒー製造業		
冷凍水産食品製造業	農畜産物・水産物卸売業	米麦卸売業・雑穀卸売業	
その他の水産食料品製造業		野菜卸売業・果実卸売業	
野菜缶詰・果実缶詰・ 農産保存食料品製造業		野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業(野菜漬物を除く。)	生鮮魚介卸売業
		野菜漬物製造業	食肉卸売業
調味料製造業	醤油製造業	その他の農畜産物・水産物卸売業	
	味噌製造業	食料・飲料卸売業(飲料卸売業が主に限る。)	
	ソース製造業	食料・飲料卸売業(飲料卸売業が主を除く。)	
	食酢製造業	各種食料品小売業	各種食料品小売業
その他の調味料製造業	野菜・果実小売業		
糖類製造業	甘蔗糖製造業	食肉小売業(卵、鳥肉を除く。)	
	甜菜糖製造業	卵、鳥肉小売業	
	砂糖精製業	鮮魚小売業	
	ぶどう糖、水あめ、異性化糖製造業	酒小売業	
精穀・製粉業	精米・精麦業	菓子・パン小売業	菓子・パン小売業
	小麦粉製造業	その他の飲食料品小売業	
	その他の精穀・製粉業	コンビニエンスストア	
パン・菓子製造業	パン製造業	その他の飲食料品小売業(コンビニエンスストアを除く。)	飲食店
	菓子製造業	食堂・レストラン	
動植物油脂製造業	動植物油脂製造業(食用油脂加工業を除く。)	居酒屋等	
	食用油脂加工業	喫茶店	
その他の食料品製造業	でん粉製造業	ファーストフード店	持ち帰り・配達飲食サービス業
	めん類製造業	その他の飲食店	
	豆腐・油揚製造業	持ち帰り・配達飲食サービス業(給食事業者を除く。)	
	あん類製造業	給食事業者	
	冷凍調理食品製造業	沿海旅客海運業	沿海旅客海運業
	そう菜製造業	内陸水運業	内陸水運業
	すし・弁当・調理パン製造業	結婚式場業	結婚式場業
	レトルト食品製造業	旅館業	旅館業
	他に分類されない食料品製造業		

平成 24 年 4 月 13 日
農 林 水 産 省
食料産業局バイオマス循環資源課
食品産業環境対策室

環 境 省
大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
企画課リサイクル推進室

災害により発生した食品廃棄物等の食品リサイクル法（定期報告）における取扱い について

この度の東日本大震災により被害を受けられた事業者の皆様方に、心からお見舞い申し上げます。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）では、平成21年度から食品廃棄物等多量発生事業者（食品廃棄物等の前年度の発生量が100トン以上の食品関連事業者）に対して、食品廃棄物等の発生量や食品循環資源の再生利用等の状況についての報告書の提出を求めています。東日本大震災の影響により、食品廃棄物等の把握等が困難な事業者については、その対応を別紙のとおりとしますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

なお、別紙に示しました「問1」については、事業者の皆様から回答内容が分かりづらい等のご指摘が多数ありましたので、今回、一部修正をしておりますが、取扱いについては変わらないことをご承知願います。

その他、東日本大震災等の影響による食品リサイクル法に関する対応でお困りの事業者におかれましては、最寄りの地方農政局等にご相談下さい。

●食品リサイクル法に基づく定期報告について

1. 災害により発生した食品廃棄物等についても、定期報告を行う必要があるのか。

【全体】

(答)

基本的には災害によって発生した食品廃棄物等であっても、その数量等が把握可能な場合は、定期報告における食品廃棄物等としてカウントする必要があります。

ただし、①工場等が地震によって倒壊した、②倉庫等が津波を受けて流された等食品廃棄物等の発生量の把握が困難な場合は、報告の対象外になり得ると考えられます。

2. 被災した工場では、被災前のものも含めて食品廃棄物等の発生量や再生利用等の実施量が把握できない。この場合、定期報告ではどのように記載するのか。

【表 1 関係】

(答)

被災により把握できない数量は除外して結構です。その場合、「〇〇工場分は被災により把握困難」等の理由を「発生量の把握方法」に記載して下さい。

3. 特定肥飼料等の原材料として食品循環資源を譲渡したが、譲渡先が被災してしまったため、特定肥飼料等の製造量が把握できない。定期報告ではどのように記載するのか。【表 1 2 関係】

(答)

特定肥飼料等の製造量（表 1 2）については、譲渡先の業者名のみ記載して下さい。

4. その他、定期報告を作成する上で、留意点はないか。【表 3 及び表 1 0 関係】

(答)

災害の影響により通常とは異なる発生原単位の上昇や再生利用等実施率の低下等があったと考えられる場合は、定期報告様式表 3 の「発生原単位が対前年度比で 1 0 0 % を超えた理由又は発生原単位が基準発生原単位を上回った理由」欄及び表 1 0 の「再生利用等の実施率が基準実施率を下回った理由」欄に、その状況等を記載して下さい。

[執行運営委員会]

◆第1回 4月13日(水)

15時より開催。議案は、①平成23年度事業計画について ②平成23年度収支予算案 ③夏季の電力需給対策について(「業界自主行動計画」)

◆第2回 5月6日(金)

15時より開催。議案は、①理事会報告 ②電力節電抑制策について ③TPPについて④定時総会の開催について ⑤支部総会の開催予定

◆第3回 6月8日(水)

16時より開催。①定時総会の開催について ②電力節電抑制策について ③山陽マルナカに対する課徴金の適用について

◆第3回 7月8日(金)

14時30分より開催。①農林水産省との情報交換会(米トレサ法施行後の状況について、大震災時における食料の緊急支援の課題について) ②平成22年度食品産業における取引慣行の実態調査について ③食品流通に係る取引の適正化の推進について ④製・配・販連携協議会の運営について

◆第4回 9月7日(金)

15時から開催。①農林水産省の組織改編について ②電気の使用制限の緩和について ③一般社団法人の定款について ④2011年度の環境自主行動計画の環境数値概要 ⑤平成23年度情報システム研修会の内容について ⑥物流問題研究会の実践テーマについて(小売業との納品与件緩和の議論) ⑦製・配・販連携協議会及び日本TCGFの運営について

◆第5回 10月13日(金)

15時から開催。①枝野経済産業大臣との流通業界との懇談会について ②平成22年度環境自主行動計画についての調査票骨子 ③異業種交流委員会の今後の運営について ④平成24年度税制改正等に関する要望書について ⑤物流問題研究会の実践テーマの報告 ⑥製・版・販連携協議会及び日本TCGFの運営について ⑦賛助会員幹事店会の議案内容について ⑧「高齢者向け加工食品取扱に関する調査」について ⑨「国民生活産業・消費者団体連合会」説立について

◆第6回 12月6日(火)

16時から開催。①放射性物質の基礎知識 ②TPPの業界における影響について ③公正取引委員会からの取引適正化に関する要請について ④製・配・販連携協議会及び日本TCGF会の運営について

◆第7回 1月23日（月）

15時から開催。①臨時理事会開催 ②公益法人制度改革への対応状況 ③食品中の放射性物質に係る新基準値に設定について ④「これからの環境対策を考えるシンポジウム」について ⑤「加工食品卸売統計調査」の依頼について ⑥平成24年度の主要事業計画について

◆第8回 2月29日（水）

15時から開催。①公益法人制度改革への対応状況 ②平成24年度事業計画及び実施計画について ③暫定「環境自主行動計画」について ④「公正取引に関する研修会」の開催について ⑤「加工食品卸売統計調査」の依頼について ⑥酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の一部改正」案について

◆第9回 3月27日（火）

15時から開催。①公益法人制度改革への対応について ②食品に含まれる放射性物質の新基準値と対応について ③「公正取引に関する研修会」について ④暫定「環境自主行動計画」について ⑤製・配・販連携協議会及び日本TCGFの運営状況について ⑥平成24年度各委員会・研究会・W/G・PJのエントリーについて ⑦賛助会員幹事店会の意見交換テーマについて ⑧商談書見積書の標準化について

(資料)

電力需要抑制の対策について

平成 23 年 5 月吉日

電力需要抑制の対策について

社団法人 日本加工食品卸協会

省エネ法と「環境自主行動計画」の遵守を基本的な考え方として以下の施策の実行により電力の需要を抑制する。

施策 1. 電気使用量を企業ごとに削減目標 15% (前年電力使用量の) を設定して、月次報告を受け、実績値を公開する。

【対象企業】省エネ法に定める特定事業者 16 社 (対象地域に事業所のない事業者は除く)

【対象地域】東北電力・東京電力・中部電力管内 (ただし中部電力管内は内部管理とし公表数値には含めない)

【対象期間】平成 23 年 5 月から平成 23 年 10 月まで

・データ対象月の翌々月の 10 日までに事務局に報告
(例: 5 月データであれば 7 月 10 日までに報告)

【報告数値】使用電力量の企業合計

【公開数値】企業名は公表せず、特定事業者の合計数値を公開

施策 2. 電力需給対策全般

- ① クールビズ期間の前倒し (6 月～9 月 ⇒ 5 月～9 月)
- ② 照明の省エネ化推進
- ③ 不要な照明の消灯徹底、屋外広告・看板の照明消灯
- ④ 自家発電設備の導入
- ⑤ 電力デマンド監視サービスの導入
- ⑥ 扇風機やサーキュレーターを導入
- ⑦ 空調設備の 28℃の設定遵守

施策 3. 流通 SCM の改善

・個々の取引内容について、節電抑制策に適した流通 SCM の再構築

施策 4. 省エネ施策の情報収集を行い HP に掲載

(提出小売業団体先)

日本チェーンストア協会

日本百貨店協会

日本スーパーマーケット協会

社団法人新日本スーパーマーケット協会

日本チェーンストアドラッグ協会

社団法人日本フランチャイズチェーン協会

社団法人日本ボランティア・チェーン協会

平成 23 年 5 月 占日

電力節電抑制策に関するお願いについて

社団法人日本加工食品卸協会
会長 國分 勘兵衛

謹啓

貴 様におかれましては、ますますのご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、貴協会の小売業者様と私ども団体傘下の卸企業とのお取引を通じて、格別のご高配を賜り、誠に有り難く厚く御礼申し上げます。

この度の「東日本大震災」により、貴協会傘下の小売業様におかれましても大きな被害にあわれたことと存じます。改めまして、心よりお見舞い申し上げます。

さて、「東日本大震災」の影響により、今夏の東京電力及び東北電力管内の供給力が大幅に減少するため、政府は 7 月から 9 月までの需要抑制目標を大口需要家・小口需要家・家庭ともに均一▲15%とし、国民・産業界が一丸となって、操業・営業時間の調整・シフト、休業日・夏期休業日の分散化、照明・空調等の節電等の具体的な計画を策定し実施することが求められております。

つきましては、この国難ともいえる状況にあたり食品流通業界全体で電力節電制限に対処し、「食」のライフラインを維持するため、個々のお取引内容をそれぞれ見直していただき、電力節電抑制策に適応した食品流通のあり方に再構築していただきますようお願い申し上げます。何卒事情ご賢察の上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

謹白

食料品卸売業者と食料品製造業者との取引の適正化について(要請)

公 取 企 7 7 号

平成23年10月24日

社団法人日本加工食品卸協会
会長 國分 勸兵衛 殿

公正取引委員会事務総局
経済取引局取引部長 野口 文雄



食料品卸売業者と食料品製造業者との取引の適正化について (要請)

公正取引委員会は、大規模小売業者による優越的地位の濫用行為に関して積極的かつ厳正な法執行を行うとともに、実態調査を実施するなどしてその未然防止に努めているところです。また、平成22年に「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」(以下「優越ガイドライン」といいます。)を策定し、どのような行為が独占禁止法上問題となるかについて具体的に明らかにするとともに、その普及・啓発に取り組んできたところです。

今般、公正取引委員会は、特に食料品の取引において優越的地位の濫用として問題になり得る事例が見受けられることを踏まえ、優越ガイドラインで例示されている行為類型に焦点を当てて、食料品製造業者と食料品卸売業者との取引に関する実態調査を実施し、その結果を平成23年10月19日に「食料品製造業者と卸売業者との取引に関する実態調査報告書」(<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/11.october/111019hontai.pdf>)として公表しました。

本調査の結果、食料品卸売業者の取引上の地位が食料品製造業者に対して優越しているなど、取引の実態によっては、優越的地位の濫用になり得る行為を行っている食料品卸売業者の存在がうかがわれました。

このような状況を踏まえ、貴協会におかれましては、前記報告書及び優越ガイドラインの内容について傘下会員に対する周知徹底を図るとともに、取引適正化に向けてより積極的な取組が行われるよう、傘下会員を指導することを要請します。

公正取引委員会

食料品製造業者と卸売業者との取引に関する実態調査について（概要）

平成23年10月19日
公正取引委員会

第1 調査の趣旨

不公正な取引方法として独占禁止法で禁止する優越的地位の濫用行為については、依然として違反事例が繰り返し生じている。こうした違反事例の中にあつては、大規模小売業者¹による納入業者に対する濫用行為が多く認められる。このため、公正取引委員会は、大規模小売業者による優越的地位の濫用行為に関して積極的かつ厳正な法執行を行うとともに、実態調査を実施するなどしてその未然防止に努めているところである。

しかし、優越的地位の濫用として問題となり得る行為については、卸売業者が取引先納入業者である製造業者に対して行っている事例もみられるところであり、また、こうした行為の背景として卸売業者が取引先の大規模小売業者から種々の要請を受け、それに応えるためにこうした行為を行うなど、大規模小売業者の行為に起因している可能性もある。

このため、今般、卸売業者と大規模小売業者の取引にも着目しつつ、製造業者と卸売業者の取引実態を把握するため、調査を行うこととした。

また、調査の対象分野としては、過去の調査事例などを踏まえると、特に、食料品の取引において優越的地位の濫用として問題になり得る事例が見受けられることから、食料品製造業者（以下「メーカー」という。）と食料品卸売業者²の間及び食料品卸売業者と大規模小売業者の間の取引実態について調査することとした。

第2 調査方法・内容等

1 調査方法

メーカー（資本金1000万円以上）10,752社及び食料品卸売業者（資本金1億円超）495社に対し、平成20年1月から平成22年12月までを調査対象期間とする書面調査を行うとともに、書面調査に回答したメーカーのうち20社に対してヒアリングを実施した。

	発送数	回答数	回答率
メーカー	10,752社	3,270社	30.4%
食料品卸売業者	495社	217社	43.8%

¹ 大規模小売業者とは、「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」（平成17年5月13日公正取引委員会告示第11号）で定義する「大規模小売業者」であり、一般消費者に日常使用される商品の小売業を行う者で、次の①又は②のいずれかに該当するものをいう。

① 前事業年度の売上高が100億円以上の者

② 次のいずれかの店舗を有する者

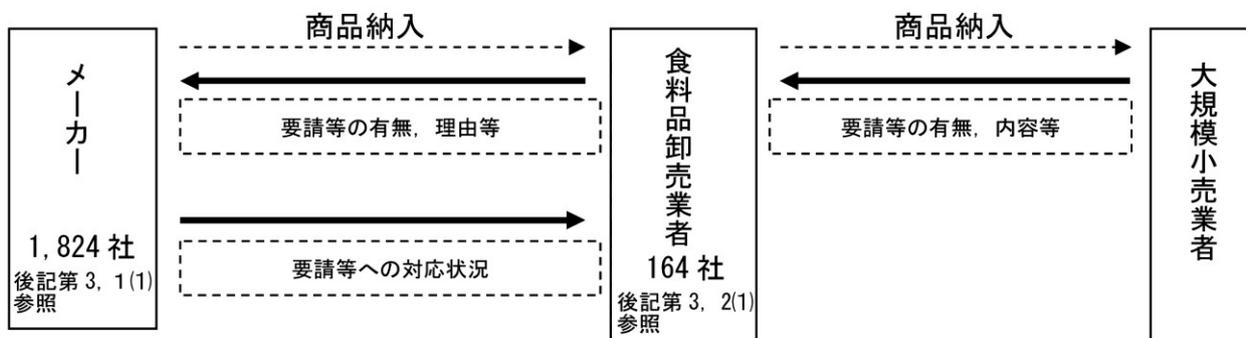
・東京都特別区及び政令指定都市：店舗面積3,000㎡以上

・その他の市町村：店舗面積1,500㎡以上

² 食料品を製造又は加工する事業者と取引する者。

2 主な調査内容

「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（以下「優越ガイドライン」という。）において、優越的地位の濫用となる行為類型として例示されている各行為（「購入・利用強制」、「協賛金等の負担の要請」、「従業員等の派遣の要請」、「受領拒否」、「返品」、「支払遅延」、「減額」及び「取引の対価の一方的決定」）に焦点を当てて調査を行った。

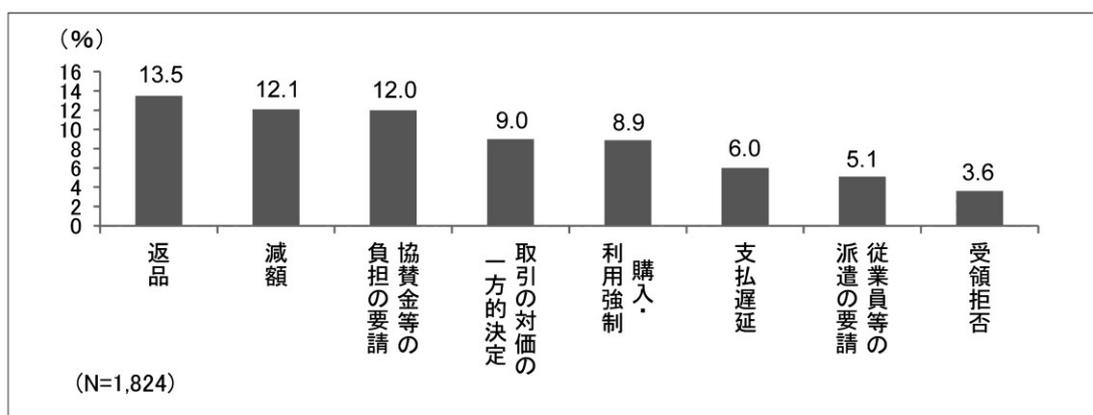


第3 調査結果の概要

1 メーカーに対する調査

(1) 回答のあったメーカー3,270社のうち、食料品卸売業者（以下「卸売業者」という。）と取引しており、本件調査の対象となるメーカー（以下「調査対象メーカー」という。）1,824社に対する調査結果をみると、優越ガイドラインで例示する8つの行為類型いずれについても、卸売業者から優越的地位の濫用につながり得る行為³を受けていたメーカーが一定程度存在する（図1）。

図1 優越的地位の濫用行為につながり得る行為を受けていた者の行為類型ごとの割合（複数回答）



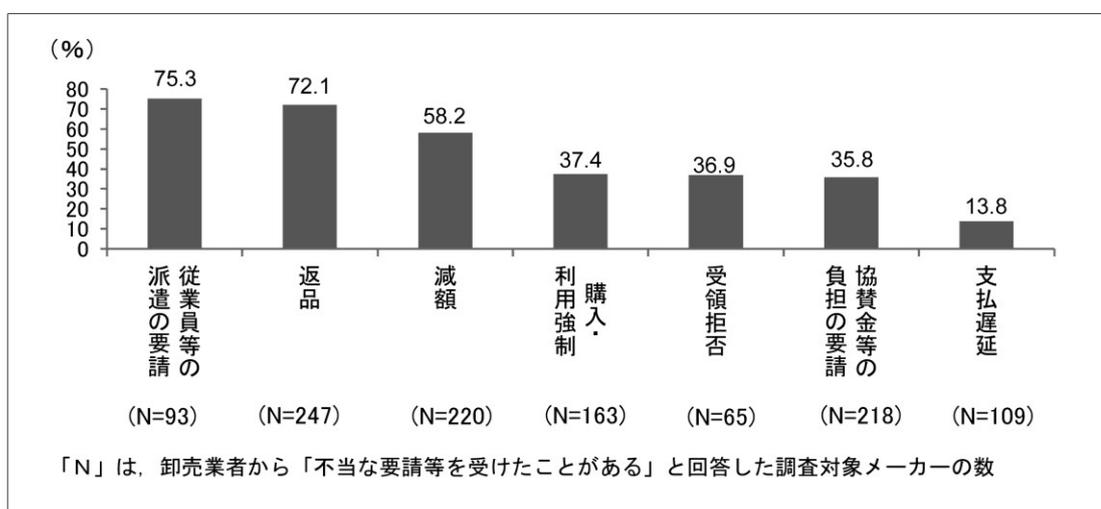
(2) 調査対象メーカーのうち、卸売業者から不当な要請等を受けたことがあると回答した者に対し、その理由について卸売業者からどのような説明を受けているのかについて質問したところ、卸売業者の取引先小売業者に原因がある旨説明を受けたとの回答が7つの項目⁴においてみられ（図2）、また、具体的な回答事例においても、小売業

³ 卸売業者がメーカーに対し、取引上優越する地位にあること等を前提とする。後記2及び3における「優越的地位の濫用になり得る行為」等の考え方について同じ。

⁴ 「取引の対価の一方的決定」については、卸売業者とメーカーの間で取引の対価が決まり、次に、卸売業者と小売業者との間の取引の対価が決まると思われ、通常、卸売業者とメーカーの間の取引の対価の決定に小売業者が関与することは考えられないため、小売業者の関与についての質問を行っていない。

者の関与を示唆するものがみられた。

図2 取引先小売業者から要請等を受けたことが、不当な要請等を行った理由であると卸売業者から聞いていると回答した調査対象メーカーの割合（複数回答）



2 卸売業者に対する調査

- (1) 回答のあった卸売業者217社のうち、メーカーと取引しており、本件調査の対象となる卸売業者（以下「調査対象卸売業者」という。）164社に対する調査結果をみても、優越ガイドラインで例示する8つの行為類型いずれについても、優越的地位の濫用になり得る行為を行っている卸売業者の存在がうかがわれる。

優越ガイドラインで例示する行為類型ごとに、メーカーに対し優越的地位の濫用になり得る行為を行っていると考えられる者の調査対象卸売業者164社に占める割合をみると、割合の高い行為タイプの順に、①返品（15.2%）、②協賛金等の負担の要請（11.0%）、取引の対価の一方的決定（11.0%）、④従業員等の派遣の要請（8.5%）、⑤購入・利用強制（7.3%）、⑥減額（6.1%）、⑦受領拒否（3.7%）、支払遅延（3.7%）であった。

- (2) また、優越的地位の濫用になり得る行為を行っていると考えられる卸売業者の中には、取引先大規模小売業者から、各行為類型に係る要請等を受けて、問題となり得る行為をメーカーに対して行っていると考えられる例がみられる。調査対象卸売業者が優越的地位の濫用になり得る行為を行っていると考えられる事例のうち、取引先大規模小売業者からの要請等を理由としているものの割合⁵を行為類型ごとにみると、割合の高い順に、①従業員等の派遣の要請（78.6%）、②減額（50.0%）、③返品（44.0%）、④協賛金等の負担の要請（38.9%）、⑤購入・利用強制（33.3%）、受領拒否（33.3%）となっている。

さらに、卸売業者が取引先大規模小売業者から受けている行為についても、優越ガイドラインに照らして、優越的地位の濫用として問題となり得る場合があると考えら

⁵ この割合については、メーカーに対して問題となり得る行為を行ったことがあると回答した卸売業者の数（分母）の絶対数が小さいため、メーカーに対する調査結果と比較する場合は留意する必要がある。

れる。

3 総括

- (1) 調査結果をみると、卸売業者とメーカーの取引においても優越的地位の濫用になり得る行為が行われている可能性がある。特に「返品」、「協賛金等の負担の要請」といった行為類型では、メーカー及び卸売業者のいずれの側の調査においても、こうした事例の割合が高くなっている。
- (2) また、これら卸売業者による行為の原因には、卸売業者が自己の利益確保等のために行っているもののほか、卸売業者が取引先小売業者から要請等を受けてメーカーに不当な要請等を行っている場合があることが明らかになった。特に、「従業員等の派遣の要請」、「返品」及び「減額」について、取引先小売業者からの要請等に起因するとの回答の割合が、メーカー及び卸売業者のいずれの側の調査においても高いものとなっており、さらに、取引先小売業者からの要請等であることを伏せてメーカーに要請している卸売業者がいる可能性もあるということとを考慮すると、取引先小売業者からの要請等に起因するものの割合は更に高くなることも考えられる。これらの事例においては、卸売業者が、取引先大規模小売業者から求められる負担をメーカーに転嫁しているのではないかと考えられる。あるいは、取引先大規模小売業者が卸売業者を介してメーカーに負担を要請しているのではないかと考えられる。このように、卸売業者とその取引の相手方（小売業者又はメーカー）との間で、不当な要請等による不利益や負担の転嫁が複層的に行われ、大規模小売業者が問題行為のいわば発生源となっている構造が存在するものと思われる。
- (3) 今後は、こうした複層的な構造に留意しつつ、メーカーと卸売業者の間で行われる問題行為に対しても監視を強めていく必要がある。また、卸売業者によるメーカーに対する濫用行為の要因ともなっている大規模小売業者による不当な要請等については、問題行為の根本的な解消を図る観点から引き続き注意深く監視していく必要があると考えられる。

第4 公正取引委員会の対応

- 1 卸売業者及び大規模小売業者を対象とする業種別講習会等を実施し、メーカーと卸売業者の取引及び卸売業者と大規模小売業者の取引の公正化を推進し、違反行為の未然防止に努める。
- 2 メーカーから小売業者までの一連の取引において、違反行為が行われることのないようにするため、関係事業者団体に対して、本調査結果を報告するとともに、改めて優越ガイドラインの内容を傘下会員に周知徹底するなど、業界における取引の公正化に向けた自主的な取組を要請する。
- 3 違反行為の未然防止を目的とする前記1及び2の普及啓発活動を推進するとともに、引き続き業界の取引実態を注視し、独占禁止法に違反する疑いのある行為が認められる場合には、厳正に対処する。



23食産第1034号

平成23年10月21日

社団法人日本加工食品卸協会

会長 國分 勘兵衛 殿

農林水産省食料産業局食品小売サービス課長

農林水産省食料産業局食品製造卸売課長

食品流通に係る取引の適正化の推進について

貴会及び傘下会員の皆様方におかれましては、日頃から食品の円滑かつ効率的な流通の確保について、特段の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、10月19日、公正取引委員会において「食料品製造業者と卸売業者との取引に関する実態調査」が公表されました。(別紙1)

本調査は、食料品の取引において優越的地位の濫用として問題となり得る事例が見受けられることなどを踏まえ、卸売業者と大規模小売業者との取引にも着目しつつ、製造業者と卸売業者との取引実態を把握するため、実施されたものです。

調査結果によると、卸売業者と製造業者の取引においても優越的地位の濫用になり得る行為が行われている可能性があり、その背景として、卸売業者が自己の利益確保等のために行っている場合のほか、卸売業者が取引先小売業者から要請等を受けて製造業者に不当な要請等を行っている場合があることが指摘されています。

農林水産省としては、従来から、食料品の流通に係る取引の適正化を推進す

るため、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（平成22年11月30日 公正取引委員会公表、以下「ガイドライン」という。）を周知し、独占禁止法令の遵守を関係業界にお願いしてきたところであります。（別紙2）

しかしながら、今回の調査で指摘された状況は、食料品の取引の信頼を損ねるもので遺憾であります。

つきましては、貴会におかれては、法令違反行為の未然防止を図る観点から、傘下会員に対し、ガイドライン及び関係法令を改めて周知するとともに、コンプライアンスの徹底を図るなど、消費者から信頼される食料品の取引がなされるよう、指導の徹底をよろしくお願いいたします。

なお、公正取引委員会は、関係事業者団体に対して本調査結果を報告するとともに、改めてガイドラインの内容を傘下会員に周知徹底するなど、業界における取引の公正化に向けた自主的な取組を要請すると承知しており、貴会におかれても適切に対処するよう併せてお願いいたします。

なお、ガイドラインについては、お手数ですが同委員会のホームページにおいて閲覧・取得していただきますようお願いいたします。

(問い合わせ先)

農林水産省 食料産業局 食品小売サービス課

食品サービス第2班 齋藤、吉田

電話：03-3502-8111（内線4323）

03-3502-7659（直通）

農林水産省 食料産業局 食品製造卸売課

総務班 三瓶、山段

電話：03-3502-8111（内線4101）

03-3502-8237（直通）

事務局発 第357号

平成23年10月25日

会員・賛助会員 各位

社団法人 日本加工食品卸協会
会長 國分 勘兵衛

取引の適正化についての公正取引委員会からの要請について

拝啓 仲秋の候 貴社ますますご隆昌の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご協力を賜り、誠に有難く厚く御礼申し上げます。

さて、今般公正取引委員会は、特に食料品取引において優越的地位の濫用として問題となり得る事例が見受けられることを踏まえ、卸売業者と大規模小売業者との取引にも着目しつつ、優越ガイドラインで例示されている行為類型に焦点を当てて、食料品製造業者と食料品卸売業者との取引に関する実態調査を実施し、その結果を平成23年10月19日に「食料品製造業者と卸売業者との取引に関する実態調査報告書」として公表されました。

この調査の結果によれば、食料品卸売業者の取引の地位が、食料品製造業者に対して優越しているなど、取引の実態によっては優越的地位の濫用にもなり得る行為を行っている可能性があり、その背景として、卸売業者が自己の利益確保等のために行っている場合のほか、卸売業者が取引先小売業者から要請等を受けて製造業者に不当な要請等を行っている場合があることを指摘されています。

このようなことから公正取引委員会より弊協会に別紙の文書（要請）が出されました。弊協会としては、この事実を真摯に受けとめ、法令違反行為の未然防止を図る観点から、会員の皆様に周知徹底を図るとともに、取引の適正化に向けてより積極的な取り組みをお願いする所でありたいと存じます。

尚、11月8日に弊協会の理事会が開催されますが、この会に公正取引委員会の幹部にもご臨席いただき今回の調査結果についての概要についてご報告をいただくよう準備をいたしております。

敬具

* 実態報告書については、お手数ですが公正取引委員会のホームページ（下記）において閲覧・取得していただきますようお願いいたします。

<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/11.october/111019hontai.pdf>



食品中の放射性物質の 新しい基準値

平成24年4月から、食品中の放射性セシウムについて、
暫定規制値から新しい基準値になります。

Q1 新しい基準値はどのようなものですか。

「放射性セシウムの暫定規制値」

食品群	暫定規制値 (Bq/kg)
飲料水	200
牛乳・ 乳製品	
野菜類	500
穀類	
肉・卵・魚 その他	

新しい
「放射性セシウムの基準値」^{注1}

食品群	基準値 (Bq/kg)
飲料水	10
牛乳	50
乳児用 食品	50
一般 食品	100

注1: 準備期間が必要な米・牛肉は6ヶ月、大豆は9ヶ月間の猶予があります。
: 基準値は放射性ストロンチウム、プルトニウム等を含めた値です。

暫定規制値に適合する食品は、健康への影響はないと評価されていますが、今回、
食品の安全と安心をより一層確保するため、年間許容線量を、国際放射線防護委員会
の非常時の基準を踏まえた5ミリシーベルト (mSv) から、国際機関のコーデックス
委員会の平常時におけるガイドラインを踏まえた1 mSvに引き下げました。
この許容線量に基づき、4つの食品区分ごとに、新しい基準値を設定しました。

Q2 4つの食品区分の特徴は何ですか。

飲料水

・すべての人が飲む物で代わりがなく、たくさん飲みます。

牛乳

・子どもは牛乳をたくさん飲みます。

乳児用食品

・小児の期間は、感受性が大人より高い可能性が指摘されています。

一般食品

・特別な配慮が必要と考えられる「飲料水」、「牛乳」、「乳児用食品」、以外の
全ての食品です。

Q3 基準値はどのように決められたのですか。

一般食品

・年間許容線量1mSv/年に基づいて「一般食品」に許容線量を割り当て、そこから年齢区分・男女別の限度値を割り出しました。その中で最も厳しい限度値から、新しい「基準値」を決定しました。

年齢区分別の摂取量と放射性物質の健康に与える影響を考慮し限度値を算出^{注2}

年間許容線量^{注3}
1mSv/年

飲料水に割り当てる
線量(約0.1mSv/年)
を引く。

一般食品に割り
当てる線量が
決まります。
(約0.9mSv/年)

年齢区分	摂取量	限度値(Bq/kg)
1歳未満	男女平均	460
1歳～6歳	男	310
	女	320
7歳～12歳	男	190
	女	210
13歳～18歳	男	120
	女	150
19歳以上	男	130
	女	160
妊婦	女	160

基準値
100Bq/kg

注2: 食料自給率や暫定規制値設定の汚染割合50%から、食品の50%が汚染されていると仮定

注3: 食品から被ばくする年間に許容できる線量

飲料水

・世界保健機関(WHO)の指標値を基にしています。

**牛乳・
乳児用食品**

・子どもへの配慮と、流通品のほとんどが国産であるという実態から、当該食品の100%が汚染されていると仮定し、一般食品の基準100Bq/kgを半分にして50Bq/kgにしています。

Q4 乾燥や加工した食品はどのように扱われるのですか。

**乾燥きのこ
乾燥海藻類など**

例: 乾燥きのこ
原材料である生の“きのこ”と、乾燥きのこを水戻しして食べる状態にしたものに、一般食品の基準値100Bq/kgを適用します。

茶

茶: 飲む状態で飲料水の基準値10Bq/kgを適用します(発酵して作った紅茶、ウーロン茶などは、一般食品の基準値100Bq/kgを適用)。

Q5 乳児用食品は、どこで見分けるのですか。

・新しい基準値が適用される乳児用食品について、消費者がそれを判別できるように、乳児用食品の表示基準の策定手続きを進めています。現在、消費者委員会に諮問し、同委員会で検討が行われているところです。

Q6 食品と放射性物質に関する消費者庁の取組を教えてください。

消費サイドで安全を確かめる

・食品の放射性物質検査機器を地方自治体に配備し、消費サイドで安全を確かめる体制づくりを進めています。また、検査担当者を対象とした研修会を開催しています。

食品と放射性物質に関するリスクコミュニケーション

・消費者庁主催のほか、地方自治体や消費者団体等と共催しています。
・地方自治体や消費者団体等が独自に行う場合にも、講師を紹介などの協力をしています。

問合せ先 消費者庁 消費者安全課(03-3507-9280)

平成24年3月15日版



24食産第445号
平成24年4月20日

一般社団法人 日本加工食品卸協会 御中

農林水産省食料産業局長



食品中の放射性物質に係る自主検査における信頼できる分析等について

食品中の放射性物質への対応については、昨年3月に厚生労働省において定められた暫定規制値に適合している食品の摂取は健康への悪影響はないと一般的に評価されているものの、より一層、食品の安全と安心を確保するため、厚生労働省により食品衛生法第11条第1項に基づく新たな基準値が設定され、本年4月1日から施行されたところです。

農林水産省においては、国産農林水産物・食品に対する消費者からの信頼や国際的な信頼を早急に回復するため、関係機関と緊密に連携しながら、消費者に安全な食料を安定的に供給することを最優先に取り組んできたところです。

食品産業事業者の中には食品中の放射性物質に係る自主検査を実施している事業者もみられますが、科学的に信頼できる分析結果を得るためには、別添の「信頼できる分析の要件」に沿った取組等を行っていることが必要であり、貴団体傘下の会員企業に対しこのことの周知をお願いいたします。

また、食品衛生法に基づく基準値は、放射性物質を含む食品からの被ばく線量の上限（介入線量レベル）を食品の国際基準を策定するFAOとWHOの合同会議であるコーデックス委員会の指標である年間1ミリシーベルトに合わせる一方で、算定の際の一般食品の汚染割合を50%とし、コーデックス委員会ガイドライン（10%）より厳しい前提が置かれ、さらに特別な配慮が必要な飲料水や乳児用食品等を区分して長期的な観点から設定されたものですので、過剰な規制と消費段階での混乱を避けるため、自主検査においても食品衛生法の基準値（一般食品：100ベクレル/kg、牛乳及び乳児用食品：50ベクレル/kg、飲料水：10ベクレル/kg）に基づいて判断するよう併せて周知をお願いいたします。

信頼できる分析の要件

科学的に信頼できる分析結果を得るためには、以下の取組等を行っていることが必要。

1. 分析法の要件

いつ、どこで、誰が分析しても同様の分析結果が得られることが客観的・科学的に検証された分析法を使用。

2. 分析者に求められる事項

(分析機関または生産者等が自ら分析する場合)

①組織管理、分析者の教育、測定手順等の文書化、内部での分析の精度管理などのマネジメント体制を構築。

②定期的に外部の技能試験を受け、自らの技能を評価。

(参考)

○分析機関内部での分析の精度管理

- ・同一試料を繰り返し分析した際のバラツキを把握、標準試料の測定値を定期的に確認など。

○技能試験（「Proficiency Testing」のJIS訳）

- ・第三者機関が配布する試料を参加者が分析し、複数の分析機関間で分析結果を比較・評価するプログラム。（放射性物質の分析でのプログラムは現時点では少ない。）

○食品衛生法では、一定の基準を満たす分析機関を、厚生労働省が登録（登録検査機関）。

○欧州では、食品規制のための分析機関は、ISO/IEC 17025（分析試験所に対する一般要求事項）の認定を取得していることが義務。

3. 分析の発注者が留意すべき事項

①分析を発注する場合、厚生労働省の登録検査機関または精度管理等の体制を整備した分析機関を選ぶ（参考参照）。

②自らの生産物・製品が分析に供される場合、分析される試料と同じロットの製品・生産物を冷凍保存しておく（確認分析が必要な場合に備える）。

食品中の放射性物質に関する検査を実施することが可能である登録検査機関

(2012年2月23日現在)

検査機関 registered Laboratory			事業所 establishment		備考 remarks column
検査機関の名称 name	検査機関の所在地 address	代表電話番号 phone number	都道府県 prefecture	製品検査を行う事業所の名称 name	
(株)札幌市中央卸売市場食品衛生検査センター	札幌市中央区北12条西20-1-10カネシメ冷蔵・2階	011-618-2263	北海道 Hokkaidou	(検査機関名と同じ)	http://www.eiseikensa.com/
(財)北海道薬剤師会公衆衛生検査センター	札幌市豊平区平岸1条8-6-6	011-824-1348	北海道 Hokkaidou	(検査機関名と同じ)	http://www.douyakken.or.jp
(社)青森県薬剤師会衛生検査センター Aomori Pharmaceutical Association	青森市大字野木字山口164-43	017-762-3620	青森Aomori	衛生検査センター	http://www.aoyaku.or.jp/eisei/
(社)岩手県薬剤師会	盛岡市馬場町3-12	019-622-2467	岩手Iwate	(社)岩手県薬剤師会会営 岩手県医薬品衛生検査センター	http://www.iwavyaku.or.jp
(財)宮城県公衆衛生協会	仙台市泉区松森字堤下7番地の1	022-771-4722	宮城Miyagi	(検査機関名と同じ)	http://www.eiseikyokai.or.jp/
(財)山形県理化学分析センター Research Laboratory of Science,Yamagata prefecture	山形市松栄1丁目6番68号	023-645-5308	山形Yamagata	(検査機関名と同じ)	http://www2.ocn.ne.jp/~rikagaku/
日本環境科学株式会社 Japan Environment Science Co., Ltd.	山形市高木6番地	023-644-6900	山形Yamagata	(検査機関名と同じ)	http://www.iesc-y.jp
日本エコテック(株)	中央区日本橋1-2-5栄太楼ビル8階	03-3274-3667	福島Fukushima	福島分析センター	http://www.ecotech.co.jp
(財)茨城県薬剤師会公衆衛生検査センター Public Health Research Center of Ibaraki Pharmaceutical Association	水戸市笠原町978-47	029-306-9086	茨城Ibaraki	(検査機関名と同じ)	http://www.ibaraki-kensa.or.jp
(社)埼玉県食品衛生協会	さいたま市浦和区高砂4-4-17	048-649-5331	埼玉Saitama	(社)埼玉県食品衛生協会 検査センター	http://www.sfarl.or.jp
(財)千葉県薬剤師会検査センター Research Center of Chiba Pharmaceutical Association	千葉市中央区中央港1-12-11	043-242-5828	千葉Chiba	(検査機関名と同じ)	http://www.chiba-kensacenter.or.jp/
(財)日本食品分析センター Japan Food Research Laboratories	渋谷区元代々木町52番1号	03-3469-7131	東京Tokyo 東京Tokyo 大阪Osaka	東京本部(受付窓口) 多摩研究所(検査実施機関) 彩都研究所(検査実施機関)	http://www.ifrl.or.jp/
(財)食品環境検査協会 Japan Inspection Association of Food and Food Industry Environment	中央区京橋3丁目7番4号	03-3535-4351	東京Tokyo 神奈川Kanagawa	東京事業所(受付窓口) 横浜事業所(検査実施機関)	http://www.ijafe.or.jp/
(財)日本冷凍食品検査協会 Japan Frozen Foods Inspection Corporation	港区芝大門2丁目4番6号	03-3438-1411	東京Tokyo 兵庫Hyogo	東京検査所(受付窓口) 関西事業所(検査実施機関)	http://www.iffic.or.jp/
(社)日本食品衛生協会 Japan Food Hygiene Association	渋谷区神宮前2丁目6番1号	03-3403-2111	東京Tokyo	食品衛生研究所	http://www.n-shokuei.jp/
(財)日本乳業技術協会 Japan Dairy Technical Association	千代田区九段北1丁目14番19号	03-3264-1921	東京Tokyo	(検査機関名と同じ)	http://www.idta.or.jp/
(財)日本穀物検定協会 Japan Grain Inspection Association	中央区日本橋兜町15-6	03-3668-0911	東京Tokyo	東京分析センター	http://www.kokken.or.jp/inspect07.html
(財)東京顕微鏡院	千代田区九段南4-8-32	03-3663-9681	東京Tokyo	(検査機関名と同じ)	http://www.kenko-kenbi.or.jp/
(財)新日本検定協会 Shin Nihon Kentei Kyokai	港区高輪3丁目25番23号	03-3449-2611	神奈川Kanagawa	SK横浜分析センター	http://www.shinken.or.jp/
(社)日本海事検定協会 Nippon Kaiji Kentei Kyokai	中央区八丁堀1丁目9番7号	03-3552-1241	神奈川Kanagawa	食品衛生分析センター	http://www.nkkk.or.jp/
日本環境株式会社 Nihon Environmental Services Co., Ltd.	横浜市金沢区幸浦2-1-13	045-780-3831	神奈川Kanagawa	中央研究所	http://www.n-kankyo.com/
(財)新潟県環境衛生研究所 Environmental Science Research, Niigata	燕市吉田東栄町8番13号	0256-93-4509	新潟Niigata	(検査機関名と同じ)	http://www.kanken-net.or.jp/
(社)新潟県環境衛生中央研究所 Environment Hygiene Central Laboratory Company	長岡市新産2丁目12番7	0258-46-7151	新潟Niigata	(検査機関名と同じ)	http://www.nehcl.or.jp/
(社)新潟県環境分析センター	新潟市江南区祖父興野53番地1	025-284-6500	新潟Niigata	(検査機関名と同じ)	http://www.nkbc.jp/nkbcweb/
(一財)上越環境科学センター	上越市下門前1666	025-543-7664	新潟Niigata	(検査機関名と同じ)	http://www.io-kan.or.jp

食品中の放射性物質に関する検査を実施することが可能である登録検査機関

検査機関 registered Laboratory			事業所 establishment		備考 remarks column
検査機関の名称 name	検査機関の所在地 address	代表電話番号 phone number	都道府県 prefecture	製品検査を行う事業所の名称 name	
(株)北陸環境科学研究所 Hokuriku Institute of Environmental Science. Co., Ltd.	福井市光陽4-4-27	0776-22-2771	福井Fukui	(検査機関名と同じ)	http://www.hokukanken.jp
(株)静環検査センター Seikan Kensa Center Inc.	藤枝市高柳2310番地	054-634-1000	静岡Shizuoka	本社環境研究所	http://www.seikankensa.co.jp/
(株)エコプロ・リサーチ	静岡市清水区渋川100番地	054-348-5274	静岡Shizuoka	本社・分析センター	http://www.ecopro-res.co.jp
(社)愛知県薬剤師会 The Aichi Pharmaceutical Association	名古屋市中区丸の内2-3-1	052-683-1131	愛知Aichi	生活科学センター	http://www.apha.jp/
東海分析化学研究所 Tokai Bunseki Kagaku Kenkyuusyo	豊川市御津町赤根下川50番 地	0533-75-2250	愛知Aichi	蒲郡研究所	http://www.tb-labo.co.jp
(財)食品分析開発センター-SUNATEC Food Analysis Technology Center	四日市市赤堀2丁目3番29号	059-354-1552	三重Mie	(検査機関名と同じ)	http://www.mac.or.jp/
(株)島津テクノリサーチ Shimadzu Techno-Research Inc.	京都市中京区西ノ京三条坊 町2番地の13	075-811-3181	京都Kyoto	本社事業所	http://www.shimadzu-techno.co.jp/
(株)日本食品エコロジー研究所 Japan Institute of Foods Ecology	神戸市東灘区住吉南町1丁 目12番12号	078-846-0261	兵庫Hyogo	(検査機関名と同じ)	http://jife.co.jp/
(一社)全日検 All Nippon Checkers Corporation	港区海岸3-1-8	03-5765-2113	兵庫Hyogo	全日検理化学分析センター	http://www.ancc.or.jp
(株)エフイーエーシー 【旧:(株)環境分析センター】 F.E.A.C. Co.,Ltd.	出雲市湖陵町板津1番地	0853-43-3638	島根Shimane	(検査機関名と同じ)	http://feac-c.com/
(株)日本総合科学 NIPPON TOTAL SCIENCE, INC.	福山市箕島町南丘399-46	084-981-0181	広島Hiroshima	(検査機関名と同じ)	http://www.ntsc.co.jp
(株)キューサイ分析研究所 QSAI Analysis and Research Center Co., Ltd.	宗像市王丸411-1	0940-37-8070	福岡Fukuoka	(検査機関名と同じ)	http://www.nouyaku-bunseki.net/housyasei.html
(財)北九州生活科学センター Kitakyushu Life Science Center	北九州市戸畑区中原新町1- 4	093-881-8282	福岡Fukuoka	(検査機関名と同じ)	http://www.klsc.or.jp/
(社)熊本県薬剤師会 Kumamoto Pharmaceutical Association	熊本市本荘3-2-19	096-366-9372	熊本Kumamoto	(社)熊本県薬剤師会医薬 品検査センター	http://www.kumavaku.or.jp/
(社)大分県薬剤師会検査センター	大分市大字豊饒字光屋441- 1	097-544-4400	大分Oita	(検査機関名と同じ)	http://www.oitakensa.jp/

※ 検査の詳細については、各検査機関にお問い合わせください。



24食産第445号

平成24年4月20日

一般社団法人 日本加工食品卸協会 御中

農林水産省食料産業局

食品小売サービス課長

食品製造卸売課長

食品中の放射性物質に係る自主検査における信頼できる分析等について

このことについて、食料産業局長より通知（平成24年4月20日付け24食産第445号）されたところですが、下記事項につき貴団体傘下の会員企業に周知願います。

なお、食品中の放射性物質に係る各種参考資料が別添1のとおり公表されていますので、貴団体傘下の会員企業に併せて周知願います。

また、貴団体において、食品中の放射性物質に係る勉強会等を開催される際には、要望に応じ当省職員を講師として派遣させていただきます。

記

- ・ 食料産業局長通知の「客観的・科学的に検証された分析法」に関し、厚生労働省から、
①食品中の放射性セシウム検査法（http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/dl/shikenhou_120316.pdf）、
②食品中の放射性セシウムスクリーニング法（<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000246ev.html>）に係る通知が発出されていること。
- ・ 別添2の「信頼できる分析の要件」を満たす分析機関へ発注すること、又は自ら分析している場合は要件を満たす取組をしていること

【講師派遣相談窓口】

農林水産省食料産業局食品小売サービス課
小山内（おさない）、富樫（とがし）

TEL：03-3502-5744

<基準値関係>

1. 食品中の放射性物質の新たな基準値について（平成24年2月厚生労働省公表）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/iken/dl/120117-1-03-01.pdf>

2. 食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関するQ & A（平成24年3月厚生労働省公表）

http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/dl/qa_120330.pdf

<基礎知識関係>

1. 放射性物質の基礎知識（平成24年2月農林水産省公表）

http://www.maff.go.jp/j/syouan/soumu/saigai/pdf/120301_kiso.pdf

<調査・規制関係>

1. 食品等に含まれる放射性物質（平成24年2月農林水産省公表）

http://www.maff.go.jp/j/syouan/soumu/saigai/pdf/120209_shoku.pdf

<分析関係>

1. 放射性物質の分析について（平成23年12月農林水産省公表）

http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/data_reliance/pdf/rad_kensyu.pdf

2. NaI（TI）シンチレーションスペクトロメータを用いて測定した結果を適切に評価するために（初心者編）（平成23年12月農林水産省公表）

<http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/pdf/guidance.pdf>

信頼できる分析の要件

科学的に信頼できる分析結果を得るためには、以下の取組等を行っていることが必要。

1. 分析法の要件

いつ、どこで、誰が分析しても同様の分析結果が得られることが客観的・科学的に検証された分析法を使用。

2. 分析者に求められる事項

(分析機関または生産者等が自ら分析する場合)

- ①組織管理、分析者の教育、測定手順等の文書化、内部での分析の精度管理などのマネジメント体制を構築。
- ②定期的に外部の技能試験を受け、自らの技能を評価。

(参考)

○分析機関内部での分析の精度管理

- ・同一試料を繰り返し分析した際のバラツキを把握、標準試料の測定値を定期的に確認など。

○技能試験（「Proficiency Testing」のJIS訳）

- ・第三者機関が配布する試料を参加者が分析し、複数の分析機関間で分析結果を比較・評価するプログラム。（放射性物質の分析でのプログラムは現時点では少ない。）

○食品衛生法では、一定の基準を満たす分析機関を、厚生労働省が登録（登録検査機関）。

○欧州では、食品規制のための分析機関は、ISO/IEC 17025（分析試験所に対する一般要求事項）の認定を取得していることが義務。

3. 分析の発注者が留意すべき事項

- ①分析を発注する場合、厚生労働省の登録検査機関または精度管理等の体制を整備した分析機関を選ぶ（参考参照）。
- ②自らの生産物・製品が分析に供される場合、分析される試料と同じロットの製品・生産物を冷凍保存しておく（確認分析が必要な場合に備える）。

食品中の放射性物質の新基準値の対応について

平成 24 年 3 月 吉日

酒類・食品製造業者各位

社団法人日本加工食品卸協会
会長 國分 勘兵衛



食品に含まれる放射性物質の新基準値の対応について

拝啓

春寒の候、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年の東日本大震災以降、食品の安全と安心がより大きく叫ばれるなか、皆様には製品原料・資材の調達について今まで以上に慎重な対応をされていることと拝察申し上げます。

さて、ご周知のように厚生労働省は、より一層、食品の安全と安心を確保する観点から、現在の暫定規制値で許容している食品に含まれる放射性セシウムを年間線量 5 ミリシーベルトから年間 1 ミリシーベルトに基づく基準値に引き下げることを決めました。新基準値は平成 24 年 4 月より施行予定であります（一部品目は経過措置を適用）。

実施日を間近に控え、各位におかれましては基準値の見直し内容（下記に明記）を充分ご認識いただき、それぞれにご対応いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 基準値の施行日 平成24年4月1日

2. 基準値の見直し内容

食品中の放射線セシウムの暫定基準値と新基準

○放射性セシウムの暫定規制値※1

食品群	規制値
飲料水	200
牛乳・乳製品	200
野菜類	500
穀類	
肉・卵・魚・その他	

※1 放射性ストロンチウムを含めて規制値を設定

○放射性セシウムの新基準値※2

食品群	基準値
飲料水	10
牛乳	50
一般食品	100
乳児用食品	50

(単位:ベクレル/kg)

※2 放射性ストロンチウム、プルトニウム等を含めて基準値を設定

〔本件に関するお問い合わせ〕 社団法人日本加工食品卸協会 事務局
〒103-0023 東京都中央区日本橋本町2-3-4江戸ビル4階 TEL03-(3241)6568

以上

平成23年度加工食品卸売統計調査

[社] 日本加工食品卸協協会

単位=百万円・%

	23年1～12月	前年比	22年1～12月
総卸売上高	9,086,380	102.36%	8,876,947
品群別 卸売上高			
常温品	3,963,578	103.98%	3,812,033
酒類	2,598,100	99.00%	2,624,380
菓子類	156,559	92.34%	169,548
冷凍品	782,733	101.44%	771,598
冷蔵品	987,426	106.40%	928,044
その他	597,984	104.66%	571,344
業態別 卸売上高			
卸売	2,503,843	103.29%	2,424,061
直販	6,455,899	102.06%	6,325,811
メーカー・他	126,638	99.66%	127,075

◆会員卸企業数 135社

◆統計調査参加企業数 73社

[参加企業内訳]

[北海道支部] 6企業 ・シュリン国分(株)・岩田醸造(株)・日本アクセス北海道(株)・(株)北海道リョーシヨク・北海道酒販(株)・(株)スハラ食品
[東北支部] 5企業 ・佐藤(株)・(株)山形丸魚・東北国分(株)・(株)福島リョーシヨク・丸大堀内(株)
[関東支部] 24企業 ・三菱食品(株)・三井食品(株)・日本酒類販売(株)・(株)日本アクセス・国分(株)・川商フーズ(株)・(株)三幸 ・(株)住商フーズ・東京国分(株)・(株)関東リョーシヨク・(株)新潟リョーシヨク・新潟国分(株)・(株)平喜 ・ユアサ・フナシヨク(株)・(株)千葉リョーシヨク・国分フードクリエイティブ東京(株)・常洋水産(株)・ヤマキ(株) ・(株)石津屋・関東国分(株)・廣屋国分(株)・(株)中村屋・コンタツ(株)・(株)サンヨー堂
[東海支部] 4企業 ・三重国分(株)・(株)トーカーン・(株)岐阜リョーシヨク・(株)昭和
[北陸支部] 7企業 ・カナカン(株)・(株)北陸リョーシヨク・マルコク(株)・北陸国分(株)・(株)田中與商店・北陸中央食品(株) ・石川中央食品(株)
[近畿支部] 7企業 ・加藤産業(株)・伊藤忠食品(株)・ヤタニ酒販(株)・(株)飯田・(株)飯田リョーシヨク・兵庫国分(株)・(株)ヒメカン
[中国支部] 6企業 ・藤徳物産(株)・西中国国分(株)・山陰国分(株)・東中国国分(株)・サンリック国分(株)・中村角(株)
[四国支部] 3企業 ・旭食品(株)・(株)四国リョーシヨク・四国国分(株)
[九州・沖縄支部] 11企業 ・コゲツ産業(株)・亀井通産(株)・平林食品(株)・長崎国分(株)・ヤマエ久野(株)・(株)青木・(株)大分リョーシヨク ・佐賀食品(株)・(株)隅倉・大分国分(株)・南九州国分(株)
2012.04.02 以上 73企業

ワーキング・グループ活動報告

[食育に関するワーキング・グループ]

平成19年3月に初版を発行した「食育と食育選択のためのハンドブック」の改訂版を発行した。今回は消費者庁の設置や米トレサ法の施行や改正された関連法の内容等を盛り込み、ハンドブックテストも追加して再編纂を行った。

また協会のHPを活用して消費者もハンドブックテストが受けられるような環境を整備した。

[環境問題対応ワーキング・グループ（A・B）]

Aチームは、廃棄物対策として食品リサイクル法の食品廃棄物等の発生抑制の業界目標値設定のため、定期報告書から実態値を算出し、行政のヒアリングに対応して検証し、食料・飲料卸売業（飲料を中心とするものを除く）の目標値の設定につなげた。

Bチームは、温暖化対策として暫定「環境自主行動計画」の基本的スタンスの中で事業所毎にエネルギー消費原単位を基準年度2011年度に対し、2016年度においては95%の水準とする目標値を設定、また二酸化炭素排出量の削減対策をオフィス活動と物流活動に分けて具体的取り組み活動をまとめた。

東京電力管内と東北電力管内において「節電の15%削減の自主行動計画」を策定し、5月から9月までの期間、特定事業者指定された15企業合計の電力使用量の結果をHPで公表した。結果は使用量の大きな8月、9月に15%削減をクリアしたことから5月から9月までの累計においても削減目標値を達成して着地した。

[EDIワーキング・グループ]

「流通BMS」の本格的普及拡大を迎えて、卸・小売間のシステム課題の情報交換や不定貫商品のEDI運用、着荷日についての運用ルール、販促金の支払いデータにおけるマイナス符号の運用等について意見交換を行った。

また酒類・食品業界標準化推進会議で「GTIN」を活用したEDIの普及に向けてのガイドラインを3種類取りまとめたので、この情報を会報に掲載すべく整理した。

[税務問題対応ワーキング・グループ]

平成24年度の税制改正で要望する事案について検討し、最終的には前年度と同様の内容で要望案をとりまとめ主務官庁に提出した。

(ワーキング・グループ活動資料)

日食協 HP

<http://homepage3.nifty.com/nsk-nhk/shokuiiku/index.html>



社団法人 日本加工食品卸協会

TEL. 03-3241-6568

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町2-3-4 江戸ビル4階

トップページ

食品表示に関する主な
法律とその概要

加工食品の表示について

表示項目の概要

食品関係マーク

食品表示の「知ってなるほど」
と「食育コメント」

資料編



食育ハンドブックテスト

社団法人 日本加工食品卸協会

〒103-0023

東京都中央区日本橋本町2-3-4
江戸ビル4階

TEL 03-3241-6568

FAX 03-3241-1489



食育と食品選択のためのハンドブック

加工食品に関するわかりやすい法律知識

日本加工食品卸協会運営 食育のサイトです

印刷用ファイル



冊子「食育ハンドブック」テストの報告



はじめに

人間の向上を目指して、「食育」が重要な国民的課題であるとの認識から、平成17年7月に「食育基本法」が制定施行され、更に平成18年3月には「食育推進基本計画」が作成されました。今後はこの基本計画に基づいて、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むため、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を営めることができる人間を育てる「食育」を国民的運動として、国及び関係団体が一層意と工夫を凝らし、その協力を結集して強力に展開することになっております。弊協会が所管であります農林水産省からも食品の生産、流通、消費の各段階を通じた「食育」の推進に向けた協力体制が求められておりますので、弊協会としてこの国民的運動にどのように参加、協力できるか検討すべく「食育」に関するワーキンググループを立ち上げました。その活動内容としては、特にメーカー様や小売業者様が現状推進されている「食育」活動を踏まえながら、中間流通業としての特徴的な活動を基本骨子として、正しい知識で食品を選択できる力を育成する「食育と食品選択のためのハンドブック」を作成することにいたしました。

平成18年3月に初版を発行しましたが、今回は消費者庁の設置や米トイロ法の施行や改正された関連法の内容を盛り込み第二版を発行することになりました。

今回のこの冊子の内容は、特に表示に関する正しい理解と知識の普及啓発から加工食品関連の法律を分かりやすく関連づけて体系的にまとめました。また、あらたに弊協会のホームページと連動して「ハンドブックテスト」を設けました。

この冊子を関係者の皆様の食品を取り巻く法律の基礎知識として活用いただき「食育」推進の一助になれば幸甚であります。

平成24年3月

食育に関するワーキンググループ

座長	中島 敏彦(株式会社日本アクセス)
	杉本 匡生(伊藤忠食品株式会社)
	田中 剛(加藤産業株式会社)
	岡村 宏隆(国分株式会社)
	野村 佳代(株式会社日本アクセス)
	笠井 隆(三井食品株式会社)
	石見 英一(三豊食品株式会社)
	宮田 史生(三豊食品株式会社)
	高橋 知聖(三豊食品株式会社)
事務局	社団法人 日本加工食品卸協会

RETURN to TOP

業界における節電への取り組み

— 環境数値算定標準化協議会・環境問題対応W・G —

東日本大震災が起きた3月11日以降、原子力エネルギーが充分機能しない状況の中で5月に政府から不測の事態を防ぐため東京電力管内、東北電力管内、そして6月には関西電力管内とまさに日本中でドミノ倒しのように節電を求められ、企業、家庭ともに15%の節電が求められました。

特に契約電力が500KWhの「大口需要家」は「電気事業法27条に基づく使用制限」の対象となり、数値が達成できない場合は、罰則が適用され、事業所名の公表と罰金の対象になります。弊協会の調査によると両管内における対象拠点は4企業24拠点が存在しました。

これらを踏まえて弊協会としては「節電の15%削減の自主行動計画」を策定し、5月から10月までの期間、特定事業者に指定された15企業合計の電力使用量の結果をHPで公表することとしました。

また大口契約物流拠点については食のライフライン維持のため、農林水産省、経済産業省と粘り強く交渉を行い、定温・冷蔵設備を持つ4企業11拠点については社会的重要性の高い産業分野と並んで特例措置が講じられ15%節電のところを10%免責され5%の節電目標となりました。卸物流の供給先が広範に渡り国民生活を支えるために極めて重要であると行政が認識した結果でありました。

電力使用量の結果は、表のごとく使用率の高い、8月、9月がいずれも15%削減の目標をクリアしたことから5月から9月までの累計においても目標を達成して着地することができました。業界の底力を感じたところです。省エネ イコール 省コストでもありますので、この夏の節電の成果を活用してより業界の競争力を強化していくことにつなげたいものです。

[社]日本加工食品卸協会 特定事業者 電力総使用量報告書

(対象企業:旭食品・伊藤忠食品・加藤産業・関東国分・国分・佐藤・昭和・トーカー・日本アクセス
・日本酒類販売・マルイチ産商・三井食品・三菱食品・明治屋商事・ユアサフナシヨク 以上15企業)

電力会社 年/月	東京電力電力使用量(Kwh)		実績値	東北電力電力使用量(Kwh)		実績値	合計使用量(Kwh)		実績値
	目標	実績	目標値	目標	実績	目標値	目標	実績	目標値
2011/05	12,440,029	13,754,430	110.6%	2,263,732	2,382,245	105.2%	14,703,761	16,136,675	109.7%
累計	12,440,029	13,754,430	110.6%	2,263,732	2,382,245	105.2%	14,703,761	16,136,675	109.7%
2011/06	14,977,854	15,657,355	104.5%	2,444,584	2,622,521	107.3%	17,422,438	18,279,876	104.9%
累計	27,417,883	29,411,785	107.3%	4,708,316	5,004,766	106.3%	32,126,199	34,416,551	107.1%
2011/07	17,767,216	18,288,558	102.9%	2,828,883	3,079,675	108.9%	20,596,099	21,368,233	103.7%
累計	45,185,099	47,700,343	105.6%	7,537,199	8,084,441	107.3%	52,722,298	55,784,784	105.8%
2011/08	20,166,725	19,415,843	96.3%	3,423,174	3,319,647	97.0%	23,589,899	22,735,490	96.4%
累計	65,351,824	67,116,186	102.7%	10,960,373	11,404,088	104.0%	76,312,197	78,520,274	102.9%
2011/09	21,922,249	18,750,631	85.5%	3,494,218	3,210,001	91.9%	25,416,467	21,960,632	86.4%
累計	87,274,073	85,866,817	98.4%	14,454,591	14,614,089	101.1%	101,728,664	100,480,906	98.8%

※目標値は 前年度使用量の85%に設定致しておりますが、一部の制限緩和拠点は前年度使用量95%にて設定しております。

9月 9日をもって、電力制限令が解除されましたので、この報告書は9月までと致します。

平成24年度 税制改正等に関する要望書

－税務問題対応ワーキング・グループ－

第1 事業者間取引における消費税の取り扱いについて

総額表示の義務付けに伴う事業者間取引についての経過措置の継続適用及び税込価格への変更を行う場合の端数処理の方式の統一化をお願いします。

(理由)

1. 平成16年4月1日施行の改正消費税法では、事業者間取引において経過措置として税抜き価格を前提とした改正前の消費税法施行規則第22条第1項の規定を当分の間みとめることとされております。そもそも総額表示の義務付けは、消費者に対する商品等取引価格の表示をその対象とするものであることに加え、今後、消費税率改定や複数税率採用の可能性を勘案した場合に、「税抜き価格」を前提とした値付けについては、現行のコンピュータシステムでは税率を変えるだけで対応できるが、総額表示での「税込価格」を前提とした値付けには膨大な事務量を要する事になります。こうした事から事業者間取引は、本体価格と消費税額を区分表示することを原則とした上記消費税法施行第22条第1項（端数処理）の継続適用をお願いします。
2. 消費税の転嫁は、事業者間で有利不利があってはならず、公正取引確保の観点からも、総額表示の義務付けに伴い税込み価格の設定を行う場合の消費税の1円未満の端数処理方法は四捨五入に統一するようお願いします。

第2 流通業務総合化及び効率化の促進に関する法律の特例措置について

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（物流総合効率化法）に関して、加工食品卸売業者の物流拠点施設につきましても物流業者と同様に法人税・固定資産税の特例措置が受けられますようお願いします。

(理由)

1. 加工食品卸売業者が効率的物流と環境負荷の小さい物流体系の実現を目指して自前で業務施設を設ける場合、営業倉庫業者が物流総合効率化法の認定事業として得られる税制特例【①所得税・法人税の割増償却5年間10%②固定資産税・都市計画税課税標準の特例5年間1/2（倉庫）3/4（倉庫付属設備）、5/6（港湾上屋）】が得られず、甚だ不公平な実情にあり早期に是正をお願いします。

加工食品の安定供給の確保と価格の安定を図る為には、物流体制の整備は不可欠であり、政策課題に合致した物流施設の整備は、物流事業者のみが担っているものではなく、食品流通を担う製・配・販3層と物流業者が必要に応じて開発投資しているものと認識され、こうした実情に即した法律の整備が必要である。

以上

研究会活動報告

[情報システム研究会]

毎月定期的に研究会を開催し、業界内外の情報システムに関する各種団体の活動内容を共有化し、情報システムの標準化や効率化に向けての意見交換を行った。

また研究会の下部組織として「システム専門部会」「商品画像専門部会」「新技術検討部会」を設置し、それぞれ専門的分野について意見交換を行い多大な成果を得た。

毎年恒例で全国卸売酒販組合中央会と共催している「情報システム研修会」は、10月28日に東京日暮里にあるホテルラングウッドにて行われた。

[物流問題研究会]

年度初めに東日本大震災における研究会参加企業の物流拠点の被災状況を確認した。

また電力節電抑制計画については、大口需要拠点の電気使用制限に係る適用除外または規制緩和を行政に要望すべく拠点をリスト化した。

年度重点事業として製・配・販連携協議会と連携した活動を行うべく「小売業様との納品与件緩和の議論」を取り上げ、実務担当者会を設置し、アンケート調査を実施した。また卸・メーカー間で使用する長期休暇配送体制の確認様式を作成し普及に努めた。

[商品開発研究会]

商品開発研究会メンバー企業が共通してFCP活動で作成したFCP共通工場監査項目を活用した工場監査ができないかどうかについて意見交換を行った。

結論的には各社とも現状では参考程度の位置づけで考えたいとのことであった。恒例の日本蜜柑缶詰工業組合の幹部の方と情報交換会を行い、国産蜜柑缶詰の現状について情報を共有化した。また農林水産消費安全技術センター規格検査部からのJAS規格のヒアリングについて対応した。

[法務研究会]

基本的に2ヶ月に1回の定期開催を継続して行い、座長は持ち回り制とし、会議の前半は債権管理に関するテーマ、後半は流通に関する法務問題をテーマに勉強会を行った。

主要なテーマは、「震災に係る法務問題について」「山陽マルナカに対する公正取引委員会からの措置命令について」「大震災に係る遅配・欠品補償について」「リース・賃貸借の契約構成に係る諸問題について」「下請法のリスクについて」「食料品卸売業者と食料品製造業者との取引の適正化について（要請）」「外食チェーン企業との寄託&売買契約とその仕組みについて」「下請け法について」であった。

公正取引委員会は、特に食料品の取引において優越的地位の濫用として問題になり得る事例が見受けられることを踏まえ、優越ガイドラインで例示されている行為類型に焦点を当てて、食料品製造業者と食料品卸売業者との取引に関する実態調査を行った。

その結果、取引の実態によっては、優越的地位の濫用になり得る行為を行っている食料品卸売業者の存在がうかがわれた。このような状況から業界として公正取引委員会より取引の適正化について要請を受けた事。このことから全国各地で行われた公正取引委員会主催の業種別講

習会への参加の啓発を行った。

また協会として別途独自に公正取引委員会の幹部に講師をお願いして「公正取引に関する研修会」を開催したが、特に研修会をより有意義なものにすべく研究会メンバーが事前に質問事項をまとめ公正取引委員会に提出し、これに回答してもらう形式で行った。

[労務管理研究会]

今年度も継続して2ヶ月に1回の定期開催で研究会を行った。座長は持ち廻り制として事前にテーマを決めて開催した。主要な研究テーマは、「東日本大震災について」「各社の電力需要抑制策」「クールビズの服装ガイドラインについて」「従業員に対する賞罰規定及び制度について」「定年延長の考え方」「臨時社員の考え方」等で食品流通に関する労務管理問題について幅広く意見の交換を行った。

[ネットワーク検討会]

6月9日（木）午前10時から日食協会議室において、第148回ネットワーク検討会を開催した。当日は、報告事項として ①日食協事業活動報告 ②EDI W・G活動報告 ③F研活動報告④情報システム研究会システム専門部会報告を行い、次いで討議事項として ①「東日本大震災」を振り返って ②各社のIFRS対応について ③各社の米トレサ法対応について意見交換を行った。

[研究会活動資料]

平成23年度情報システム研修会開催 ——災害時の対応課題などを共有化——

—10月28日—

平成23年10月28日（金）午後1時30分より東京日暮里にあるホテルラングウッドにおいて全国卸売酒販組合中央会との共催で平成23年度情報システム研修会を開催した。

今回は特に東日本大震災を踏まえて災害時のシステム対応のあり方など、情報部門の最新の課題と解決の方向を共有すべく専門の講師を招いて開催した。

当日は情報システム研究会の座長である竹腰雅一氏（伊藤忠食品(株)）が冒頭開会の挨拶と本日の研修会のコンセプトについて説明した後、奥山則康専務理事が登壇して東日本大震災以降の活動経過を報告。

今夏の電力使用制限で会員卸4社の大型冷蔵、冷凍物流センター11拠点が制限義務緩和措置の対象になったことに触れ、「震災を通じて卸のライフラインとしての重要性が行政に伝わった結果だと思う」と述べるとともに、会員卸17社の特定事業者の節電自主行動計画が最盛期の8月に目標以上の削減が図られたことを報告した。

続いて行われたセミナー講演では、(財)流通システム開発センター 研究開発部主任研究員坂本真人氏が「流通標準普及推進協議会」の活動状況について報告、ついで日本アイ・ビー・エム(株)災害復興支援プロジェクト担当執行役員 吉崎敏文氏が「復興に向けて～危機管理・事業継続の考え方とその実践」と題して災害時の事業継続のあり方について最新の視点で解説

し、東日本大震災の翌週に同社で在宅勤務制度が有効を訴えた。

ついで独立行政法人 情報処理推進機構 IT人材育成本部ITスキル標準センター 柴崎美奈子氏が「未来指向の波を作れ～今求められる人材イノベーション」と題してIT人材の重要性についてIT人材白書から、より求められる人材の質の高度化等に着いて講演した。

最後にネットイヤーグループ(株)代表取締役社長兼CEO 石黒不二代氏が「クラウド時代のプラットフォーム戦略」について利用者と共有・共感を生むマーケティングプラットフォームであるWebセントリックマーケティングについて講演された。

終了後懇親会を行い、開会の挨拶を共催者である全国卸売酒販卸組合中央会 専務理事 塩本 昇氏が行い、中締め挨拶を加藤産業(株)常務取締役システム本部長 弥谷恵太郎氏が行って閉会した。

平成23年度情報システム研修会 講師・演題

(1)「流通システム標準普及推進協議会」の活動について

(財)流通システム開発センター 研究開発部主任研究員 坂本 真人 氏

(2)「復興に向けて～危機管理・事業継続の考え方とその実践」

日本アイ・ビー・エム(株)災害復興支援プロジェクト担当執行役員 吉崎 敏文 氏

(3)「未来指向の波を作れ～今求められる人材イノベーション」

独立行政法人 情報処理推進機構 IT人材育成本部ITスキル標準センター
柴崎 美奈子 氏

(4)「クラウド時代のプラットフォーム戦略」について

ネットイヤーグループ(株)代表取締役社長兼CEO 石黒 不二代 氏

平成22年度情報処理コストの実態調査について

—情報システム研究会システム専門部会—

(調査目的)

“EDP費の妥当性把握”

情報システム研究会システム専門部会は、情報システム部門の経費の妥当性を客観的に評価するため、またEDP費のトレンドを把握し情報システム部恩の将来に向けての基礎情報を蓄積するため平成19年度から実施している情報処理コストの実態調査を今年度も恵贈して行った。実態調査参加卸企業10社順不同

(株)日本アクセス・(株)トーカン・三井食品(株)・伊藤忠食品(株)・国分(株)
(株)菱食・加藤産業(株)・日本酒類販売(株)・明治屋商事(株)・旭食品(株)

(調査手順)

情報システム部門で管理している費用でも各社間においてEDP費目に差異があるため、経済

産業省情報処理実態調査における費用分類にマッピングし、ついで各社のEDP費の金額を調査した。調査結果のまとめはEDP費の分類構成毎の売上比率と構成比で実施した。

尚、この実態コストの中には物流に関するシステムの直接コストと得意先とのEDI関連費用は含まれていない。

(調査結果分析)

平成22年度のEDPの情報処理コストは、対売上比率0.288%と過去最低レベルの数値となり情報処理コストの低減化を実現し経営基盤の強化に寄与する。内容的にはハードウェア関連費用は、技術革新の一層の進展から低コストでかつ効率化が進んでいるが、一方ソフトウェア関連費用やサービス関連費用はやや固定化される傾向にある。したがって今後はこれらをより関連付けして総括し、情報処理コストのトータルとしての管理が必要とされる。

(単位：%)

費用区分	項目	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
		総合計	構成比	総合計	構成比	総合計	構成比
ハードウェア関連費用	買取り経費、当期減価償却費、レンタル/リース料、導入諸掛・その他	0.065	22.03	0.057	19.52	0.053	18.4
ソフトウェア関連費用	買取り経費、当期減価償却費、レンタル/リース料、情報システムの企画・設計コンサルタント料、ソフトウェア作成・システム開発料、システムの機能変更・拡張などの改善費用	0.066	22.37	0.069	23.63	0.067	23.26
サービス関連費用	データ作成/入力費(データ入力委託料)等、運用・保守委託料、処理・サービス料、一般社員の教育・訓練等費用、情報処理要員の教育・訓練等費用、外部派遣要員人件費、その他サービス料	0.102	34.58	0.099	33.90	0.101	35.07
通信関連費用	電話回線使用料、ネットワーク関連通信回線使用料	0.020	6.78	0.021	7.19	0.021	7.29
人件費	情報システム部門等の社内要員(専従者)人件費	0.035	11.86	0.039	13.36	0.038	13.19
その他費用		0.007	2.38	0.007	2.40	0.008	2.78
EDP費対売上高比率		0.295	100.0	0.292	100.0	0.288	100.0

(情報システム研究会参加会員卸10企業の合計数値)

2011年度情報システム研究会画像専門部会活動の概要

—情報システム研究会画像専門部会—

画像専門部会は昨年に引き続き、①日食協画像標準Ver2.0の普及啓蒙 ②メーカー様による自発的画像登録推進 を目標とし卸売業全体のテーマとして活動を進めてきました。

昨年の活動結果として、画像登録依頼システムや画像確認サイトの運用開始により画像登録推進活動を本格的に実施できる環境が整ってきており、商品画像利用ニーズの高い春夏、秋冬の棚割シーズンに向けた画像登録依頼活動と通常月の活動としての画像未登録リストの配布・登録依頼の2つを活動の柱とした活動も定着してきています。

2011年度はこれらの活動に加え、酒類、飲料、麺類などカテゴリー別の登録状況を細かく分析・把握し、商品画像登録率向上活動に加え登録タイミング早期化の活動に着手しましたが、

推進対象222社の画像EDI化率は前年比5.4%減の54.4%にとどまりました。しかし、テキストに対する画像登録率80%超のメーカーは、活動開始年（2009年）の36社から83社に増加しており、徐々に活動成果が表れてきています。

以上

日食協 画像専門部会開催履歴

開催日	部会名	検討内容
2011年 5月19日	第22回画像専門部会	①2011年度活動計画について。 ②共同推進メーカーの見直し(追加と除外)について ③新規共同推進メーカー向け説明会の開催について。
8月11日	第23回画像専門部会	①2011年秋冬商品画像登録活動について ②新規追加共同推進メーカー対応について
9月8日	第24回画像専門部会	①2011年秋冬商品画像登録活動経過と評価について ②カテゴリー別のメーカー推進対策について
11月10日	第25回画像専門部会	①2012年春夏商品画像登録活動について。 ②2012年度活動計画について。
2012年 2月9日	第26回画像専門部会	①2011年度活動報告。 ②2012年春夏商品画像登録活動について。 ③菓子カテゴリーの画像対応について
3月8日	第27回画像専門部会	①2012年春夏商品画像登録活動経過と評価について ②2012年度登録目標達成のための活動について ③画像登録タイミング早期化のための具体的な活動について

日食協仕様「長期休暇配送体制確認書」ご活用お願いの件

－ 物流問題研究会 －

前略 平素より日食協の活動にご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、かねてより賛助会員各位から、年末・年始やG・W、またお盆休み等、メーカー側の長期にわたる休業時の配送に関して、卸側からの書式の異なった問合せに対して、大変苦慮されているとの申し出を受け、この度、私ども物流問題研究会が検討を重ね添付致しました「長期休暇配送体制確認書」を作成いたしました。

会員卸の物流担当者から状況を聞き取り、汎用度の高い書込み用紙を作成いたしましたので、今後は日食協標準フォーマットとしてご活用いただき、少しでも皆様方の負担の軽減に繋がれば幸甚に存じます。

宜しくご活用 of のほどをお願い致します。

尚、この標準フォーマットは、日食協のHP(homepage3.nifty.com/nsk-nhk)の資料室からダウンロードできます。 草々

お取引様各位

2011年××月××日
○○○株式会社

長期休暇配送体制 確認の件

拝啓 貴社益々ご清栄の事とお慶び申し上げます。
 平素は格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
 さて、表題の件につき、貴社の営業及び配送予定を確認させていただきたく
 下記調査表にご記入の上、FAXにて返信頂きます様お願い申し上げます。

敬具

貴社名 _____ TEL _____
 ご担当部署・ご担当者様 _____ FAX _____

日付	8月										
	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
営業日											
ご発注											
お届け日											
特車											
備考											

<記入例>

日付	8月										
	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
営業日	○	×	×	×	×	×	×	×	×		
ご発注	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	
お届け日	◎	◎	◎	8/17	×	×	×	×	8/19	8/20	
特車				特車							

- 「営業日」欄には、貴社営業日は“○”休業日は“×”を入力願います。
- 「ご発注」と「お届け日」の関係がわかるように○を矢印で結んで下さい。
- 「お届け日」欄には、受注締めでご発注させていただいた場合の納品日を記入していただいても結構です。
- 「特車」欄には、特車による対応が可能な場合のみ「特車」と備考に数量を入力願います。

★8/1迄にご返信頂きますようお願い申し上げます。

★貴社フォーマットの場合も、右記担当者へ送信願います。

○○○○株式会社
 ○○支社○○部
 担当 ○○○○
 TEL 000-0000-0000
 FAX 000-0000-0000

クールビズの服装推奨ガイドライン

2011.07.01

社団法人 日本加工食品卸協会
労務管理研究会

”基本” 「電力需要抑制環境に適した服装を心掛け、職務に適した機能的な身だしなみを推奨する」

	男 性	女 性
の ぞ ま し い 服 装	<ul style="list-style-type: none"> ・ノーネクタイ ・ノー上着 ・襟付きのもの ・スラックス ・ポロシャツ(可) ・チノパン(可) 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏用事務服 又は 適正冷房温度に相応しい服装 ・事務服の場合のベスト非着用 ・スラックス ・ポロシャツ(可) ・チノパン(可)
の ぞ ま し く な い 服 装	<ul style="list-style-type: none"> ・Tシャツ、その他襟なしの物 ・ジーンズ、丈の短いパンツ ・かりゆしシャツ ・アロハシャツ ・サンダル ・スニーカー 	<ul style="list-style-type: none"> ・キャミソール、ホルダーネック ・タンクトップ等の露出度の高い物 ・ジーンズ、極端に丈の短いスカート及びパンツ ・かりゆしシャツ ・アロハシャツ ・サンダル、ミュール、スリッパ等のストラップが無い物、スニーカー、ブーツ その他安全上問題のある物 (極端なハイヒール、厚底の靴、極端なロング丈のスカートやワンピースなど)
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・必要時着用できるようにネクタイを1本程度常備しておく 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務服着用にあたっては、華美でない市販のブラウス併用も可

「公正取引に関する研修会」のまとめ

2012年3月28日

■ 優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方Q & A

※公正取引委員会の回答の前提として、合法かどうかは個別・具体的な判断となるため、基本的な考え方として回答。

カテゴリー	日本加工食品卸協会からの質問事項
1 商品の購入要請	(Q1) 大規模小売業者が主催する「納入業者向け頒布会」に関し、大規模小売業者から加工食品業卸売業者に対して、購入義務を伴わないことを前提として、「参加人数」に割当てがあったときに、加工食品卸売業者が加工食品製造業者に人数を指定して参加を求めることは、合法ですか。
	(回答) 「購入義務を伴わないことを前提に」とあるが、実際に製造業者は断ることができるのか？ 「頒布会」に参加して、大規模小売業者から購入を求められた場合、断れない状況と思われるので問題になると思われる。また、大規模小売業者の要請を卸売業者が断りきれない場合は、大規模小売業者の要請も問題となりうる。
	(解説) 人数を一方的に指定し、購入義務を伴わないとしても、購入しないとけない様な状態にすると違法である。但し、「納入業者向け頒布会」の案内書を加工食品製造業者に手渡す程度で、製造者の自由意思が確保されれば違法とまではいえない。
2 協賛金等の負担の要請	(Q1) 加工食品卸売業者が、商品売買差益に見合わない「物流センターフィー」の請求を大規模小売業者から受けたことを理由にして、取引制度(建値)を補うために「補填金」を加工食品製造業者に求めることは合法ですか。
	(回答) 基本的に卸売業の利益を確保するもので、製造業者の利益にはならないので、問題となる。製造業者にとって直接の利益等があるかどうかポイントとなる。
	(解説) 大規模小売業者から「物流センターフィー」を求められたとの理由で、そのまま製造業者に求め、製造業者がこの取引で赤字になってしまうことは違法である。
	(Q2) 大規模小売業者が納入業者に対して、「上場記念」「製造100年行事」など、特別な経営行事を理由に、協賛金を求めることは、合法ですか。
	(回答) 納入業者にとって直接的な利益にならないので、問題となる。
	(解説) 大規模小売業者の事由であり、納入業者にとって直接の利益にはならないので、違法である。
	(Q3) 大規模小売業者が「チラシ特売」を行う場合、「チラシ代実費」を納入業者に請求することは、合法ですか。
	(回答) 納入業者の直接的な利益の範囲内、且つ、チラシ代実費の範囲内で、納入業者の自由な意思で合意できていれば、問題とならない。
	(解説) 事前の自由意思を確保されたうえで協議し、商品の販売量の増加につながり、卸売業者の直接の利益を上回るのであれば違法とまではいえない。加工食品製造業者に対する請求も同じ。
	(Q4) 納入業者が大規模小売業者の発注数量通りの納品ができなかったとき、大規模小売業者から納入業者に対して、大規模小売業者の「売買差益補償」又は「小売売価補償」(小売業の店頭売価)を求められることがあります。どちらも合法ですか。
	(回答) 大規模小売業者が販売することによって得られたであろう利益の範囲内で補償を求めるのであれば、問題とならない。得られたであろう利益の範囲を超えれば問題となる。
	(解説) 未納品の数量に基づく差益の範囲内であれば違法ではないが、差益以上の不当な請求であれば違法となる。

■ 優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方Q & A

※公正取引委員会の回答の前提として、合法かどうかは個別・具体的な判断となるため、基本的な考え方として回答。

カテゴリー	日本加工食品卸協会からの質問事項
3 従業員の派遣要請 新店開店(含むリニューアルオープン)の応援とします。	<p>(Q 1)</p> <p>「販売応援」の場合、納入業者が自ら販売する商品に限ることは、不可能です。「有償」の「販売応援」は合法ですか。 また、「有償」であっても、長期間の「販売応援」は、納入業者にとって、大きな負担になります。合法的な「応援日数」の目安はありますか。</p>
	<p>(回答)</p> <p>試食などであれば納入業者の商品に限ることは可能であると思われる、またそれが消費者のニーズを知ることが出来るなど納入業者に直接的な利益があって、自由な意思で行う販売応援であれば問題なし。 また、「有償」であれば合法というわけではない。あらかじめ協議して合意することが必要。また、「応援日数」に目安はなく、両者が協議して納得する合意が必要。</p>
	<p>(解説)</p> <p>有償で「販売応援」に対する労働力の提供をするのであれば、予め条件等を決定し、双方の合意を得ていれば、合法になる。しかし、取決めや合意も無く、一方的で不当な状況下での労働力の提供であれば違法となる。応援日数の目安としては、納入業者の利益となり得る範囲で、条件等双方合意のもと、算出した日数が妥当である。</p>
	<p>(Q 2)</p> <p>「販売応援」の場合、大規模小売業者の多くが、「1時間当りの応援費用」を「1,000円」にしていますが、この金額は妥当なものでしょうか。妥当でない場合、どのようにして、定めたいですか。</p>
	<p>(回答)</p> <p>納入業者ごとに費用は別々で、一律ではない。一方的に決めるのではなく、両者充分協議して合意することが必要。</p>
	<p>(解説)</p> <p>「販売応援」といっても、様々な種類や能力が必要とされるものもあり、一律に条件を決めてしまうのは妥当ではない。詳細な仕事内容や条件等を双方で予め協議し費用を算出するのが、妥当といえる。</p>
	<p>(Q 3)</p> <p>「販売応援」のときに、大規模小売業者から特定の納入業者社員を、「品だし」に「熟練」しているという理由から、指名される場合がありますが、この指名は合法的なものでしょうか。指名された場合、被指名者の「年収」に相応する時給相当額を「応援費用」として、大規模小売業者に請求することは妥当でしょうか。</p>
	<p>(回答)</p> <p>納入業者の得られる利益の範囲内で、自由な意思であれば問題なし。必要となる費用は、派遣者の役職・年収・交通費など諸々の条件を踏まえて協議して取り決めることが重要。</p>
	<p>(解説)</p> <p>特定の納入業者社員の能力が大規模小売業者の利益につながり指名される場合、納入業者に直接的な利益があり、且つ、条件等合意するため予め充分に協議して決定することが重要である。</p>
	<p>(Q 4)</p> <p>大規模小売業者は、「販売応援費用」を加工食品卸売業者を通じて加工食品製造業者に支払う場合がありますが、加工食品製造業者の中には受領拒否する納入業者がいます。このようなケースで、加工食品卸売業者は、どう対処したらいいでしょうか。</p>
	<p>(回答)</p> <p>経緯がよくわからないが・・・小売業が卸売業を通じて費用を支払う場合、つまり卸売業を小売業が手足として事務作業を行わせることが(小売業者の優越的地位の濫用として)問題あり。卸売業としてこれを断ることが重要。また、費用を受け取らない製造業者に対しては元々派遣の依頼をしない対応が必要。</p>
	<p>(解説)</p> <p>大規模小売業者が、加工食品卸売業者に製造業者の取りまとめをさせること自体が、優越的地位の濫用になりうる。「販売応援費用」を「受け取らない」という前にそもそも製造業者に依頼しないほうが良い。</p>

■ 優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方Q & A

※公正取引委員会の回答の前提として、合法かどうかは個別・具体的な判断となるため、基本的な考え方として回答。

カテゴリ	日本加工食品卸協会からの質問事項
4 返品	<p>(Q 1)</p> <p>大規模小売業者が納入業者に対して「3分の1ルール」による「返品特約」を納入業者に求めることは、合法ですか。</p>
	<p>(回答)</p> <p>小売業が賞味期限とは別に一方的に販売期限を定めて返品するのは問題となる。返品条件を十分に協議してお互い納得する合意があれば問題とならない。</p>
	<p>(解説)</p> <p>瑕疵や納入業者の過失がなければ業界の慣習とはいえ、返品することは違法である。</p>
	<p>(Q 2)</p> <p>加工食品卸売業者が、「3分の1ルール」による「返品特約」を「一定の制限」(年間取引金額の何%以内)を設けて、加工食品製造業者に求めることは合法ですか。この場合、「一定の制限」は、加工食品卸売業者と加工食品製造業者の誠意をもった協議によって任意に定めることは、妥当ですか。</p>
	<p>(回答)</p> <p>受領してから一定の期間内において一定の数量の範囲内での返品又は受領した商品の総量に対しての一定の数量の範囲内での返品が、正常な商慣習の範囲内であり、かつ、当該商慣習の範囲内で返品の内容を製造業者と合意によって定めるのであれば問題ない。</p>
	<p>(解説)</p> <p>3分の1ルールは法的根拠が無い上に、環境やコストなどの面から、廃止する方向にある。それらを踏まえたうえで妥当な協議が行われ、一定期間の取引や販売に基づいた特約であれば妥当である。</p>
	<p>(Q 3)</p> <p>大規模小売業者の新規開店、創業祭等の特売時に、特売対象商品に対して、特売終了時に「大規模小売業者」→「加工食品卸売業者」→「食品製造業者」の順で、特売残品を返品できる「特約」を特売前に締結することは、合法ですか。</p>
	<p>(回答)</p> <p>「セール終了後の返品」は正常な商慣習と見られないため、問題となる。一定数量の返品が正常な商慣習に則して定められた場合は問題ないが、セール終了後に売れ残り商品を返品することは正常な商慣習とは言えない。</p>
	<p>(解説)</p> <p>まだ結果(利益)が見えないうちに不利な特約を結ぶのは違法である。</p>

■ 優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方Q & A

※公正取引委員会の回答の前提として、合法かどうかは個別・具体的な判断となるため、基本的な考え方として回答。

カテゴリー	日本加工食品卸協会からの質問事項
5 その他	<p>(Q1)</p> <p>加工食品卸売業者が大規模小売業者からの要請に基づき、例えば、従業員の派遣要請などを加工食品製造業者に取次ぐことは合法ですか。</p>
	<p>(回答)</p> <p>個別事案の判断によるが、取引実態によっては小売業のみの責任となる場合もある。独禁法第2条第9項第5号には「取引の相手方」とあり、製造業者の「取引の相手方」は卸売業となるため気をつけなければならない。卸売業が単に玉突きで取り次いでいるから問題ないということにはならない。卸売業者が問題となる可能性もあり、個別に判断していくことになる。</p>
	<p>(解説)</p> <p>大規模小売業者が一方的に要請するのは、合法とはいえ、大規模小売業者と加工食品製造業者との取決めや合意がなければならない。また、大規模小売業者が卸売業者を手足のように使うのも、優越的地位の濫用である。但し、卸売業者が自己の判断で一方的に要請すると卸売業者が優越的地位の濫用していると判断される。</p>
	<p>(Q2)</p> <p>大規模小売業者と加工食品卸業者、加工食品卸業者と食品製造業者の間の「強者」「弱者」の関係の判断は、「該当エリア」(大規模小売業者の出店エリア)ですか、「全国エリア」(大規模小売業者全体)ですか。</p>
	<p>(回答)</p> <p>会社全体で見ればかりでなく、場合によってはエリアでも見ることがある。その個別取引内容で判断していく。</p>
	<p>(解説)</p> <p>優劣の判断は、会社全体の売上・資本金等で判断するが、地方エリアによっては地域内での優越性を考慮し総合的に判断する。</p>
	<p>(Q3)</p> <p>「課徴金」の算出基礎は、「優越的地位の濫用」があった当事者間の「全ての取引金額」ですか、または「濫用」があった「事業」「取引」「エリア」に限定されますか。</p>
	<p>(回答)</p> <p>相手方との全ての取引金額に算定率(1%)を掛けた金額となる。</p>
	<p>(解説)</p> <p>「取引」と「期間」ベースで課徴金が算出される。違反行為に係る期間(3年間を上限とする。)取引における相手方との取引金額に課徴金率1%を掛けた額が課徴金として課される。</p>

平成24年度新規開設卸売専門ビジネススクール

卸売専門資格「卸売管理士」取得を目指す 「卸売マネジメント技法講座」 ご案内

日本卸売協会が平成24年度新規開設する「卸売マネジメント技法講座」は、現代の卸売活動に必要な不可欠な基本的かつ革新的な経営技法を総合的に学習し、マスターしていただくためのわが国初めての卸売専門講座です。

卸売専門技法をマスターした受講生にはわが国で初めての卸売専門資格「卸売管理士」（一般社団法人日本卸売協会認定）の資格を授与し、資格を有する自信に満ちた卸売ビジネスマンの育成に協力させていただきます。

卸売寡占化時代の競争に勝利する最大の条件は、“優秀な人材集団”であって、本講座と本資格制度の目的はその点にあります。

主 催 一般社団法人日本卸売協会

共 催 財団法人流通経済研究所





1

「卸売専門ビジネススクール講座」と「卸売専門資格制度」の開設の目的と方向

●周知のように近年、地域小売商業の廃業は加速的に増加し、その結果高齢者を中心に買い物弱者が急増しています。さらに東日本大震災の発生等にもなって、あらためて地域内における生活物資の安定的供給のために卸売業の重要性が再認識されています。

さらにわが国の卸売機構は合併統合等によって厳しい寡占化への構造変革が進展しており、多くの卸売業は新たな競争戦略、新たなマネジメント・イノベーションに迫られています。

卸売業が上記のような社会的機能の遂行ならびに厳しい競争環境に対処するための最大条件として、卸売ビジネスを担当する人材の育成・強化が緊急な課題になっています。

●そこで、一般社団法人日本卸売協会は、わが国の卸売業界が直面する「人材育成」という緊急課題に貢献するためにわが国初めての「卸売専門ビジネススクール講座」ならびに「卸売専門資格制度」を平成24年度から開設します。卸売業が積極的に人材育成を強化し、優秀な人材集団を形成することは、卸売業自身の競争に勝利する道でありますと同時に、得意先地域小売商業の存続を支援し、その結果として地域生活者のライフラインの維持に貢献するという社会的使命を果たすこととなります。日本卸売協会がそのようなビジネス・スクールを創設する背景としては、当協会に関係するスタッフならびに関係団体、コンサルタント・グループでは早くから、多くの業種の多くの卸売業を対象に調査・研究・研修・コンサルティング等を積極的に実施してきた経験を有しており、そのような経験を生かして卸売専門のビジネス・スクールと専門の資格制度を開設し、推進するものです。

●卸売専門ビジネススクールの初年度に当たる平成24年度に開設する講座は、卸売ビジネスに関する広範囲かつ総合的な知識と高度な技法を修得するためのものであって、以後順次、卸売活動の専門的領域に関する高度な専門的技法を取得するための専門的講座（卸売マーチャンダイジング講座、卸売ロジスティックス講座、卸売リテールサポート講座など）ならびに専門的資格称号を用意し、提供していく予定です。まずは平成24年度開設の卸売総合的講座、卸売総合的資格に挑戦されますことをお勧め致します。

●当ビジネススクールの講座は、日本卸売協会主催の「公開講座」と、特定の企業・団体等からの委託による「委託講座」の2つの方式で実施します。

2

平成24年度開設の講座名と資格称号について

卸売専門ビジネススクールでは、初年度の平成24年度は卸売ビジネスに関する総合的知識と総合的マネジメント技法を修得するための講座を開設し、当講座をマスターされた方にふさわしい総合的資格称号を提供します。

当講座は卸売ビジネスを担当する新入社員、若手社員が早期に戦力化するために最適な講座ですし、さらに中堅社員、幹部社員にとっては卸売マネジメント技法を総合的に再武装するために最適な講座です。

講座名	卸売マネジメント技法講座	資格称号	卸売管理士(WMM) (Wholesale Management Master)
-----	--------------	------	---

Japan Wholesale Association

3 卸売マネジメント技法講座の主な内容

第1章…卸売機構の変化と卸売経営の課題について

- 1、近年における卸売構造変化の実態
- 2、近年における卸売経営の課題

第2章…小売機構の変化と小売業態の特質について

- 3、近年における小売構造変化の実態
- 4、小売業態別発展の特質と卸売経営の課題

第3章…卸売経営におけるリテールサポート技法の課題と革新について

- 5、消費者市場の変化に対応する卸売マーケティング技法
- 6、リテールサポートの考え方、リテールサポート・メニューの開発・提案手法

第4章…卸売経営におけるマーチャンダイジング技法の課題と革新について

- 7、卸売業マーチャンダイジングの考え方と新たなマーチャンダイジング技法
- 8、卸売業によるプライベート・ブランド商品の重要性和開発技法

第5章…卸売経営における情報システム技法の課題と革新について

- 9、卸売経営における情報システムの基本体系と技法
- 10、卸売経営における情報システムの新技法と導入への課題

第6章…卸売経営における商品管理技法の課題と革新について

- 11、卸売経営における受注・発注業務の効率的・効果的管理技法
- 12、卸売経営における在庫管理、物流管理の基本的処理技法と効果的技法の開発

第7章…卸売経営における財務管理、利益管理技法の課題と革新について

- 13、卸売経営における経理、財務管理の効率的・効果的管理技法
- 14、卸売経営における利益計画の効率的・効果的管理技法

第8章…卸売経営における人事管理技法の課題と革新について

- 15、卸売経営における人事政策、労務管理の効率的・効果的技法
- 16、卸売経営における教育、能力開発の効率的・効果的管理技法

第9章…総まとめ—卸売経営における明日への戦略課題



「卸売マネジメント技法講座」

4 平成24年度卸売マネジメント技法公開講座の開催要領

①平成 24 年度開催講座方法

- 公開講座は年間3回（春季講座、秋季講座、冬季講座）開催する予定です。

第 1 回（春季講座）	平成 24 年 5月～6月	昼間講座	9 時 30 分～ 16 時 30 分 1 日 6 時間を週 1 日 5 週 5 日間・計 30 時間
		夜間講座	18 時 00 分～ 21 時 00 分 1 日 3 時間を週 2 日・計 6 時間 5 週 10 日間 計 30 時間
第 2 回（秋季講座）	平成 24 年 9 月～ 10 月	第 1 回開催方法と同様方法で実施予定	
第 3 回（冬季講座）	平成 25 年 1 月～ 2 月	第 1 回開催方法と同様方法で実施予定	

- 計 30 時間の講座は、第 1 章から第 9 章までの章別担当の専門講師が担当し、テキスト、パワーポイント等を中心に平易な解説講義により展開されます。

- 公開講座の具体的日程は別紙をご覧ください。

- 昼間講座、夜間講座いずれも 1 回当り受講者数は 25 名～ 30 名として、随時、グループ討議、ディスカッション、発表等を行います。

- 必要に応じて実務家を講師に招聘し、生きた事例分析も行います。

- 資格認定試験は各回の講座終了後、1 か月以内の別日程でペーパー・テストとレポート作成を実施し、一定以上レベルの成績を収めた受講者に「卸売管理士」の資格を授与します。

- 特定企業、特定団体からの委託による委託講座も実施します。お問い合わせ下さい。委託講座の受講料等は別途ご相談させていただきます。

②受講料

- 30 時間の講座受講料（昼間講座、夜間講座……同額、テキスト料込み）

日本卸売協会正会員	1 人・9 万 8 千円（消費税込み）
非 会 員	1 人・12 万 8 千円（消費税込み）

- 資格認定試験料

日本卸売協会正会員	1 人・5 千円（消費税込み）
非 会 員	1 人・8 千円（消費税込み）

③講座教室、資格認定試験場

東京五反田 TOC ビル 東京都品川区西五反田 7 - 22 - 17

④受講申込み方法

- 電話・Fax・E メールでお申込下さい。
- 受講申込は各回ごとに行われ、一定人数（25 名～ 30 名）を超えた場合は、次回講座の受講にさせていただきます場合もあります。

支 部 活 動

平成23年度 各支部総会及び研修会内容

- 6月 7日(火) 中国支部 総会及び研修会
講師 東洋大学経営学部教授 菊池宏之氏
「流通環境の変化と中間流通企業の戦略課題」
- 6月17日(金) 関東支部 総会及び研修会
講師 一般社団法人卸売協会理事長・財団法人流通経済研究所
名誉会長・東京経済大学名誉教授 宮下正房氏
「卸売業の原点—明日へのイノベーション」
- 6月28日(火) 東海支部 総会及び研修会
講師 メリルリンチ日本証券(株) マネージングディレクター
シニアアナリスト調査部 青木英彦氏
「製配販新創業に向けて～閉塞を打破する新しい流通構造とは～」
- 6月29日(水) 四国支部 総会及び研修会
講師 東洋大学経営学部教授 菊池宏之氏
「流通環境の変化と中間流通企業の戦略課題」
- 6月30日(木) 近畿支部 総会
- 7月 4日(月) 北海道支部 総会及び研修会
講師 金子哲雄氏 「今すぐ出来る、日本経済への処方箋」
- 7月 5日(火) 九州・沖縄支部 総会及び研修会
講師 東洋大学経営学部教授 菊池宏之氏
「流通環境の変化と中間流通企業の戦略課題」
- 7月21日(木) 北陸支部 総会
- 8月19日(金) 近畿支部 研修会
講師 システムユニ代表取締役 岡田敏明氏
「なぜ今ドラッグナーなのか」
- 9月15日(木) 東海支部 商品研修会(工場見学)
見学工場 ①内堀醸造アルプス工場 ②マルコメ本社工場
- 10月14日(金) 東北支部 総会及び研修会
講師 東洋大学経営学部教授 菊池宏之氏
「流通環境の変化と中間流通企業の戦略課題」
- 10月21日(金) 関東支部 商品研修会(工場見学)
見学施設及び工場 ①日清食品「CUPNOODLES MUSEUM」
②キリン横浜ビアビレッジ
- 10月25日(火) 東海支部 研修会
講師 農事組合法人伊賀の里モクモク手作りファーム
社長 木村 修氏
「貿易自由化に見据え、生産から加工販売まで稼げる農業を迫及」

- 11月11日(金) **関東支部** 研修会
 講師 日本スーパーマーケット協会 専務理事 大塚 明氏
 「スーパーマーケットの近未来像 シナリオ2020」
- 11月17日(木) **東海支部** 研修会
 講師 サッカー女子元日本代表・なでしこチャレンジプロジェクト
 コーチ 高倉麻子氏
 「なでしこジャパン 継続力～続けることで見えてきたもの」
- 11月22日(火) **北陸支部** 研修会
 講師 一般社団法人日本卸売協会理事長・財団法人流通経済研究所
 名誉会長・東京経済大学名誉教授 宮下正房氏
 「大震災からの流通再生—卸売業への期待」
- 11月22日(火) **近畿支部** 研修会
 講師 ともえ産業情報代表取締役 辻井啓作氏
 「卸売業の営業力強化のポイント “リテールサポート活動の効果的
 な進め方”」
- 2月20日(月) **近畿支部** 研修会
 講師 和歌山大学客員教授 木津川 計氏
 「<自己責任>はなぜ生み出されたのか“期待される精神”の時代相」

各支部の総会内容

[中国支部]

中国支部総会を6月7日(火)15時よりホテルグランヴィア広島にて開催した。

中国支部事務局の磯田英之氏(中村角(株))の司会進行で、最初に定足数と配布資料の確認を行い、ついで支部長の中村成朗氏(中村角(株))が議長席に着いて、開会の挨拶を行い本部理事会、定時総会の内容について報告を行った。

その後議案審議を行い、第1号議案 平成22年度事業活動報告に関する件 第2号議案 平成22年度収支決算報告に関する件を一括審議し、監査報告を会計幹事企業の国分(株)中国支社の吉村友昭氏が行った。

ついで第3号議案 平成23年度事業計画に関する件 第4号議案 平成23年度収支予算(案)に関する件を審議し全て原案通り拍手で承認された。

最後に第5号議案 役員の改選に関する件を審議し、支部長からの提案が全会一致で承認された。

続いて15時30分より会場を移して賛助会員も加わって合同研修会が開催された。

中村支部長の挨拶の後、奥山専務理事が「日食協事業活動」を報告し、ついで東洋大学経営学部教授・(財)流通経済研究所客員主任研究員の菊池 宏之氏が「流通環境の変化と中間流通企業の戦略課題」と題して講演された。

終了後、懇親会を行い、中村支部長の挨拶のあと副支部長店の藤徳物産(株)丹波伸夫氏が乾杯の発声を行い、中締めを副支部長の角 博之氏(西中国国分(株))が行って閉会とした。

平成23年度 新役員名簿

支部長	中村 成朗	中村角 (株)	代表取締役会長	
副支部長	大岡 滋太郎	藤徳物産 (株)	代表取締役会長	岡山県幹事
副支部長	廣川 正一	広川(株)	代表取締役	広島県幹事
副支部長	角 博之	西中国国分(株)	代表取締役社長	山口県幹事
会計幹事	村上 尚	国分(株)中国支社	支社長	

[関東支部]

6月17日(金)11時30分より東京大手町レベル21東京會館に於いて定時総会に先立ち関東支部幹事会が開催された。

関東支部長の田中茂治氏((株)日本アクセス)の司会進行で午後に行われる総会の議案内容について確認後、各県のブロック代表から震災時の影響等について意見が述べられた。

その後13時より定時総会が行われた。

当日の内容を議事録にて以下に掲載する。

定刻 奥山常任幹事の司会兼事務局の発声により開会。

議長は議事録署名人として、株式会社サンヨー堂 小林由朗殿と伊藤忠食品株式会社 佐藤保美殿を指名し、承認され、議事に入った。

第1号議案 平成22年度事業報告に関する件

第2号議案 平成22年度収支決算報告に関する件

議長より事務局に両案続けて説明する様指示があった。これを受けて事務局は、5月26日(木)に開催された本部の定時総会に於ける状況報告を含めて会報Vol.169号を資料として次の如く報告を行った。

1. 本部活動

- ・事業活動報告
- ・公益法人制度改革への対応について

2. 関東支部活動

- ・事業活動概況、
- ・関東支部流通業務委員会活動報告。
- ・関東支部の収支決算(前期繰越額1,240,365円、当期収入合計1,450,473円当期支出合計1,762,349円、次期繰越収支差額928,489円、各予算費と内容概要)。

議長は会計監事吉田学文氏(明治屋商事(株))に監査報告求め、吉田会計監事は「5月13日(金)に監査を行い、正確である事を確認した」旨を報告した。

議長は両案の質疑を求めたが無かったので、承認を求め、拍手で承認された。

第3号議案 平成23年度事業計画案に関する件

第4号議案 平成23年度収支予算案に関する件

議長よりこの両案について、事務局よりを続けて説明する様に指示し、事務局はこれを受けて、別添の両案を資料とし、協会の事業計画を演繹して関東支部事業計画を策定し、担当別予定まで流通業務委員会で討議策定した計画案を説明した。

そして収支予算として前期繰越額 928,489円、当期収入合計 1,202,000円、当期支出合計 1,860,000円、次期繰越額 170,489円の予算内容を説明した。

議長はこれについての質疑を求めたが、無かったので承認を求めた所、拍手で承認された。

第5号議案 役員の一部改選の件

議長は、本年は役員改選時期ではありませんが、会社人事の都合で一部役員から交替の申し出を戴いたので事務局より説明をするよう指示した。

事務局より事前の幹事会において、後任者案も含め承認を得たことを報告し、同時に新任役員の二人を紹介し、その場で拍手をもって承認された。

第6号議案 その他

議長より当総会場にて審議を必要とする他の問題提起を求めたが、無かったので、本日の全ての審議事項が滞りなく終了した事を告げた。

14時20分、事務局が総会の終りを告げた。

関東支部流通業務委員会事業活動報告

流通業務委員会は、関東支部のワーキンググループとして平成23年度の事業計画に基づき、調査研究の継続事業として、①物流コストに関する調査と分析 ②返品実態に関する調査と分析 ③在庫回転日数に関する調査と分析 ④「備車及び物流動向」に関する調査と分析を行った。以下に4事業の調査結果を掲載する。

◆平成22年度新物流コスト実態調査（平成22年4月～平成23年3月）

（社団法人 日本加工食品卸協会 関東支部 流通業務員会）

関東支部流通業務委員会は、平成22年度を対象とする物流コストについて、9月に関東支部流通業務委員会企業10社から回答をいただいた、新物流コスト実態調査票の内、加工食品のウエイトの高い3社分について、集計し分析を行った。担当は、大澤偉宏氏（伊藤忠食品㈱）平成22年度のわが国経済は、一部国内経済において持ち直しの傾向が見られたものの、依然としてデフレの影響と雇用状況の厳しさから、食品業界においても消費者の節約志向、生活防衛意

識による価格競争の厳しさを受けた。そうした状況下で各社どのような影響を受けたかを今年度は特に注視した。

平均ケース単価は海外金融不安、緩やかなデフレの継続、消費マインド低迷による価格競争の激化から昨年度に引き続き99円下落して2,488円となった。

ケース当りの物流コスト(センターフィー除く)は昨年度から2円上昇した134.56円となり、ケース当りの比率は5.48%となる。内容としてはデータ処理料が2.47円増の12.60円、設備費は4.19円増の28.18円に上昇した反面、流通加工費が0.72円減の35.17円、配送費が3.94円減の58.63円となった。ケース単価の落ち込みの影響からか物流費の固定的コストが上昇している反面、変動コストが減少していることから各社ともに費用減に努力していることが伺えるが、昨今の経済情勢が食品卸業の経営にとっては厳しい状況が続いている。

更に次年度は東日本大震災や円高の影響で景気回復が鈍化し、不透明・不確実な状況のため、記載以外のセンターフィーコストも含めた物流費の把握を行い、調査を継続していく必要性を感じる。

尚、今期より酒類、食品の取り扱いの違いがどのように物流コストの実態に影響しているかどうかを検証するため、2つのグループに分けて集計したのでこの結果についても公表する。

[平成22年度常温加工食品のケース単価及び物流コスト]

物流コスト	平成22年度			平成21年度			平成20年度		
	金額(円)	比率(%)	構成比(%)	金額(円)	比率(%)	構成比(%)	金額(円)	比率(%)	構成比(%)
ケース単価	2,488円			2,587円			2,667円		
データ処理料	12.60	0.51	9.4	10.13	0.39	7.6	11.48	0.43	9.3
設備費	28.18	1.13	20.9	23.99	0.93	18.1	22.59	0.85	18.2
流通加工費	35.15	1.41	26.1	35.87	1.38	27.1	33.76	1.26	27.2
配送費	58.63	2.36	43.6	62.57	2.42	47.2	56.21	2.11	45.3
合計	134.56	5.41	100	132.56	5.12	100	124.04	4.65	100

集計用紙 FAX送信先 03-3241-1469

物流問題研究会プロジェクト物流コスト実態調査委員会 資料

【汎用拠点のみ対象 実態を表せる拠点】

加食主体3企業単純平均

拠点数 = (17)

対象商品：常温加工品(食品・酒類) ※温度帯商品は除く

対象期間：平成22年 4月～23年 3月までの1年間(または直近決算月の1年間)

I. 拠点の基礎情報

倉出売上金額(千円)	44,923,790千円	
倉出売上数量	19,276,443C/S	
倉売上返品数量	62,573C/S	
倉出ケース売上単価(円)	2,488円	
商品部門構成	金額構成比	数量構成比
加工食品	98.43%	98.37%
酒類(ビール含む)	1.57%	1.63%
業態構成	金額構成比	数量構成比
量販店 (GMS・百貨店・Drg・ホームセンター・DS)	82.28%	82.29%
CVS	3.29%	3.40%
単独小売店 (酒販店・業務用酒販店)	0.96%	0.99%
その他 (外食系・卸・レジャー施設・輸送関連 等)	13.47%	13.32%
物流形態	金額構成比	数量構成比
店舗納品 (店舗配送分)	28.20%	27.33%
センター納品 (TC分)	71.80%	72.67%

II. 物流コスト

拠点数 = (17)

項目	ケース当り金額	売上単価比率
データ処理費	12.60円	0.51%
設備費	28.18円	1.14%
流通加工費	35.15円	1.43%
配送費	58.63円	2.38%
小計	134.56円	5.47%
支払センターフィー(TC分)		
合計	134.56円	5.47%

※1 物流コスト各項目の費用算出については同封の「新物流コスト算出基準表」に基づいて実施願います。

※2 II. 物流コストのケース当り金額・売上単価比率は少数点第二位(0.00)迄表示願います。

※3 各項目で対象外の場合は—表示、数字がゼロの場合は0表示願います。

※4 売上は倉出売上になります。直送分は除く様、お願いします。

※5 I. 基礎情報の倉出ケース売上単価算出式 $\text{倉出売上金額} \div (\text{倉出売上数量} - \text{倉売上返品数量})$

※6 I. 基礎情報の物流形態(構成比)は自倉の商流に係る数値を入力して下さい。

※7 親ベンダー運営拠点は自社商流分のみ売上・物流コストを算出して下さい。

※8 II. 物流コストのケース当り金額を算出する際のケース数は返品数量を引かずに算出願います。

※9 II. 物流コストの4項目と支払センターフィーの分母は倉出売上金額・倉出売上数量で統一して下さい。
(支払センターフィーの分母はセンターフィーに掛かる売上ではなく、店舗配送分を含めた合計売上で算出)

※10 汎用拠点でTC共配親ベンダーを行っている場合、共配分は除きます。

集計用紙 FAX送信先 03-3241-1469

物流問題研究会プロジェクト物流コスト実態調査委員会 資料

【汎用拠点のみ対象 実態を表せる拠点】

その他 7企業単純平均

拠点数 = (61)

対象商品：常温加工品(食品・酒類) ※温度帯商品は除く

対象期間：平成22年 4月～23年 3月までの1年間(または直近決算月の1年間)

I. 拠点の基礎情報

倉出売上金額(千円)	370,917,516千円	
倉出売上数量	101,927,338C/S	
倉売上返品数量	990,412C/S	
倉出ケース売上単価(円)	3,600円	
商品部門構成	金額構成比	数量構成比
加工食品	35.34%	44.89%
酒類(ビール含む)	64.66%	55.11%
業態構成	金額構成比	数量構成比
量販店 (GMS・百貨店・Drg・ホームセンター・DS)	80.21%	80.57%
CVS	0.44%	0.41%
単独小売店 (酒販店・業務用酒販店)	14.67%	14.49%
その他 (外食系・卸・レジャー施設・輸送関連 等)	4.68%	4.53%
物流形態	金額構成比	数量構成比
店舗納品 (店舗配送分)	51.32%	50.16%
センター納品 (TC分)	48.68%	49.84%

II. 物流コスト

拠点数 = (61)

項目	ケース当り金額	売上単価比率
データ処理費	16.55円	0.47%
設備費	30.00円	0.87%
流通加工費	52.77円	1.54%
配送費	63.81円	1.82%
小計	163.13円	4.70%
支払センターフィー(TC分)		
合計	163.13円	4.70%

※1 物流コスト各項目の費用算出については同封の「新物流コスト算出基準表」に基づいて実施願います。

※2 II 物流コストのケース当り金額・売上単価比率は少数点第二位(0.00)迄表示願います。

※3 各項目で対象外の場合はー表示、数字がゼロの場合は0表示願います。

※4 売上は倉出売上になります。直送分は除く様、願います。

※5 I. 基礎情報の倉出ケース売上単価算出式 $\text{倉出売上金額} \div (\text{倉出売上数量} - \text{倉売上返品数量})$

※6 I. 基礎情報の物流形態(構成比)は自倉の商流に係る数値を入力して下さい。

※7 親ベンダー運営拠点は自社商流分のみ売上・物流コストを算出して下さい。

※8 II 物流コストのケース当り金額を算出する際のケース数は返品数量を引かず算出願います。

※9 II 物流コストの4項目と支払センターフィーの分母は倉出売上金額・倉出売上数量で統一して下さい。
(支払センターフィーの分母はセンターフィーに掛かる売上ではなく、店舗配送分を含めた合計売上算出)

※10 汎用拠点でTC共配親ベンダーを行っている場合、共配分は除きます。

集計用紙 FAX送信先 03-3241-1469

物流問題研究会プロジェクト物流コスト実態調査委員会 資料

【汎用拠点のみ対象 実態を表せる拠点】

全体 10企業単純平均

拠点数 = (78)

対象商品：常温加工品(食品・酒類) ※温度帯商品は除く

対象期間：平成22年 4月～23年 3月までの1年間(または直近決算月の1年間)

I. 拠点の基礎情報

倉出売上金額(千円)	50,568,889千円	
倉出売上数量	15,975,667C/S	
倉売上返品数量	117,813C/S	
倉出ケース売上単価(円)	3,266円	
商品部門構成	金額構成比	数量構成比
加工食品	54.27%	60.94%
酒類(ビール含む)	45.73%	39.06%
業態構成	金額構成比	数量構成比
量販店(GMS・百貨店・Drg・ホームセンター・DS)	80.83%	81.08%
CVS	1.30%	1.31%
単独小売店(酒販店・業務用酒販店)	10.56%	10.44%
その他(外食系・卸・レジャー施設・輸送関連等)	7.31%	7.17%
物流形態	金額構成比	数量構成比
店舗納品(店舗配送分)	44.38%	43.31%
センター納品(TC分)	55.62%	56.69%

II. 物流コスト

拠点数=(78)

項目	ケース当り金額	売上単価比率
データ処理費	15.37円	0.48%
設備費	29.45円	0.95%
流通加工費	47.48円	1.49%
配送費	62.26円	1.97%
小計	154.55円	4.89%
支払センターフィー(TC分)		
合計	154.55円	4.89%

※1 物流コスト各項目の費用算出については同封の「新物流コスト算出基準表」に基づいて実施願います。

※2 II. 物流コストのケース当り金額・売上単価比率は少数点第二位(0.00)迄表示願います。

※3 各項目で対象外の場合は—表示、数字がゼロの場合は0表示願います。

※4 売上は倉出売上になります。直送分は除く様、お願いします。

※5 I. 基礎情報の倉出ケース売上単価算出式 倉出売上金額÷(倉出売上数量-倉売上返品数量)

※6 I. 基礎情報の物流形態(構成比)は自倉の商流に係る数値を入力して下さい。

※7 親ベンダー運営拠点は自社商流分のみの上・物流コストを算出して下さい。

※8 II. 物流コストのケース当り金額を算出する際のケース数は返品数量を引かず算出願います。

※9 II. 物流コストの4項目と支払センターフィーの分母は倉出売上金額・倉出売上数量で統一して下さい。

(支払センターフィーの分母はセンターフィーに掛かる売上ではなく、店舗配送分を含めた合計売上で算出)

※10 汎用拠点でTC共配親ベンダーを行っている場合、共配分は除きます。

◆平成23年度返品実態調査報告（期間平成23年5月～9月）

流通業務委員会

平成23年5月から9月までの5ヶ月間の返品実態調査を実施し、集計と分析を行った。調査対象企業は、関東支部流通業務委員会企業9社で、前年より2社減少した。

なお、21年度までは6～8月分の3か月分の集計。また22年度は一般商品及びPB商品は6～8月分の調査で、ギフト商品のみ5～9月分を対象としていたが、今回調査では全商品とも22年分もすべて5～9月とした。スーパーをみると売上全体は22年の1345億円に対し、23年は1414億円と5%増加、百貨店は22年の120億円に対し、23年は96億円と21%減少している。一方、トータルの返品率は、前年に比べスーパー0.15ポイント、百貨店0.64ポイントそれぞれ減少（改善）した。（担当 ㈱サンヨー堂 柳澤 信夫）

業態別調査結果は下記の通り。

【スーパーマーケット】

* 一般商品

売上対比の返品率は前年よりも0.17ポイント減少して、0.20%となった。このチャンネルにはドラッグストアを含んでおり、年々増加傾向にあったが、23年は一部企業の数字が含まれなかったため減少したと見られる。

* PB商品

原則返品不可のPB商品ではあるが、返品率は0.13ポイント減少して、0.20%となった。

* ギフト商品

改善傾向にあったギフト商品は0.91%で、前年並み。

* 合計

23年の返品金額は349百万円で、前年比65.2%と大幅減少、特に8月は同28%近くに減少した。前年に比べ返品率は0.40%から0.25%と、0.15ポイントの減少となった。

【百貨店】

* 一般商品

返品率は3.19%となり前年の2.40%から0.79ポイント増加した。前年に比べ6、7、9月の返品が大幅増加したため。

* PB商品

全体の売上は少ないものの、返品率は1.75%で前年の3.86%から2.11ポイント減少した。9月の返品は0となっている。

* ギフト商品

百貨店売上の最も多い分野で、全体の8割を占めるが、返品率は3.06%となり前年の4.64%から1.58ポイント減少した。

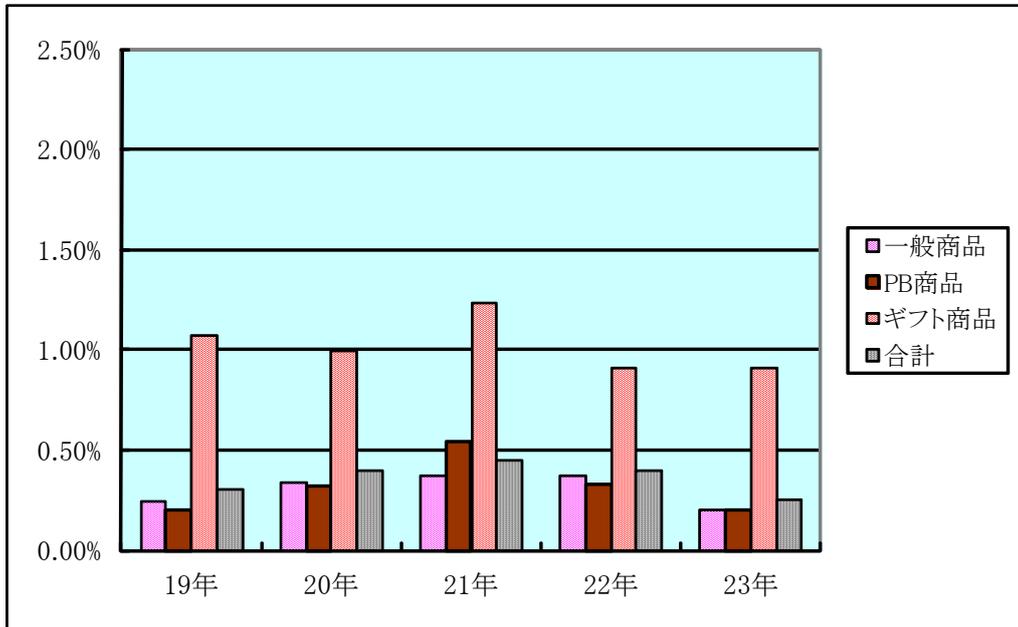
* 合計

売上の減少もあってか、返品金額は297百万円、前年比66.7%に減少した。返品率は前年の3.72%から3.08%と、0.64ポイント減少した。

業態別・商品別返品率5年の推移

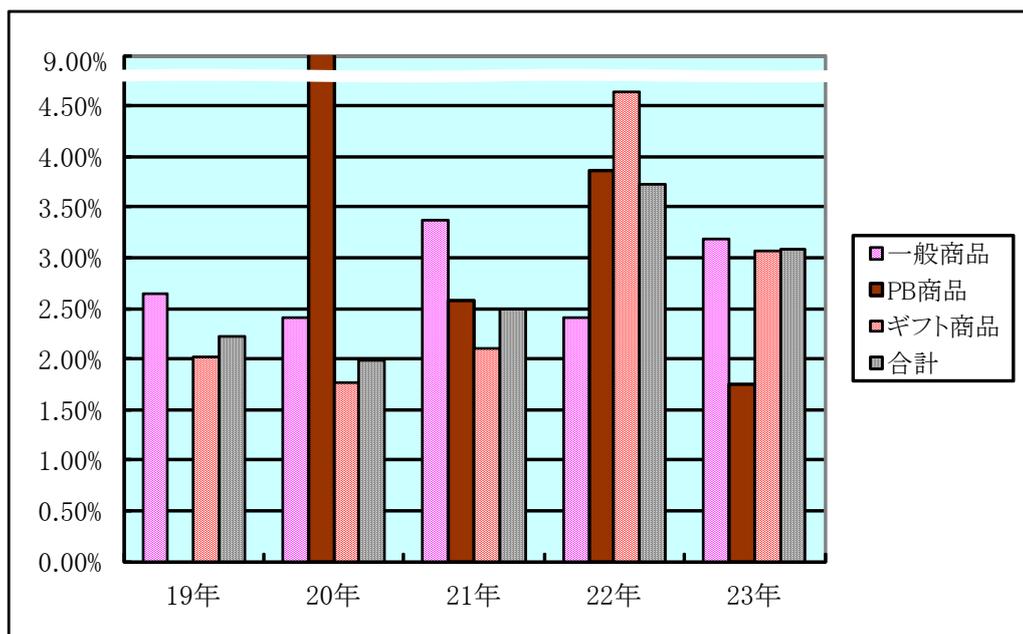
スーパーマーケット

	19年	20年	21年	22年	23年	19年対比	22年対比
一般商品	0.24%	0.34%	0.37%	0.37%	0.20%	-0.04pt	-0.17pt
PB商品	0.20%	0.32%	0.54%	0.33%	0.20%	0.00pt	-0.13pt
ギフト商品	1.07%	0.99%	1.23%	0.91%	0.91%	-0.16pt	0.00pt
合計	0.30%	0.40%	0.45%	0.40%	0.25%	-0.05pt	-0.15pt



百貨店

	19年	20年	21年	22年	23年	19年対比	22年対比
一般商品	2.65%	2.40%	3.37%	2.40%	3.19%	0.54pt	0.79pt
PB商品	-	9.33%	2.57%	3.86%	1.75%	-	-2.11pt
ギフト商品	2.02%	1.77%	2.11%	4.64%	3.06%	1.04pt	-1.58pt
合計	2.22%	1.98%	2.49%	3.72%	3.08%	0.86pt	-0.64pt



〔参考〕取引の適正化について ―― 公取委の実態調査

返品問題は、永遠のテーマといわれますが、環境を守り、限られた資源のムダを省くためにも、この商慣行是正策が叫ばれています。

日食協でも2005年に各地域別の会員を対象に、返品についての実態調査を実施し、その結果について、翌年3月『返品問題の解決に向かって＝実態調査の集計と分析』と題する小冊子をまとめて発表した経緯があります。

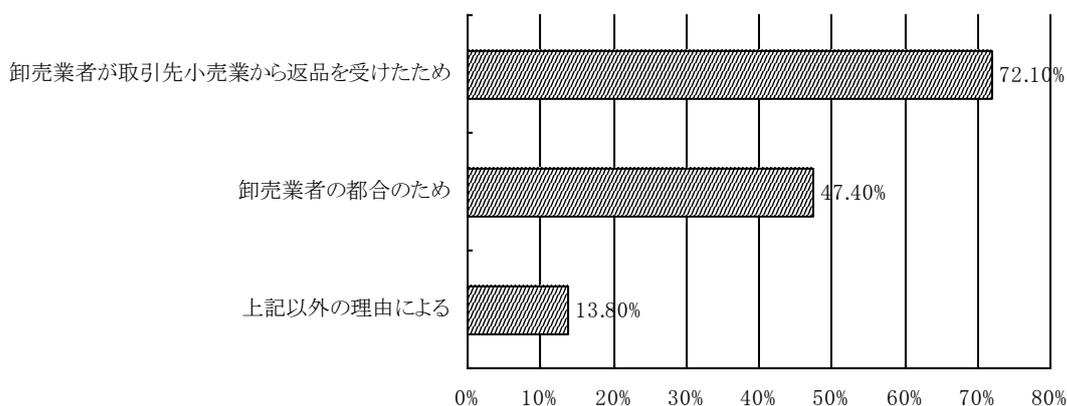
一方、既報の通り、公正取引委員会（及び農林水産省）は、食品の取引で卸のメーカーへの優越的地位の濫用行為を問題視すると共に、コンプライアンス上からも是正策が必要との観点から、日食協に対しても会員企業への指導を要請しました。

公取委が今年10月19日公表した「食料品製造業者と卸業者との取引に関する実態調査報告書」によると、卸とその取引の相手方との間で、不当な要請による不利益や負担の転嫁が行われるなど、小売が発生源となる複層的な構造の存在を想定、メーカーと卸の間で行われる問題行為に対しても、監視を強めていく必要があるとしたもの。

同報告書は、「従業員等の派遣の要請」「返品」「減額」等の商慣行で優越的地位の濫用行為類型で、小売からの要請などに起因するとの回答割合がメーカーと卸のいずれの調査でも高いため、その点に着目した。その上で、小売からの要請などであることを伏せてメーカーに要請する卸がいる可能性もあることを考慮すると、小売からの要請に起因するものの割合はさらに高くなると指摘している。

優越的地位の濫用につながる可能性の高い行為を、卸から受けていると回答したメーカーは1824社で、この1824社に占める項目別割合（複数回答）は、「返品」13.5%（247社）、「減額」12.1%（220社）、「協賛金等の負担の要請」12.0%（218社）、「取引の対価の一方的決定」9.0%（164社）、「購入・利用強制」8.9%（162社）、「支払遅延」6.0%（109社）、「従業員等の派遣の要請」5.1%（93社）、「受領拒否」3.6%（66社）となった。

不当な返品の原因(メーカー247社・複数回答)



◆平成23年度 在庫回転日数調査（調査期間：平成23年 1月～12月）

「平成23年度の在庫回転日数調査」を実施し2月に分析報告を行った。担当は 岡崎一朗氏（三井食品㈱）。
調査対象は、関東支部流通業務委員会企業10社。
前年の11社から企業統廃合により2社減、新たに本年より参加の1社増となった。
拠点数は75拠点（前年70拠点）で関連する項目についてアンケート調査を実施した。

● 年間平均在庫日数について

年間倉出金額10社合計

	倉出金額	前年比	増減
食品	3,212億円	132.0%	780億円
酒類	1,981億円	93.7%	-133億円
合計	5,193億円	114.2%	647億円

(参考)年間倉出金額 拠点当たり平均

	倉出金額	前年比	増減
食品	43億円	123.2%	0.8億円
酒類	34億円	96.9%	-0.1億円
合計	69億円	106.6%	0.4億円

年間平均在庫金額10社合計

	在庫金額	前年比	増減
食品	95億円	132.7%	24億円
酒類	46億円	106.2%	3億円
合計	141億円	122.8%	26億円

(参考)年間平均在庫金額 拠点当たり平均

	在庫金額	前年比	増減
食品	1.27億円	123.9%	0.25億円
酒類	0.77億円	109.8%	0.07億円
合計	1.88億円	114.7%	0.24億円

在庫金額÷倉出金額×365日で平均在庫日数を算出すると、

食品	10.8日(前年10.8日)	±0.0日
酒類	8.4日(前年7.4日)	+1.0日
合計	9.9日(前年9.2日)	+0.7日

食品は倉出金額の伸びに伴い在庫金額が増加しているが、在庫日数は前年と同等となっている。

酒類は倉出金額が減少するも、在庫金額は増加し、在庫日数は1.0日の増となる。

合計では0.7日の長期化となる。

過去5年間の推移を見てみると、

	H23年度	H22年度	H21年度	H20年度	H19年度
食品	10.8日	10.8日	10.3日	10.3日	10.4日
酒類	8.4日	7.4日	7.6日	7.5日	6.7日
合計	9.9日	9.2日	9.0日	8.9日	8.8日

となっており、酒類の在庫日数の長期化が顕著である。

全体では年々在庫回転日数は長期化の傾向にある。

全体的には販売先の多品種小ロット化の流れを受け、取扱いアイテムの増と出荷単位の縮小化により在庫増の傾向となる。

一方、対仕入の面では、取引制度の変化による過入荷が起きており、在庫管理の難さが表面化している。

また、各社政策在庫や契約在庫の消化が難しくなっている面も出てきた。

今期、特徴的な面では、震災時の緊急入荷商品が残在庫となり、その消化にも各社腐心をした。

対象10社の中で前年比較ができる9社を食品・酒類の分類でみると、

食品で在庫日数が改善したのは1社、長期化したのは8社となっている。

酒類取扱7社で在庫日数が改善したのは0社、長期化したのは7社となっている。

前年比で食品・酒類合計の在庫日数が改善したのは0社、

長期化したのが8社、横ばいが1社となっている。

● 坪当たり倉出金額・在庫金額について

坪当たり倉出金額10社合計

	倉出金額	前年比	増減
食品	50,913千円	91.3%	-4,834千円
酒類	46,107千円	87.6%	-6,548千円
平均	57,457千円	88.8%	-7,282千円

坪当たり平均在庫金額合計

	在庫金額	前年比	増減
食品	1,499千円	94.2%	-93千円
酒類	1,157千円	100.7%	8千円
平均	1,540千円	93.3%	-110千円

坪当たりでは倉出売上金額が11.2%、在庫金額が6.7%と共に減少した結果となる。

冒頭の説明の通り、企業の統廃合や新規参加の変動に加え、今期は震災による物流環境の影響など変動要因が複雑に絡んでおり、今回の結果がそのまま 良化・悪化と結論する事はできない。

ちなみに総坪数では12,029坪増加した。(企業数は2社減、1社増 拠点数は5拠点増)

(食品・酒類で在庫場所を明確に区分けし坪数内訳を把握している企業は少ないと推察し、カテゴリ別の数値は参考までとする。)

平成23年度在庫回転日数調査結果

調査項目		平成23年度			前年との比較				平成22年度		
		企業数	対象拠点 75		対象拠点 +5				企業数	対象拠点 70	
			単純合計値	該当企業平均値	単純合計値	前年比%	該当企業平均値	前年比%		単純合計値	該当企業平均値
年間倉出金額 ＜百万円＞	食品	10	321,226	32,123	77,953	32.0%	10,007	31.2%	11	243,273	22,116
	酒類	7	198,085	28,298	-13,300	-6.3%	1,875	6.6%	8	211,385	26,423
	合計/平均	10	519,311	51,931	64,653	14.2%	10,598	20.4%	11	454,658	41,333
年間平均在庫金額 ＜百万円＞	食品	10	9,547	955	2,355	32.7%	301	31.5%	11	7,192	654
	酒類	7	4,559	651	267	6.2%	114	17.5%	8	4,292	537
	合計/平均	10	14,107	1,411	2,623	22.8%	367	26.0%	11	11,484	1,044
年間平均在庫日数 ＜日＞	食品	10	108.0	10.8	-8.0	-6.9%	0.0	0.0%	11	116.0	10.8
	酒類	7	66.0	8.4	-3.0	-4.3%	1.0	11.9%	8	69.0	7.4
	平均	10	100.0	9.9	-7.0	-6.5%	0.7	7.1%	11	107.0	9.2
坪当り倉出金額 ＜千円＞	食品	10	50,913	5,091	-4,834	-8.7%	23	0.5%	11	55,747	5,068
	酒類	7	46,107	6,586	-6,548	-12.4%	4	0.1%	8	52,655	6,582
	平均	10	57,457	5,745	-7,282	-11.2%	-140	-2.4%	11	64,739	5,885
坪当り在庫金額 ＜千円＞	食品	10	1,499	149	-93	-5.8%	4	2.7%	11	1,592	145
	酒類	7	1,157	165	8	0.7%	21	12.7%	8	1,149	144
	平均	10	1,540	154	-110	-6.7%	4	2.6%	11	1,650	150
対象拠点総坪数 ＜坪＞	食品	10	64,490	6,449	12,894	25.0%	1,758	27.3%	11	51,596	4,691
	酒類	7	30,474	4,353	-865	-2.8%	436	10.0%	8	31,339	3,917
	合計/平均	10	94,964	9,496	12,029	14.5%	1,956	20.6%	11	82,935	7,540

□内の数字は在庫金額÷倉出金額×365(単純平均せず)

◆平成23年度 備車及び物流動向調査に関する分析結果

平成23年度備車及び物流動向調査の分析を平成24年3月に行なった。担当は、大河内 茂氏（升喜株）。アンケート調査対象企業：10社。

1. 備車動向

1) 前提

①対象物流センター数125ヶ所（・増加1社 ・変化なし7社 ・減少2社）

②契約運送会社数93社（・増加2社 ・変化なし4社 ・減少4社）

③出入り運送会社数130社強（・増加0社 ・変化なし5社 ・減少5社）

実際に入出力している運送会社数は、一部把握困難な場合がある。

★増加はセンター数1社・契約運送会社2社のみ。減少・変化なしの回答が多い。

2) 契約形態（括弧内：10社回答比率）

・配送：車建て8社（80%）

・配送：個建て 2社（20%）

・配送・倉出売上金額比率 4社（40%）

・包括契約（1c/s当り） 2社（20%）

・包括契約（売上比率） 5社（50%）

・その他 なし（0%）

契約形態の種類数

4種類1社（10%） 3種類2社（20%） 2種類 4社（40%） 1種類 3社（30%）

★複数の契約形態を選択している企業が半数を超える。

3) 契約単価について

① 今年度の結果 コストアップ 1社 据置 5社 コストダウン 4社
（コストアップ率は+3.3%、コストダウン率は▲0.1%～▲5%と幅あり）

② 物量・支払運賃

前年対比	物量	支払運賃
90%未満	1社	1社
90%以上－95%未満	1社	0社
95%以上－100%未満	2社	3社
100%以上－105%未満	4社	5社
105%以上－110%未満	1社	0社
110%以上－115%未満	0社	1社
115%以上－120%未満	1社	0社

10社平均は物量100.1%・支払運賃99.3%

※ 物量と支払運賃の相関関係

（傾向1）物量の伸長>支払運賃伸長 6社

（傾向2）物量と支払運賃がほぼ比例 2社

（傾向3）物量伸長<支払運賃伸長 2社

★物量の変化に対応して、支払運賃のコントロールができていく傾向が見える。

- ③ 来年度のコスト予測 コストアップ 0社 据置 5社 コストダウン 5社
 (コストダウン率は▲0.02%～▲10%と幅あり)

★コストダウン予測が増加している。

2. 物流動向

1) コストアップ要因

コストアップ要因	回答数	有効回答率
・燃料高騰	1	10%
・駐車取締り強化	1	10%
・重量規制強化	1	10%
・運転手及び作業員の確保		0%
・料金の値上げ交渉	3	30%
・派遣社員の比率拡大		0%
・物流業者変更		0%
・機械化及びIT化	1	10%
・改正省エネ法の対応		0%
・その他 拠点統合による物量増で増車	1	0%
震災による緊急車両増加	2	20%

★料金の値上げ交渉によるコストアップが3社と多い。

その他回答として、震災対応による緊急車両増加を2社挙げられているのが、今年度の特筆である。

2) コストダウン要因

コストダウン要因	回答数	有効回答率
・拠点統合	4	17%
・業務外部委託		0%
・物流業者変更	2	9%
・取引先整理	3	13%
・取扱商品整理		0%
・機械化及びIT化	1	4%
・在庫管理改善	3	13%
・人員整理	1	4%
・要員配置転換	4	17%
・管理者交代	1	4%
・倉庫内改装		0%
・構内整理	1	4%
・料金の値下げ交渉	3	13%
・派遣社員の比率拡大		0%
・その他		0%

★拠点統合や要員配置転換による合理化、取引先整理や在庫管理改善による効率化推進、料金値下げ交渉と様々な施策を打っていることが伺える。特に合理化によるコストダウン施策が増加している。

3. 平成24年度に抱えている問題点・改善点

○拠点統廃合

- ・合併によるDC統廃合、得意先単位での最適配置が今後のカギ
- ・拠点再配置による配送要件の整理
- ・大型センターの擁立により更なる統合推進。統合により固定費は改善されるが、配送費アップが懸念される。

○センター納品

- ・TCセンター納品先のコスト改善（店舗別仕分済み）
- ・量販店DC・TCセンター開設による汎用センター出荷金額減少
- ・企業センター納品増加によるセンターフィおよびTC横持費用が増加。センター化になっても一部大物商品のみDCで細かい商品はTCによる店別仕分というケースが増えており、物量が減っても配送件数が減らず、センターフィ増に対応する費用減が出来ていない。

○委託業者

- ・委託先の評価見直し
- ・売上比率の包括契約では、商品単価下落に伴い委託業者の収入減が想定され、料金値上げ交渉が増加すると思われる。

○経費削減

- ・商流拡大の目標が無いまま経費削減に向っている為現場は厳しい状況が継続引き続き現場では小さいことから経費削減に努力しているので評価対象にしてやりたい。

○在庫

- ・不良品処理（出荷期限切れ・賞味期限切れ）
- ★拠点統廃合による合理化を挙げているのが3社、センター納品に関する問題を挙げているのが3社と最も多く、取引環境の変化への対応に苦慮していることが感じられる。委託業者や経費削減への取組みを挙げているのも3社あり、ローコストへの取組みが重要視されている。

以 上

[東海支部]

6月28日(火)午後1時より名古屋観光ホテルに於いて、東海支部の定時総会が開催された。

事務局の山田将聖氏（(株)中部飲食料新聞）の司会進行で定足数を確認した後、東海支部長の永津邦彦氏（(株)トーカン）が開会にあたり「3月11日の東日本大震災により日本全体が食料インフラの大切さを再認識するに至り、食品流通業界の重要性が増している。

引き続き日本国民の食生活を守るために邁進していきたい」と挨拶した。この後、支部長が議長席について議案の審議に入り、

- | | |
|-------|-----------------|
| 第1号議案 | 平成22年度事業報告書承認の件 |
| 第2号議案 | 平成22年度収支決算書承認の件 |
| 第3号議案 | 平成23年度事業計画案承認の件 |
| 第4号議案 | 平成23年度収支予算案承認の件 |

第5号議案 役員改選の件

以上の各議案を審議承認した後、奥山専務理事が、協会本部の重点活動報告行って閉会となった。

[四国支部]

6月29日（水）午前11時30分より、リーガホテルゼスト高松に於いて四国支部総会に先立ち四国支部の役員会を開催した。

総会における議案内容の確認が主要な議案であるが、四国支部における今後の活動方針等についても積極的な提案がなされた。

昼食後、12時30分より賛助会員も加わって四国支部の総会が開催された。

最初に、事務局の渡辺国雄氏（旭食品(株)）が、本日のスケジュールと配布資料を確認し定足数の報告を行い、ついで支部長の竹内克之氏（旭食品(株)）が開会の挨拶を述べた。

「震災後はコミュニティとか、人と人との絆の重要性が言われている。海外においては原発に対する拒否反応が強く、日本食材の供給が厳しくメニューが揃わない状況。高松空港から格安の春秋航空が就航したので、これを利用し中国を視察したが、中国人から震災後の助け合う日本人の姿を見て、信頼が寄せられている。日本人の素晴らしさを再認識したという情報が得られた。」

この後、支部長が議長席について議案の審議に入り、事務局が以下の議案について説明を行った。

議案内容

- 第1号議案 平成22年度事業報告並びに会計報告の件
- 第2号議案 平成23年度収支予算の件
- 第3号議案 役員改選の件
- 第4号議案 その他

以上全て、事務局原案通り拍手で承認された。

その後、奥山専務理事が「日食協事業活動報告」を行った。

終了後、講演会に移り、東洋大学経営学部教授 菊池 宏之氏が「流通環境の変化と中間流通企業の戦略課題」と題して講演された。

平成23年度 新役員名簿

支部長	旭食品(株) 代表取締役会長	竹内 克之
副支部長	(株)四国リョーシヨク 代表取締役社長	植田 元司
会計監事	四国国分(株) 代表取締役社長	本橋 一美

[近畿支部]

6月30日(木)午後1時より大阪市都島区の太閤園において近畿支部総会が開催された。これに先立ち午前11時から賛助会員も多数参加して大阪府食品卸同業会と合同で「日食協の事業活動報告会」が行われ奥山専務理事が報告した。

支部総会は、事務局の林 善彦氏(伊藤忠食品(株))の司会進行で始まり、最初に近畿副支部長の浅沼明氏(加藤産業(株))が、支部長に代わり開会の挨拶を述べた。

「先般の東日本大震災で日食協が果たした役割、その場で様々な対応をしていただき、あるいは会員卸の様々な思いを団体を通じて行政に伝えていただき、日食協の社会的役割が再認識できた。近畿支部のますます今後の社会貢献を祈念申し上げる。」

この後、事務局が定足数の確認を行い、支部長に代わって副支部長が議長席に着いて議案に審議に入った。

- 第1号議案 平成22年度事業報告の件
- 第2号議案 平成22年度収支決算報告の件
- 第3号議案 平成23年度事業計画(案)の件
- 第4号議案 平成23年収支予算(案)の件

以上の内容を事務局が報告し、決算監査報告を山下 明氏(五大物産(株))が行い、いずれも拍手で承認され閉会となった。

[北海道支部]

7月4日(月)14時30分より京王プラザホテルに於いて支部総会に先立ち常任幹事会が行われた。

主要議題としては、この後行われる総会の議案の確認であったが、今秋に予定している海外研修についても実施に向けての意見交換が行われた。

15時から定時総会が開会され、最初に事務局の斉藤 論氏(スハラ食品(株))が定足数の確認を行い、ついで北海道支部長村山圭一氏(スハラ食品(株))が開会の挨拶を述べた。

「大震災においてあらためて食のライフラインの社会的使命を痛感するも、食のサプライチェーンや効率重視の一極集中や製品の賞味期限の問題など検討課題も多々あった。北海道も震災と原発の影響から自粛ムードと観光客の激減から厳しい状況になっている。今後はTPP問題の行方が北海道にとって大きな課題になる。流通業界は一部の量販店は好調も、全体としては市場縮小の中での出店により価格競争は治まらず、厳しい価格競争状況にあり、地域間格差がますます進んで地方の中小小売の淘汰が見られる。製配販の各層において再編が急速に進むものと思われる。コスト削減による価格対応も限界に近づき、また新興国の台頭により食品原料が高騰し輸入も難しくなるので、真剣に飽食の中で食品廃棄や賞味期限あるいは3分の1のルール等を考え直す時期に来ている。こうした中で2つの点をお願いしたい。1つは、日食協の組織活動に未加入メーカーはぜひとも参加していただきたい。もう一点は、賛助会員の皆さんとコミュニケーションを図る意味で研修会、勉強会に積極的にご参加願いたい。」

ついで議案の審議に入った。

- 第1号議案 平成22年度支部事業報告に関する件
- 第2号議案 平成22年度支部決算報告及び監査報告に関する件
- 第3号議案 平成23年度支部事業計画（案）に関する件
- 第4号議案 平成23年度支部事業予算（案）に関する件
- 第5号議案 支部役員改選に関する件
- 第6号議案 その他

いずれも事務局並びに会計監事の本間 孝之氏（明治屋商事(株)）から報告があり全て原案通り承認された。

続いて、支部活動状況報告をWGメンバー代表佐々木 仁氏（明治屋商事(株)）が行い、最後に奥山専務理事が本部活動報告として「物流コストの実態調査」等について報告を行った。

休憩後、16時15分から講師に金子哲雄氏を招いて「今すぐ出来る 日本経済への処方箋」と題して講演会が開催された。

終了後懇親会が行われ、開会挨拶を賛助会員世話人を代表して平山賢司氏（北海道味の素(株)）が行い、中締めを副支部長の平野喜久夫氏（日本アクセス北海道(株)）が行って閉会となった。

平成23年度 新役員名簿

支部長	村山 圭一	(株)スハラ食品 代表取締役社長
副支部長	平野喜久夫	日本アクセス北海道(株) 代表取締役社長
副支部長	内藤 悟	国分(株) 北海道支社 執行役員支社長
常任幹事	星 正寿	三菱食品(株) 北海道支社 支社長
常任幹事	福井 稔	シュレン国分(株) 代表取締役社長
常任幹事	綱島 裕	北海道酒類販売(株) 代表取締役社長
常任幹事	太田 尚史	加藤産業(株) 北海道支社 支社長
会計監事	本間 孝之	明治屋商事(株) 北海道支社 執行役員支社長

ベトナム視察研修会を開催

平成23年11月19日（土）から11月23日（水）研修参加企業9社12名

[九州・沖縄支部]

7月5日（火）午前11時より、ANAクラウンプラザホテルに於いて、九州沖縄支部の第63回幹事会が開催された。

主要な議題は、午後開催される定時総会の議案内容の確認であった。

昼食後、午後1時から第34回定時総会が開催された。事務局の白土恵一氏（コゲツ産業(株)）の司会進行により、最初に定足数を確認を行った後、副支部長の出森義人氏（ヤマエ久野(株)）が開会のことばを述べ、ついで支部長の本村道生氏（コゲツ産業(株)）が開会の挨拶を行った。

「震災を機にいたしまして、日本の中の空気が変わってきたという声を聞く。皆で協力しよう、力を合わせて、励ましあおうという時代の流れになってきた。消費関連の流通の中でも協力が

必要であるという声が強くなってきている。メーカーもメーカーでありながら資材等たくさんの協力なくしては製品は作れないと言われる。ライフラインにおける卸、中間流通の存在も深まった。日本の物の考え方も変わってきたかもしれない。お互い協力していこうという気持ちが起こってきたということは考えられる。日食協もかねがね理念として競争という中でも協調ということが大事であるとしてきている。まさに社会全体でこのようなことが言われている。先般の日食協の本部総会でもこのことが熱を持って語られた。また協会としては公益社団法人としての認定が受けられなかったが、今後新しい形に対応していくのでこれからもご支援願いたい。」

この後、支部長が議長席に着いて議事録署名人を指名し、議案の審議に入った。

- 第1号議案 平成22年度事業報告並びに収支決算書承認の件
(会計幹事 梶山尚志氏 (三井食品(株))監査報告)
- 第2号議案 平成23年度事業計画並びに予算案承認の件
- 第3号議案 (イ) 取引慣行改善に係る地域活動の実態報告
(ロ) 商品展示特売会の本年度自粛の継続について

いずれも事務局原案通り拍手で承認された。その後奥山専務理事が「日食協活動報告」として「物流コストの実態調査」などについて報告を行った。

14時分からは東洋大学経営学部教授 菊池宏之氏を講師に「流通環境の変化と中間流通業の戦略課題」という演題で特別講演会が行われた。

【取引慣行改善に係る地域活動の実態報告】

福岡地区協議会代表 山本 康裕氏 (ヤマエ久野(株))

1. 返品問題について

福岡地区協議会の定例会は、2ヶ月に1回、13企業で実施。

平成21年度に日食協において「返品の実態調査」が行われたが、九州沖縄地区の返品率は、全国平均0.52%に対し0.6%と全国平均より上回っており、特に販売シェアが拡大しているドラッグストアの返品率が1.62%であり、中小スーパーの返品率0.98%を大幅に上回っている状況。現状把握のため、各卸より主力得意先の返品状況についての情報交換を量販、スーパー、ドラッグ、ディスカウントストアに分けて行った。

各卸から小売業に対して返品削減のお願いを口頭にて申し入れているが、ドラッグ業界の返品率は依然高い。各卸は返品率削減のため物流コストや返品後の作業経費を考慮し現地処理の提案を実施をしている。メーカーにもその負担を一部お願いしているが、大半は自社負担になっている現状なのでご協力をお願いしたい。

2. 納品期限問題について

消費者の少しでも新しい日付の商品に対するニーズにこたえるため、各小売業が3分の1ルールなどの設定により、賞味期限に問題なくとも店舗への納品ができない状況が発生しており、これが返品問題も影響している。環境問題への取り組み、また食品ロスへの削減など

有効活用が問われる今日、現状の設定のあり方が適正であるかは卸、メーカー、小売ですぐに解決できる問題であると認識し、引き続き検討すべき課題と結論づけた。

[北陸支部]

7月21日(木)午前11時からホテル日航金沢に於いて、午後から開催される北陸支部総会に先立ち北陸支部役員会を開催した。

主要な打ち合わせ事項は、支部総会の議案内容の確認であったが、今秋に予定している経営実務研修会の日程や講師案についての打ち合わせも行った。

昼食後、12時20分より北陸支部の会員卸、事業所会員卸が参加して北陸支部総会が開催された。

最初に、出席会員メンバー全員が自己紹介を行い、続いて北陸支部長の荒木 彰氏(カナカン(株))が開会の挨拶を述べた。

「天候異変や大震災等いろいろなことが続いているが、その中で我々卸が果たすべき役割が物流だけではなく、ますます増えてきている。特に現状、食の安全・安心を吟味するチェック機能が問われている。我々の機能アップのためにも横の連携をとって力を合わせていきましょう。」

ついで支部長が、議長席に着いて議案の審議を行った。

第1号議案 平成22年度事業報告と収支決算報告に関する件並びに監査報告

第2号議案 平成23年度事業計画並びに収支予算に関する件

第3号議案 その他

事業活動については荒木支部長が報告し、収支決算状況については会計幹事の奥野 潔氏(石川中央食品(株))が行い、会計監査報告を大村 達也氏(明治屋商事(株))が行った。いずれも全て原案通り拍手で承認された。

一昨年より実施している経営実務研修会後の懇親会については好評につき今年度も継続して行うことを確認した。また今年は役員の改選期ではないが、流通再編、統合により幹事(監査)として坂本 正人氏(三菱食品(株))が新たに選任された。

全ての議案が終了後、奥山専務理事が本部事業活動報告を行い、13時20分に総会は閉会した。

[東北支部]

10月14日(金)東北支部は、定時総会と経営実務研修会を仙台市青葉区にある勝山館で開催した。

3月11日の東日本大震災の影響から被災地ということもあり今年の総会は開催が危ぶまれたが、例年秋に開催している経営実務研修会と同時に開催することになった。

当日は、15時30分から降幡 進氏(国分(株))の司会進行で始まり、冒頭、東北支部長の堀内琢夫氏(丸大堀内(株))が開会の挨拶を行い、東日本大震災についての卸業界の対応等について述べた。

定足数の確認を行った後、早速議案の審議に入り、第1号議案 平成22年度事業報告及び決算報告 第2号議案 平成23年度事業計画及び予算について審議し全て原案通り承認され定時総会は終了した。

その後、賛助会員も合流して経営実務研修会が行われた。

降幡 進氏（国分(株)）の司会進行で、最初に東北支部長の堀内琢夫氏（丸大堀内(株)）が開会の挨拶を行い、ついで奥山専務理事が日食協の事業活動を報告した。

その中で特に、東日本大震災後の被災地の復興についてふれ、堀内支部長が行政に対して直接被災地の現状と適切な復興策について提言され、具体的に実現した内容を述べた。

その後講演会に入り、東洋大学経営学部 教授（財）流通経済研究所 客員主任研究員 菊池宏之氏が「流通環境の変化と中間流通業の戦略課題」と題して講演された。

その中で特に変質し縮小化する食を取り巻く環境として、今後食品市場の縮小金額の予測として毎年年間約4千807億円の売り上げ高が消滅すると予測し、流通業界が取り組むべき対応の方向性について述べられた。

卸売業が担う中間流通機能の整理としては、個別の機能単体での対応から、機能の総合化を前提とした販売先顧客の問題解決型への転換が必要と強調された。

講演終了後、懇親会に移り、開会の挨拶を横尾幸雄氏（山形丸魚(株)）が行い、中締めを小川真二氏（ネスレ日本(株)）が行って閉会とした。

各県ブロック動向

◆静岡食品卸同業会

静岡食品卸同業会は、6月3日（金）午後3時30分より静岡グランドホテル中島屋にて定時総会を開催した。

副会長の坪井 俊彦氏（(株)静岡メイカン）の司会進行で、最初に会長の山口 茂氏（ヤマキ(株)）が挨拶し、「東日本大震災の影響から、世の中は自粛ムードが強く、経済そのものがシュリンクすることが懸念されるが、食品産業界が牽引して復興するようがんばりましょう。」と述べた。

ついで山口会長が、議長席に着いて議事に入り、①平成22年事業報告 ②平成22年度会計報告 ③平成22年度会計監査報告 ④平成22年事業報告並びに会計報告 ⑤平成23年事業方針案及び予算案を審議し、全て原案通り拍手で承認された。

この後、奥山専務理事が「日食協活動報告」を行い、終了後懇親会が開かれた。

◆神奈川県食品卸同業会

神奈川県食品卸同業会は、6月14日（火）午後3時より横浜ロイヤルパークホテルにて平成23年度の定時総会を開催した。

事務局の森谷健一氏（国分(株)）の司会進行で定足数を確認した後、会長の高木一夫氏（神奈川県分(株)）が開会の挨拶を行い、議長席に着いて議案の審議に入り、①平成22年事業報告 ②平成22年度会計報告及び監査報告 ③平成23年度事業計画案 ④役員改選その他 を全て原案通り拍手で承認された。

続いて賛助会員も加わって奥山専務理事が「日食協活動報告」を行い、ついで講演会に入り、元全日本女子バレーボール代表・元主将 吉原知子先生が「私のバレーボール人生」と題して常にポジティブに生きてきた自らの人生を振り返りながら力強く講演された。

終了後懇親会を行い閉会した。

◆長野県食品問屋連盟

長野県食品問屋連盟は、平成24年3月7日（水）松本市内のホテルで第43回定時総会を開催し、会員15社、賛助会員90社が出席した。

会長の原田文彦氏（(株)マルイチ産商）は、「経済が上向く傾向があるうるう年、株価上昇率の高い壬辰（みずのえたつ）重なった今年は少しでも明るい業界に」と述べた。

賛助会員を代表して羽入友治氏（味の素(株)）は、「共創しながら、生活者に楽しい食卓を届けよう」と呼びかけた。

総会では、2012年度計画として、商品の安定供給や需給バランスに基づく適正な価格構成、業界の地位向上などを目的に、①会員相互の連携強化、情報共有を進める ②消費者に対して的確な商品知識などを啓発 ③専門部会による実効性の高い研究、提言などを可決し、予算案を承認した。

続いて記念講演を行い、高野豊氏（日本ソムリエ協会認定マスターソムリエで、長野市酒類卸・小売業高野総本店社長）は「食品のブランド化、その先進国フランスに学ぶ」をテーマに、商品力や技術力を十二分に訴求できる戦略を提言した。

事務局活動

[関連省庁・諸団体]

農林水産省

- ・平成23年6月10日付けで申請した定款の変更案について7月7日に認可。
- ・食品リサイクル小委員会から食品リサイクル法における食品産業別の業種別の発生抑制の目標値設定に関するヒアリングを受ける。
- ・東日本大震災に際し飲食料品等の提供より農林水産大臣より感謝状を授与される。
- ・「フードコミュニケーション（FCP）」活動に継続して参加し、取り組み内容について共有する。
- ・2010年度環境自主行動計画の調査票を提出し、食品産業における環境自主行動計画の進捗状況を確認する。
- ・平成24年度税制改正等の要望書を提出。
- ・緊急災害時対応食糧供給体制整備調査に対応し資料を提出。
- ・「食品事業者環境対策推進支援事業検討会」に委員として参加。
- ・「BCP検討会」に委員として参加。

経済産業省

- ・枝野経済産業大臣と流通業界との懇談会に消費財卸の代表として参加。
- ・枝野経済産業大臣より東日本大震災より被害を受けた地域の製品の販売促進に貢献した流通団体として感謝状を授与される。

総務省

- ・ Asp・SaaS普及促進協議会の「食品流通情報サービス展開委員会」に委員として参加。

公正取引委員会

- ・ 取引の適正化に向けて要請を受ける
- ・ 業種別講習会の開催について協力依頼を受け啓発に努める。
- ・ 協会主催の「公正取引に関する研修会」に講師を派遣いただく。

(財)食品流通構造改善促進機構

- ・ 理事団体として食流機構の運営に参加、また「食料品物流円滑化推進協議会」のメンバーとして研修会を受講。

(財)食品産業センター

- ・ 食品団体連絡協議会に参加（年6回）
- ・ 「食品産業における取引慣行の実態調査委員会」に委員として参加。

(社)日本缶詰協会

- ・ 当協会の団体賛助会員として多大なご支援とご協力をいただき、また缶詰関係団体専務会を主宰いただき定期的に情報交換を行う。
- ・ 缶詰関係団体の賀詞交換会の事務局を依頼。

(財)全国食品缶詰公正取引協議会

- ・ 「表示審査委員会」の委嘱を受け、「食品缶詰試買検査会」に参加。

(財)食品環境検査協会

- ・ 評議員会の委員の委嘱を受け参加。

(財)流通システム開発センター

- ・ 「流通システム標準普及推進協議会」の副会長店として、流通BMSの普及拡大推進に努める。

(般社)日本卸売協会

- ・ 連携して各種研修会の普及・啓発に努める。
- ・ 「安定的商品供給モデル開発検討委員会」の委員として参加。

東京23区清掃協議会

- ・ ペットボトルの回収事業に係る会議に参加。

(財)日本貿易関係手続簡素化協議会

- ・ 「EDIFACT日本委員会」の委員の委嘱を受ける。

日本製罐協会

- ・当協会の団体賛助会員として多大なご支援とご協力をいただく。

(社)日本パインアップル缶詰協会

- ・当協会の団体賛助会員として多大なご支援とご協力をいただく。

異業種交流委員会

定期的に年2回委員会を開催し、異業種間の情報交換を行う。

[庶務事項]

◆会報発行

Vol.169 May.26.2011 Vol.170 Jul.29.2011 Vol.171 Oct.28.2011
Vol.172 Jan.1.2012 Vol.173 Mar.28.2012

◆事務所移転

- ・移転日 2011年4月28日（木）
- ・業務開始日 2011年5月 2日（月）
- ・新住所 〒103-0023 東京都中央区日本橋本町二丁目3番4号 江戸ビル4階

◆人事

- ・事務員 金田貴良江 平成24年2月29日 定年退職
- ・事務員 岸野利栄子 平成24年1月 1日 嘱託社員採用

平成23年度活動内容

日食協 平成23年度業務日誌 社団法人 日本加工食品卸協会

月 日	本 部	支 部	業 務 内 容
4月1日	年度始め		メーカー各位お願い文書とりまとめ
4月4日			会長業務打合（GW物流対策）
4月5日			缶詰関係団体専務会
4月6日			理事会資料作成・卸売統計表作成
4月7日			理事会資料入稿
4月8日			電力需給対策打合
4月11日			公正取引委員会業務打合
4月12日	拡大物流問題研究会		理事会資料作成
4月13日	執行運営委員会		理事会資料作成・食品流通ASP委員会
4月14日		流通業務委員会	農林水産省食料支援の打合
4月15日	業務監査		理事会資料作成
4月18日			支部会計合計決算・理事会資料作成
4月19日	EDI W・G		会長業務打合・総会資料作成
4月20日	システム専門部会・新技術検討部会		理事会準備
4月21日	正副会長会議・理事会		定時総会案内発送準備
4月22日	物流問題研究会		定時総会案内発送・移転準備
4月25日	労務管理研究会		取材対応・理事会議事録作成
4月26日			流通BMS総会・ASP協議会総会
4月27日	情報システム研究会		事務所移転準備
4月28日			事務所移転
5月2日			事務所移転整理
5月6日	執行運営委員会		賛助会員幹事店会資料作成
5月9日			総会資料作成
5月10日	政策委員会・賛助会員幹事店会		各委員名簿整理・会議日程調整
5月11日			関東支部総会資料作成
5月12日	環境問題対応W・G（B）		缶詰関係団体専務会
5月13日	商品開発研究会		関東支部業務監査
5月16日	システム専門部会		賛助会員幹事店会意見交換会編集
5月17日		流通業務委員会	金融関係住所変更届
5月18日	法務研究会		定時総会出席名簿作成
5月19日			製・配・販連携フォーラム
5月20日			日本缶詰協会総会・電力需給対策説明会
5月23日			定時総会資料作成
5月24日			会長業務打合・日本卸売協会セミナー
5月25日			会報寄稿・定時総会準備
5月26日	理事会・定時総会		会報発送準備
5月27日	EDI W・G		小売団体業務打合
5月30日			小売業協会セミナー・業界新聞取材対応
5月31日			業界新聞取材対応・会報発送
6月1日			日缶協普及啓発委員会
6月2日			業界新聞取材対応
6月3日			静岡食品卸同業会総会出席
6月6日			会報7月号寄稿・理事会・定時総会議事録作成
6月7日		中国支部総会	関東支部幹事会資料作成
6月8日	執行運営委員会		関東支部定時総会資料作成

6月9日	情報システム研究会		流通経済研究所セミナー
6月10日			日本パインアップル缶詰協会総会出席
6月13日			缶詰団体専務会・所管省業務打合
6月14日			神奈川県食品卸同業会総会
6月15日	新技術検討分科会		企業団体連絡協議会
6月16日			関東支部総会・幹事会資料準備
6月17日		関東支部総会	記者懇談会
6月20日			全国食品缶詰公正取引協議会常任理事会
6月21日			米トレス法に関する打合・共同広告打合
6月22日	EDI W・G		展示会见学・関東支部議事録作成押印
6月23日	労務管理研究会		会計入力事務・関東支部収支見通し
6月24日	物流問題研究会		食品流通改善促進機構理事会
6月27日			クールビズ服装推奨ガイドライン作成
6月28日		東海支部総会	食料品地域物流円滑化等推進協議会総会
6月29日		四国支部総会	商品展示会见学
6月30日		近畿支部総会	年会費入金確認

7月1日			コンサル調査対応・海外研修会企画打合
7月4日		北海道支部総会	年会費確認・会員アドレスメンテ
7月5日		九州沖縄支部総会	会員アドレスメンテ
7月6日			日本ボランティアチェーン協会設立記念パーティ
7月7日			会報寄稿・委員会資料作成
7月8日	拡大執行運営委員会		健保組合算定基盤提出
7月11日			登記申請書類作成・節電実績集計
7月12日			缶詰団体専務会・全酒卸中央会業務打合
7月13日	システム専門部会		年会費確認
7月14日			物流業界新聞取材対応・特定事業者電力集計
7月15日		流通業委員会	所管省業務打合
7月19日			会報校正・流通学会震災ヒアリング
7月20日			商品展示会见学
7月21日		北陸支部総会	年会費入金確認。節電使用量まとめ
7月22日	法務研究会		節電電力量集計・所管省へ登記簿謄本提出
7月25日			業界新聞取材対応・会長報告事項資料作成
7月26日	情報システム研究会		会長業務報告・政策委員長業務打合
7月27日	EDI W・G		企業・団体連絡協議会
7月28日			臨時缶詰団体専務会
7月29日			食品事業者環境対策推進支援事業検討会

8月1日			義援金受領証送付・委員会開催案内作成
8月2日			農林水産省政策研究所研究成果報告会
8月3日			食育W・G打合・商品展示会见学
8月4日			JII業務打合・会計伝票入力、元帳出力
8月5日			認可申請書類作成
8月8日			所轄税務署住所変更届け提出
8月9日			内閣府認可申請書類打合
8月10日			情報システム研修会打合・新定款案作成
8月11日			日本卸売協会業務打合・ファイネット業務打合
8月12日			食育改訂版編纂・電力使用状況集計
8月15日	夏期休業日		
8月16日			節電電力量集計作業
8月17日	新技術検討分科会		商品研修会企画打合
8月18日			会長業務報告・各種委員会開催案内
8月19日			節電電力量集計作業・提出資料整理

8月22日			所管省担当課業務打合・環境数値集計
8月23日			講演会資料作成・環境数値集計
8月24日	EDI W・G		関東支部物流コスト集計業務
8月25日			関東支部物流コスト集計業務
8月26日		流通業務委員会	GTINに関する業務打合
8月29日	物流問題研究会		日本卸売協会業務打合・小売協会打合
8月30日			関東支部物流コスト集計業務
8月31日			関東支部物流コスト集計業務

9月1日			各種委員会開催案内作成
9月2日	環境問題対応W・G		環境問題対応資料作成
9月5日	情報システム研究会		会計伝票入力
9月6日	食育に関するW・G		被災状況のその後について調査報告
9月7日	執行運営委員会		経産省流通政策担当業務打合
9月8日			情報システム研修会企画準備
9月9日			アンケート調査票対応
9月12日			缶詰関係団体専務会
9月13日			環境数値とりまとめ
9月14日			異業種交流委員会の運営についてのまとめ
9月15日			パイン缶詰開缶研究会・所管省担当課長挨拶
9月16日			情報システム研修会講師打合
9月20日			賛助会員業務打合・会議準備
9月21日			各種委員会開催案内作成
9月22日	法務研究会		会計伝票入力
9月26日			関東支部経営実務研究会案内書作成
9月27日	システム専門部会		理事会開催案内作成
9月28日		流通業務委員会	関東支部返品実態調査資料配布
9月29日	EDI W・G		経営実務研修会講師打合
9月30日			食品事業者環境対策推進支援事業検討会

10月3日			会長業務打合
10月4日			原発事故に係る連絡会議・環境数値とりまとめ
10月5日			異業種交流委員会
10月6日	物流問題研究会実務者検討会		会報原稿入稿打合
10月7日			経産大臣との流通懇談会・流通事情コンサル
10月11日			米の流通に関する調査対応・原発事故損害賠償説明会
10月12日			缶詰関係団体専務会・商品展示会参観
10月13日	執行運営委員会		労務関係打合・物流コスト実態調査まとめ
10月14日		東北支部総会・経営実務研修会	各研修会参加予定エントリー作成
10月17日	情報システム研究会		ファイネットユーザー会
10月18日			セミナー受講
10月19日	情シ研新技術検討分科会		食品産業センター連絡協議会
10月20日			セミナー受講・国税庁対応・環境問題対応打合
10月21日		商品研修会	上期監査準備
10月24日	労務管理研究会		公正取引委員会打合・
10月25日			ヒアリング資料作成
10月26日	政策委員会・商品開発研究会		理事会資料準備
10月27日			食品リサイクル法検討ヒアリング準備
10月28日			情報システム研修会
10月31日	物流問題研究会		業務監査

11月1日			食り法業界ヒアリング・農林水産省打合
11月2日	環境数値算定標準化協議会		経営実務研究会資料準備

11月4日	EDI W・G		会長業務打合・理事会資料準備
11月7日			理事会資料作成
11月8日	正・副会長会議、理事会		会計伝票入力
11月9日			流通BMSに関する打合・共同広告打合
11月10日	物流問題研究会実務検討会		返品実態調査集計
11月11日	全国事務局会議	関東支部経営実務研修会	会計伝票入力
11月14日			缶詰関係団体専務会
11月15日	政策委員会・賛助会員幹事店会		研修会資料作成
11月16日	法務研究会		支部研修会用資料作成
11月17日		東海支部合同懇談会	関東支部返品実態調査まとめ
11月18日			理事会議事録作成
11月21日			司法書士業務依頼打合
11月22日		北陸支部経営実務研修会	地域物流円滑化セミナー
11月24日			缶詰関係団体専務会懇親会
11月25日		流通業務委員会	議事録押印
11月28日			JII業務打合
11月29日			放射能問題説明会
11月30日			放射性物質の基礎知識説明会（農林水産省）

12月1日			年末調整事務・展示会参観
12月2日			生団連説立総会
12月5日			新規採用面接・食育業務打合
12月6日	執行運営委員会		会報原稿寄稿
12月7日	情報システム研究会		食品関係団体連絡協議会
12月8日			会報原稿寄稿
12月9日			会長業務打合・缶詰関係団体専務会
12月12日			会報校正・関東支部返品実態調査まとめ
12月13日	EDI W・G		食り法に関する打合
12月14日			委員会日程調整・研究会資料作成
12月15日	物流問題研究会		食育問題検討・採用打合
12月16日			食品廃棄物検討委員会
12月19日			関東支部返品実態調査まとめ
12月20日	食育W・G		内閣府打合・日SPA協会打合
12月21日	情報システム専門部会		農林水産省米油等の打合ファイネット打合
12月22日	労務管理研究会		ASP・SaaSクラウド協議会業務打合
12月26日	環境問題対応W・G (A)		会報配送作業
12月27日			認可申請書類作成
12月28日			監査法人認可申請打合・年末挨拶対応
12月29日			認可申請書類整理
12月30日	仕事納め		会長年末挨拶

1月5日	仕事始め		業界新年賀詞交換会
1月6日			缶詰関係団体新年賀詞交換会
1月10日			所管省業務打合・各委員会開催案内作成
1月11日	情報システム研究会		会計帳票打ち出し
1月12日			流通システム開発センタートップセミナー
1月13日			共同広告打合・外食品卸協会賀詞交換会
1月16日	物流問題研究会実務検討会		缶詰関係団体専務会・業界新聞取材対応
1月17日			所管省業務監査・移行認可申請
1月18日		流通業務委員会	展示会参観・調査依頼文作成
1月19日	EDI W・G		調査依頼文作成
1月20日			富士山ポーター一見学
1月23日	臨時理事会・執行運営委員会		農林水産省感謝状拝受

1月24日			所管省業務監査・流通シンクタンク打合
1月25日	法務研究会		会員台帳整備・会計事務引継
1月26日			食流機構臨時理事会
1月27日			小売業協会賀詞交換会・業種別講習会
1月30日			平成24年度事業計画案作成
1月31日			安定的商品供給モデル開発検討委員会

2月1日	情報システム専門部会		緊急食料支援供給数量調査配信
2月2日			会長業務報告・異業種交流委員会
2月3日			スーパーマーケットトレードショー研修
2月6日			缶詰関係団体専務会・世界文明フォーラム
2月7日			新環境自主行動計画案作成
2月8日			BCP検討会・会員台帳整備
2月9日			流通大会・食品環境対策支援事業検討会
2月10日			取引慣行調査検討会・食育資料検討
2月13日	食育W・G		カートンプロジェクト業務打合
2月14日			独占禁止法セミナー受講
2月15日			食品流通情報サービス展開委員会
2月16日			展示会参観・加工食品卸売統計集計
2月17日			会員名簿修正・一般社団法人移行案内作成
2月20日	労務管理研究会		近畿支部新春講演会
2月21日			食品缶詰試買検査会
2月22日	物流問題研究会		会員台帳整備
2月23日			環境対策を考えるシンポジウム
2月24日		流通業務委員会	緊急食料支援供給資料作成
2月27日			BCP検討会・緊急災害時供給可能数量調査
2月28日	法務研究会小委員会		事務局業務引継ぎ
2月29日	執行運営委員会		会員台帳整理

3月1日			緊急災害時食料供給リスト作成
3月2日			会長業務打合・卸売協会業務打合
3月5日			日缶協環境問題検討会
3月6日			環境シンポジウム・経済産業省表彰式
3月7日	食育W・G		缶詰関係団体専務会・業界新聞取材対応
3月8日	情報システム研究会		TPP説明会
3月9日	商品開発研究会		法務研究会研修会準備打合
3月12日			食品廃棄物対策打合・食品事業者環境対策事業打合
3月13日			事業報告書作成・卸売統計資料作成
3月14日			食品表示一元化説明会・食品流通情報サービス展開委員会
3月15日	執行運営委員会小委員会		事業報告書作成
3月16日	環境問題合同会議		食品環境検査協会評議員会
3月19日	法務研究会		会長業務打合
3月21日			公正取引委員会業務打合
3月22日			食流機構臨時理事会
3月23日	政策委員会		卸売統計調査集計業務
3月26日	EDI W・G		法人登記申請準備
3月27日	執行運営委員会		会員台帳整理
3月28日			公正取引に関する研修会
3月29日			監査法人業務打合・缶詰公正取引協議会打合
3月30日		流通業務委員会	PCA会計ソフト研修

会 員 動 向

会員・事業所会員・賛助会員動向表

平成24年 3月31日現在
一般社団法人 日本加工食品卸協会

年 度	会 員	前 年 増減数	事業所	前 年 増減数	賛 助 会 員	前 年 増減数	団 体 会 員	前 年 増減数	合 計	前 年 増減数
平成24年	135	▲6	102	▲29	132	▲3	3	0	372	▲38
23年	141	▲8	131	▲5	135	2	3	0	410	▲11
22年	149	▲1	136	▲12	133	0	3	0	421	▲13
21年	150	▲7	148	▲6	133	13	3	0	434	0
20年	157	▲8	154	▲4	120	▲1	3	0	434	▲13
19年	165	▲6	158	6	121	2	3	0	447	2
18年	171	▲7	152	4	119	18	3	0	445	15
17年	178	▲11	148	▲21	101	▲1	3	0	430	▲33
16年	189	▲3	169	▲2	102	0	3	0	463	▲5
15年	192	▲8	171	▲10	102	▲1	3	0	468	▲19
14年	200	▲6	181	1	103	0	3	0	487	▲5
13年	206	▲2	180	33	103	▲2	3	0	492	29
12年	208	▲18	147	1	105	▲1	3	0	463	▲18
11年	226	▲21	146	3	106	▲5	3	0	481	▲23
10年	247	▲15	143	8	111	1	3	0	504	▲6
9年	262	▲11	135	▲1	110	0	3	0	510	▲12
8年	273	▲13	136	5	110	▲2	3	0	522	▲10
7年	286	▲7	131	▲18	112	0	3	0	532	▲25
6年	293	▲13	149	1	112	▲1	3	0	557	▲13
5年	306	1	148	10	113	▲3	3	0	570	8
4年	305	2	138	0	116	0	3	0	562	2
昭和55年	333	—	135	—	116	—	4	—	588	—

会員・事業所会員・賛助会員動向表

一般社団法人 日本加工食品卸協会

	会 員	事業所会員	賛助会員	団体賛助会員	計
H23.04.01現在	141	131	135	3	410
新規加入	1	0	0	0	1
退会	7	29	3	0	39
H24.03.31現在	135	102	132	3	372

支部別会員及び事業所会員内訳

平成24年 3月31日現在

支部	県	会員	事・会員	支部	県	会員	事・会員	
北海道	北海道	11	7	近畿	京都	—	2	
	(計)	(11)	(7)		大阪	10	9	
東北	青森	1	—		奈良	1	—	
	秋田	1	—		和歌山	—	—	
	岩手	—	—		滋賀	—	—	
	山形	1	—		兵庫	3	2	
	宮城	1	8		(計)	(14)	(13)	
	福島	3	—	中国	鳥取	—	—	
	(計)	(7)	(8)		島根	1	—	
関東	東京	28	12		岡山	3	—	
	神奈川	2	3		広島	4	8	
	千葉	2	2		山口	3	—	
	埼玉	1	5	(計)	(11)	(8)		
	栃木	3	1	四国	香川	2	3	
	群馬	2	2		徳島	—	1	
	茨城	2	2		愛媛	—	1	
	長野	2	3		高知	1	2	
	山梨	2	—		(計)	(3)	(7)	
	九州	静岡	3	3	九州 沖縄	福岡	3	9
		新潟	2	—		佐賀	2	1
(計)		(49)	(33)	大分		3	—	
東海		愛知	6	8		長崎	3	—
		三重	1	0		熊本	2	—
	岐阜	1	—	宮崎		4	1	
	(計)	(8)	(8)	鹿児島		3	—	
北陸	石川	4	5	沖縄		5	1	
	富山	1	1	(計)		(25)	(12)	
	福井	2	—	合 計		135	102	
	(計)	(7)	(6)					

平成23年度 入・退会会員一覧表

(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

[入会会員]

届出月日	支 部	所 在 地	企 業 名	備 考
H23. 04. 01	関東	神奈川県	神奈川県分(株)	

[退会会員]

届出月日	支 部	所 在 地	企 業 名	備 考
H23. 06. 29	東 海	岐阜県	(株)永井商店	会社都合
H23. 07. 05	東 北	宮城県	エスケイ仙台酒販(株)	統合
H23. 09. 30	関 東	東京都	明治屋商事(株)	統合
H23. 10. 03	〃	〃	(株)リョーショクリカー	統合
H24. 01. 26	〃	〃	東亜商事(株)	会社都合
H24. 03. 31	〃	〃	(株)松尾	自主廃業
〃	東 北	宮城県	(株)千坂	会社都合

[入会事業所会員]

届出月日	支 部	所 在 地	企 業 名	備 考

[退会事業所会員]

届出月日	支 部	所 在 地	企 業 名	備 考
H23. 05. 31	中 国	島根県	(株)菱食山陰支店	統合
H24. 03. 31	北海道	札幌市	明治屋商事(株)北海道支社	合併
〃	東 北	宮城県	〃 東北支社	〃
〃	関 東	東京都	〃 東京支社	〃
〃	東 海	愛知県	〃 中部支社	〃
〃	北 陸	石川県	〃 北陸支店	〃
〃	近 畿	大阪府	〃 近畿支社	〃
〃	中 国	広島県	〃 中四国支社	〃
〃	四 国	香川県	〃 高松支店	〃
〃	九州・沖縄	福岡県	〃 九州支社	〃
〃	東 北	岩手県	三菱食品(株)北東北支店	名称変更
〃	〃	福島県	〃 南東北支店	〃
〃	関 東	東京都	〃 関東第二支社	〃

〃	〃	〃	〃 低温関東支社	〃
〃	〃	神奈川県	〃 湘南支店	〃
〃	〃	長野県	〃 長野支店	〃
〃	〃	静岡県	〃 静岡支店	〃
〃	〃	山梨県	〃 山梨支店	〃
〃	北 陸	石川県	〃 金沢支店	〃
〃	近 畿	大阪府	〃 低温関西支社	〃
〃	中 国	岡山県	〃 東中国支店	〃
〃	九 州	福岡県	〃 低温九州支社	〃
〃	〃	鹿児島県	〃 鹿児島支店	〃
〃	北海道	札幌市	伊藤忠食品(株)北海道支店	統合
〃	関 東	東京都	(株)サンヨー堂営業本部	〃
〃	中 国	広島県	広川(株)広島支店	業種変更
〃	九州・沖縄	福岡県	伊藤忠食品(株)福岡支店	名称変更
〃	関 東	静岡県	神奈川国分(株)静岡西支店	商圏移行
〃	関 東	長野県	(株)マルイチ産商飯田支店	統合

[入 会 賛 助 会 員]

届出月日	所 在 地	企 業 名	備 考

[退 会 賛 助 会 員]

届出月日	所 在 地	企 業 名	備 考
H24. 03. 31	大阪府	小林製薬(株)	統合
〃	静岡県	清水食品(株)	会社都合
〃	長野県	(株)みすずコーポレーション	〃

平成24年度上期入・退会会員一覧表

(平成24年4月1日～平成24年9月30日)

[入 会 事 業 所 会 員]

届出月日	支 部	所 在 地	企 業 名	備 考
H24. 04. 01	関 東	神奈川県	(株)関東リョーシヨク多摩支社	
〃	〃	東京都	国分(株)広域支社	

平成23年度 収支計算書

平成23年 4月 1日から平成24年 3月31日まで

一般会計

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差 異
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
会 費 収 入	[54,293,000]	[54,343,000]	[△ 50,000]
会 員 会 費 収 入	(54,293,000)	(54,343,000)	(△ 50,000)
正 会 員 会 費 収 入	27,215,000	27,265,000	△ 50,000
事 業 所 会 費 収 入	1,310,000	1,290,000	20,000
賛 助 会 費 収 入	23,168,000	23,168,000	0
団 体 賛 助 会 費 入	2,600,000	2,600,000	0
加 入 金 収 入	0	20,000	△ 20,000
雑 収 入	[70,000]	[155,913]	[△ 85,913]
雑 収 入	(70,000)	(155,913)	(△ 85,913)
受 取 利 息 入	20,000	10,413	9,587
雑 収 入	50,000	145,500	△ 95,500
事業活動収入計	54,363,000	54,498,913	△ 135,913
2. 事業活動支出			
事 業 費	[31,058,000]	[40,148,388]	[△ 9,090,388]
調 査 研 究 費	(20,186,000)	(27,480,245)	(△ 7,294,245)
調 査 研 究 費	20,186,000	16,130,735	4,055,265
役 員 報 酬	0	7,417,800	△ 7,417,800
職 員 給 料 手 当	0	1,125,000	△ 1,125,000
賃 借 料	0	2,806,710	△ 2,806,710
教 育 研 修 事 業 費	(5,680,000)	(5,202,794)	(477,206)
人 材 育 成 事 業 費	4,250,000	3,007,580	1,242,420
情 報 シ ス テ ム 研 修 会	1,430,000	968,944	461,056
役 員 報 酬	0	570,600	△ 570,600
職 員 給 料 手 当	0	375,000	△ 375,000
賃 借 料	0	280,670	△ 280,670
知 識 啓 発 事 業 費	(5,192,000)	(7,465,349)	(△ 2,273,349)
啓 発 事 業 費	4,042,000	4,720,079	△ 678,079
宣 伝 事 業 費	1,150,000	1,138,600	11,400
役 員 報 酬	0	951,000	△ 951,000
職 員 給 料 手 当	0	375,000	△ 375,000
賃 借 料	0	280,670	△ 280,670
管 理 費	[25,572,000]	[15,044,787]	[10,527,213]
人 件 費	(14,525,000)	(9,094,739)	(5,430,261)
役 員 報 酬	9,510,000	570,600	8,939,400
職 員 給 料 手 当	3,765,000	4,169,500	△ 404,500
福 利 厚 生 費	1,250,000	1,074,239	175,761
退 職 給 付 費 用	0	3,280,400	△ 3,280,400
会 議 費	(2,120,000)	(1,852,448)	(267,552)
会 議 費	2,120,000	1,852,448	267,552
事 務 諸 費	(8,927,000)	(4,097,600)	(4,829,400)
旅 費 交 通 費	719,000	608,830	110,170
通 信 運 搬 費	675,000	412,705	262,295
消 耗 品 費	1,510,000	1,360,519	149,481
光 熱 水 料 費	120,000	152,627	△ 32,627
賃 借 料 費	5,615,000	1,309,800	4,305,200
雑 費	128,000	120,889	7,111
交 際 費	90,000	62,230	27,770
租 税 公 課	70,000	70,000	0
事業活動支出計	56,630,000	55,193,175	1,436,825
事業活動収支差額	△ 2,267,000	△ 694,262	△ 1,572,738
II 投資活動収支の部			

科 目	予算額	決算額	差 異
1. 投資活動収入			
特定資産取崩収入	[0]	[3,280,400]	[△ 3,280,400]
退職引当資産取崩収入	0	3,280,400	△ 3,280,400
投資活動収入計	0	3,280,400	△ 3,280,400
2. 投資活動支出			
特定資産取得支出	[1,135,000]	[17,531,576]	[△ 16,396,576]
退職引当資産取得支出	1,135,000	1,531,576	△ 396,576
研修・普及啓発事業引当預金取得支出	0	16,000,000	△ 16,000,000
投資活動支出計	1,135,000	17,531,576	△ 16,396,576
投資活動収支差額	△ 1,135,000	△ 14,251,176	13,116,176
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
IV 予備費支出	[1,000,000]	—————	[1,000,000]
当期収支差額	△ 4,402,000	△ 14,945,438	10,543,438
前期繰越収支差額	29,738,706	29,738,706	0
次期繰越収支差額	25,336,706	14,793,268	10,543,438

H24. 3. 31

収支計算書に対する注記

1. 資金の範囲

資金の範囲には、現金、預金、定期預金及び前払金から未払金・預り金を差し引いたものとする。尚、前期末及び当期末残高は下記2に記載する通りである。

2. 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期末残高
現 金	40,372	94,166
預 金	24,811,676	11,052,354
定期預金	5,000,000	5,000,000
前 払 金	0	471,383
仮 払 金	0	0
未 払 金	0	-1,609,525
仮 受 金	0	0
預 り 金	-113,342	-215,110
次期繰越収支差額	29,738,706	14,793,268

貸借対照表

平成24年 3月31日現在

一般会計

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	16,146,520	29,852,048	△ 13,705,528
前 払 費 用	471,383	0	471,383
流動資産合計	16,617,903	29,852,048	△ 13,234,145
2. 固定資産			
(2) 特定資産			
退職給付引当預金	2,426,500	4,175,324	△ 1,748,824
研修・普及啓発事業引当預金	16,000,000	0	16,000,000
特定資産合計	18,426,500	4,175,324	14,251,176
固定資産合計	18,426,500	4,175,324	14,251,176
資産合計	35,044,403	34,027,372	1,017,031
II 負債の部			
1. 流動負債			
未 払 金	1,609,525	0	1,609,525
預 り 金	215,110	113,342	101,768
流動負債合計	1,824,635	113,342	1,711,293
2. 固定負債			
退職給付引当金	2,426,500	4,175,324	△ 1,748,824
固定負債合計	2,426,500	4,175,324	△ 1,748,824
負債合計	4,251,135	4,288,666	△ 37,531
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
正味財産合計	30,793,268	29,738,706	1,054,562
負債及び正味財産合計	35,044,403	34,027,372	1,017,031

平成23年度 正味財産増減計算書

平成23年 4月 1日から平成24年 3月31日まで

一般会計

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
会 費 収 入	[54,343,000]	[54,147,500]	[195,500]
会 員 会 費 収 入	(54,343,000)	(54,147,500)	(195,500)
正 会 員 会 費 収 入	27,265,000	27,505,000	△ 240,000
事 業 所 会 費 収 入	1,290,000	1,360,000	△ 70,000
賛 助 会 費 収 入	23,168,000	22,682,500	485,500
団 体 賛 助 会 費	2,600,000	2,600,000	0
加 入 金 収 入	20,000	0	20,000
雑 収 入	[155,913]	[1,685,078]	[△ 1,529,165]
雑 収 入	(155,913)	(1,685,078)	(△ 1,529,165)
受 取 利 息	10,413	16,063	△ 5,650
雑 収 入	145,500	1,669,015	△ 1,523,515
経常収益計	54,498,913	55,832,578	△ 1,333,665
(2) 経常費用			
事 業 費	[40,148,388]	[28,587,989]	[11,560,399]
調 査 研 究 費	(27,480,245)	(20,226,971)	(7,253,274)
調 査 員 研 究 費	16,130,735	20,226,971	△ 4,096,236
役 員 報 酬	7,417,800	0	7,417,800
職 員 給 料 手 当 料	1,125,000	0	1,125,000
賃 借 料	2,806,710	0	2,806,710
教 育 研 修 事 業 費	(5,202,794)	(3,757,161)	(1,445,633)
人 材 育 成 事 業 費	3,007,580	2,656,056	351,524
情 報 シ ス テ ム 研 修 会	968,944	1,101,105	△ 132,161
役 員 報 酬	570,600	0	570,600
職 員 給 料 手 当 料	375,000	0	375,000
賃 借 料	280,670	0	280,670
知 識 啓 発 事 業 費	(7,465,349)	(4,603,857)	(2,861,492)
啓 発 事 業 費	4,720,079	3,454,757	1,265,322
宣 伝 事 業 費	1,138,600	1,149,100	△ 10,500
役 員 報 酬	951,000	0	951,000
職 員 給 料 手 当 料	375,000	0	375,000
賃 借 料	280,670	0	280,670
管 理 費	[13,295,963]	[24,087,186]	[△ 10,791,223]
人 員 報 酬	(7,345,915)	(15,517,992)	(△ 8,172,077)
役 員 報 酬	570,600	9,510,000	△ 8,939,400
職 員 給 料 手 当 料	4,169,500	3,765,000	404,500
福 利 厚 生 費	1,074,239	1,107,992	△ 33,753
退 職 給 付 費 用	1,531,576	1,135,000	396,576
会 議 費	(1,852,448)	(1,879,338)	(△ 26,890)
会 議 費	1,852,448	1,879,338	△ 26,890
事 務 諸 費	(4,097,600)	(6,689,856)	(△ 2,592,256)
旅 費 交 通 費	608,830	550,370	58,460
通 信 運 搬 費	412,705	397,992	14,713
消 耗 品 費	1,360,519	1,103,181	257,338
光 熱 水 料 費	152,627	157,692	△ 5,065
賃 借 料 費	1,309,800	3,120,096	△ 1,810,296
雑 費	120,889	80,455	40,434
交 際 費	62,230	58,770	3,460
租 税 公 課	70,000	221,300	△ 151,300
支 払 寄 付 金	0	1,000,000	△ 1,000,000
経常費用計	53,444,351	52,675,175	769,176

科 目	当年度	前年度	増 減
評価損益等調整前当期経常増減額	1,054,562	3,157,403	△ 2,102,841
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	1,054,562	3,157,403	△ 2,102,841
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	1,054,562	3,157,403	△ 2,102,841
一般正味財産期首残高	29,738,706	26,581,303	3,157,403
一般正味財産期末残高	30,793,268	29,738,706	1,054,562
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	30,793,268	29,738,706	1,054,562

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

平成18年度から「公益法人会計基準」(公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申し合わせ平成16年10月14日)を採用している。

①引当金の計上基準

退職給付引当金は、要支給額を基準とする計上方式を採用している。

②消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込み方式による。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
退職給付引当預金	4,175,324	—	1,748,824	2,426,500
研修・普及啓発事業引当預金	—	16,000,000	—	16,000,000
合 計	4,175,324	16,000,000	1,748,824	18,426,500

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に関する対応額)
特定資産				
退職給付引当預金	2,426,500	—	—	(2,426,500)
研修・普及啓発事業引当預金	16,000,000	—	(16,000,000)	—
合 計	18,426,500	—	(16,000,000)	(2,426,500)

専務理事	係
	

平成23年度 財産目録

平成24年 3月31日現在

一般会計

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)				
	現金	手元保管	運転資金として	94,166
	預金	普通預金		11,052,354
		みずほ日本橋		2,021,482
		三井住友東京中央		6,865,011
		三菱東京UFJ日本橋		2,165,861
		定期預金		5,000,000
		三菱東京UFJ日本橋		5,000,000
	前払費用			471,383
流動資産合計				16,617,903
(固定資産)				
特定資産				
	退職給付引当預金			2,426,500
	みずほ銀行普通			2,426,500
	研修・普及啓発事業			16,000,000
	引当預金			
固定資産合計				18,426,500
資産合計				35,044,403
(流動負債)				
	未払金			1,609,525
	預り金			215,110
流動負債合計				1,824,635
(固定負債)				
	退職給付引当金			2,426,500
固定負債合計				2,426,500
負債合計				4,251,135
正味財産				30,793,268

監査報告書

平成23年度 社団法人日本加工食品卸協会の
業務報告を受け、財務諸表及び帳票・証憑
につき、監査の結果適法正確に処理され報
告の事実と相違ないものと認めました。

平成24年 4月13日

監 事 廣屋国分株式会社
代表取締役副会長

濱口 吉右衛門



監 事 味の素株式会社
常務執行役員

小原利郎



平成23年度 本・支部貸借対照表

平成24年 3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	23,614,922	37,677,114	-14,062,192
前払金	471,383	0	471,383
流動資産合計	24,086,305	37,677,114	-13,590,809
2. 固定資産			
特定資産			
退職給付引当預金	2,426,500	4,175,324	-1,748,824
研修・普及啓発事業引当預金	16,000,000	0	16,000,000
特定資産合計	18,426,500	4,175,324	14,251,176
固定資産合計	18,426,500	4,175,324	14,251,176
資産合計	42,512,805	41,852,438	660,367
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	1,609,525	0	1,609,525
預り金	215,110	113,342	101,768
流動負債合計	1,824,635	113,342	1,711,293
2. 固定負債			
退職給付引当金	2,426,500	4,175,324	-1,748,824
固定負債合計	2,426,500	4,175,324	-1,748,824
負債合計	4,251,135	4,288,666	-37,531
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	38,261,670	37,563,772	697,898
(うち特定資産への充当額)	(16,000,000)	(0)	(16,000,000)
正味財産合計	38,261,670	37,563,772	697,898
負債及び正味財産合計	42,512,805	41,852,438	660,367

平成23年度 本・支部収支計算書

平成23年 4月 1日から平成24年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差 異
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
本 部 配 賦 金 金	9,300,000	9,300,000	0
配 賦 金 金	9,300,000	9,300,000	0
配 賦 金 金	9,300,000	9,300,000	0
会 員 費 会 員 会 費 収 入 入 入	54,293,000	54,343,000	-50,000
会 員 費 会 員 会 費 収 入 入 入	54,293,000	54,343,000	-50,000
正 事 業 助 体 入 入 入 入	27,215,000	27,265,000	-50,000
正 事 業 助 体 入 入 入 入	1,310,000	1,290,000	20,000
賛 助 入 入 入 入	23,168,000	23,168,000	0
団 体 入 入 入 入	2,600,000	2,600,000	0
加 入 入 入 入	0	20,000	-20,000
雑 収 入 入 入 入	2,182,430	2,168,544	13,886
雑 収 入 入 入 入	2,182,430	2,168,544	13,886
受 取 利 息 入 入	22,430	12,044	10,386
雑 収 入 入 入 入	2,160,000	2,156,500	3,500
事業活動収入計	65,775,430	65,811,544	-36,114
2. 事業活動支出			
事 業 費 費 費 費	42,585,000	48,947,774	-6,362,774
調 査 研 究 費 費	22,136,000	28,281,621	-6,145,621
調 査 研 究 費 費	22,136,000	16,611,311	5,524,689
調 査 研 究 費 費	0	7,417,800	-7,417,800
職 員 給 料 手 当 料	0	1,125,000	-1,125,000
旅 費 交 通 費 料	0	320,800	-320,800
賃 借 借 借 費 料	0	2,806,710	-2,806,710
教 育 研 修 事 業 費 費	15,257,000	12,881,764	2,375,236
人 情 報 シ ス ム 研 修 会 費	13,127,000	10,527,562	2,599,438
商 報 シ ス ム 研 修 会 費	1,430,000	968,944	461,056
役 員 給 料 手 当 料	700,000	158,988	541,012
職 員 給 料 手 当 料	0	570,600	-570,600
賃 借 借 借 費 料	0	375,000	-375,000
知 識 啓 発 事 業 費 費	5,192,000	7,465,349	-2,273,349
啓 宣 役 員 給 料 手 当 料	4,042,000	4,720,079	-678,079
職 員 給 料 手 当 料	1,150,000	1,138,600	11,400
賃 借 借 借 費 料	0	951,000	-951,000
議 議 費 費	0	375,000	-375,000
議 議 費 費	0	280,670	-280,670
議 議 費 費	0	280,670	-280,670
議 議 費 費	0	319,040	-319,040
議 議 費 費	0	319,040	-319,040
管 理 費 費	27,936,000	17,914,696	10,021,304
人 員 給 料 手 当 料	14,525,000	9,094,739	5,430,261
役 員 給 料 手 当 料	9,510,000	570,600	8,939,400
職 員 給 料 手 当 料	3,765,000	4,169,500	-404,500
福 利 給 付 生 費 用	1,250,000	1,074,239	175,761
退 職 給 付 生 費 用	0	3,280,400	-3,280,400
会 議 費 費	2,745,000	3,560,790	-815,790
会 議 費 費	2,745,000	3,560,790	-815,790
事 務 諸 費 費	10,666,000	5,259,167	5,406,833
旅 通 信 交 運 通 搬 費 費	2,364,000	1,746,602	617,398
消 耗 品 料 費 費	675,000	412,705	262,295
光 熱 水 借 料 費 費	1,510,000	1,360,519	149,481
賞 雑 交 租 税 公 課	120,000	152,627	-32,627
賞 雑 交 租 税 公 課	5,615,000	1,309,800	4,305,200
賞 雑 交 租 税 公 課	159,000	136,639	22,361
賞 雑 交 租 税 公 課	153,000	69,475	83,525
賞 雑 交 租 税 公 課	70,000	70,800	-800
事業活動支出計	70,521,000	66,862,470	3,658,530
事業活動収支差額	-4,745,570	-1,050,926	-3,694,644
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
特 定 資 産 取 崩 収 入	0	3,280,400	-3,280,400
退 職 引 当 資 産 取 崩 収 入	0	3,280,400	-3,280,400
投資活動収入計	0	3,280,400	-3,280,400
2. 投資活動支出			
特 定 資 産 取 得 支 出	1,135,000	17,531,576	-16,396,576
退 職 引 当 資 産 取 得 支 出	1,135,000	1,531,576	-396,576
研 修 ・ 普 及 啓 発 事 業 引 当 預 金 取 得 支 出	0	16,000,000	-16,000,000
投資活動支出計	1,135,000	17,531,576	-16,396,576
投資活動収支差額	-1,135,000	-14,251,176	13,116,176
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
IV 予備費支出	1,150,000	0	1,150,000
当期収支差額	-7,030,570	-15,302,102	8,271,532
前期繰越収支差額	37,563,772	37,563,772	0
次期繰越収支差額	30,533,202	22,261,670	8,271,532

平成23年度 本・支部財産目録

平成24年 3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	金 額		
(流動資産)	現金 預金	現金手許有高	117,870		
		普通預金	18,047,052		
		みずほ日本橋	2,309,051		
		三井住友東京中央	6,865,011		
		三菱東京UFJ日本橋	2,165,861		
		三菱東京UFJ柳橋	141,679		
		三井住友大阪中央	525,465		
		北洋大通	2,430,464		
		七十七名掛丁	317,812		
		北国中央市場	87,922		
		広島広島西	562,247		
		四国本店	749,764		
		福岡北九州営業部	1,891,776		
	定期預金	5,450,000			
	三菱東京UFJ日本橋	5,000,000			
	北国中央市場	450,000			
	前払費用	471,383			
流動資産合計				24,086,305	
(固定資産) 特定資産	退職給付引当預金		18,426,500		
		みずほ銀行普通	2,426,500		
	研修・普及啓発事業 引当預金		2,426,500		
		みずほ銀行普通	16,000,000		
固定資産合計				18,426,500	
資産合計					42,512,805
(流動負債)	未払金 預り金		1,609,525		
			215,110		
流動負債合計				1,824,635	
(固定負債)	退職給付引当金		2,426,500		
固定負債合計				2,426,500	
負債合計					4,251,135
正味財産					38,261,670

平成24年度事業計画（案） （平成24年4月1日～平成25年3月31日）

一般社団法人 日本加工食品卸協会

昨年は東日本大震災で日本全体が大きな打撃を受けましたが、本年はその痛手から本格的に立ち直る重要な年であり、震災復興を優先政策とする中で、円高対応、税制改正及び社会保障との一体改革、雇用対策、欧州債務危機など多くの難題へ向けて政策対応を迅速に行い、社会的変革に向けて確かな前進を確保したいものです。

こうした環境の中で、食品流通業界はサプライチェーンの協働体制をより発展させ、食品流通に求められる今日的価値・満足に貢献するのがより重要なテーマと考え、中間流通機能を担う食品卸業界として平成24年度の事業計画を次の如く計画する。

1. 調査研究事業

- (1) 食品流通のサプライチェーンの協働体制の中で今日的中間流通機能のあり方についての調査研究
- (2) 公正取引推進のための制度、関連法規への適正な対応を図る調査研究
- (3) 災害時の緊急食料支援のサプライチェーンのあり方についての調査研究
- (4) TPP（環太平洋経済連携協定）に関する業界への影響についての調査研究
- (5) 次期「環境自主行動計画」についての調査研究
- (6) 加工食品卸売販売統計調査の継続

2. 研修・普及啓発事業

業界流通インフラの整備強化と普及啓発
卸売経営活性化への研修
食育運動についての新たな取り組みの啓発事業

3. 本部活動

- (1) 新たな公益法人としての協会運営
- (2) 本部活動の効果的運営と支部活動の活性化支援
- (3) 会員相互間の情報共有化と情報発信力を高めるHPの活用強化

以 上

平成24年度実施計画（案）

一般社団法人 日本加工食品卸協会

概 要

平成24年度は、事業計画（案）に基づき主要な組織活動として下記のような事業を実施する。

（１）政策委員会

- ・ サプライチェーン・マネジメントの抜本的イノベーションを図る協働体制の活動と連動して全体最適化に取り組む
- ・ 「食品取引改善協議会」や「賛助会員幹事店会」をとおして食品卸売業の活性化とその方向性について協議、提言する
- ・ 取引の適正化に向けての環境整備に努める
- ・ 暫定「環境自主行動計画」についての普及・啓発

（２）執行運営委員会

- ・ 災害時の緊急食料支援のサプライチェーンのあり方についての調査研究
- ・ TPP（環太平洋経済連携協定）に関する業界への影響についての調査研究
- ・ 加工食品卸売統計調査の継続

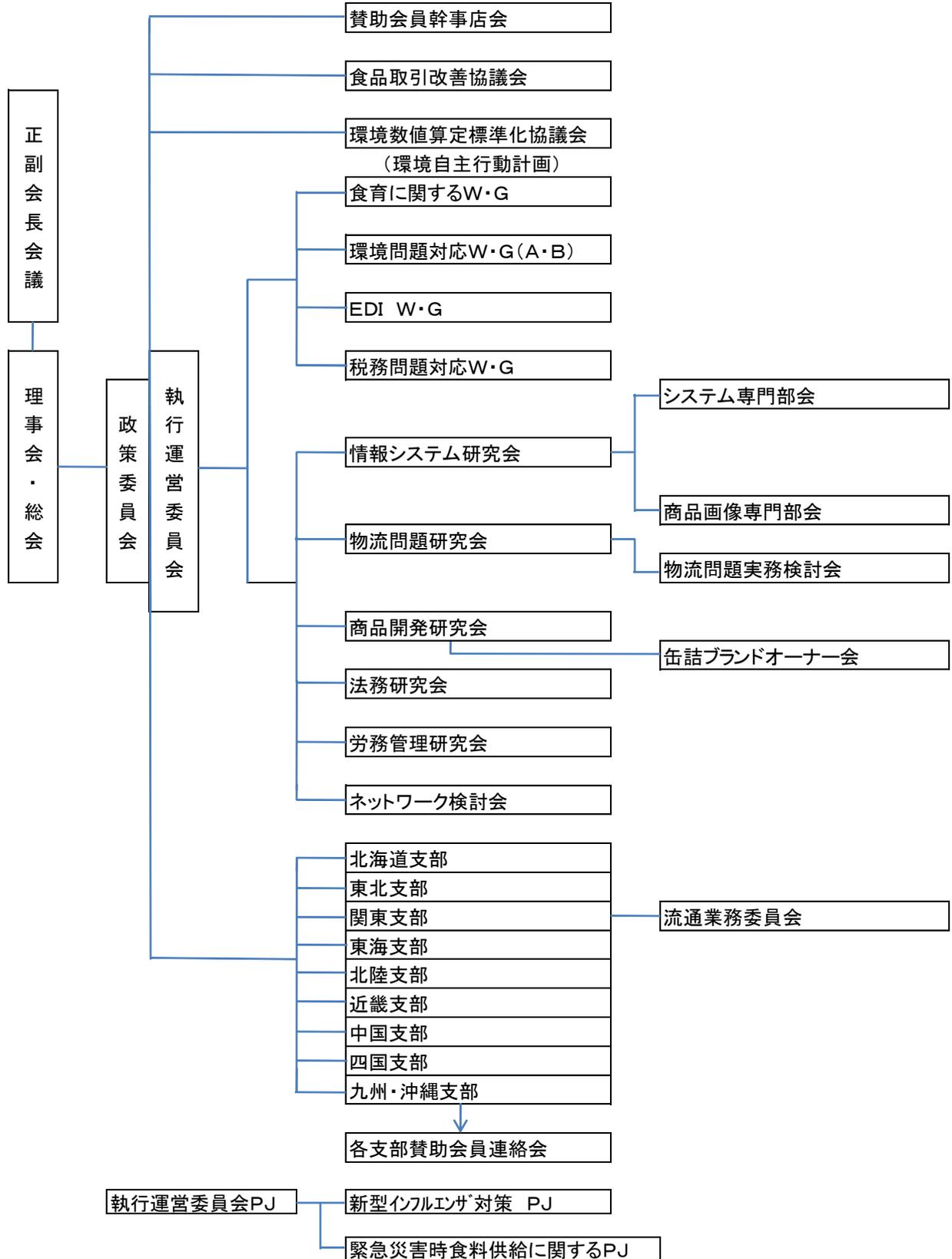
（３）ワーキンググループと主要研究会の活動テーマ

- ① 食育に関するW・G
 - ・ 「食育と食品選択のためのハンドブック」第2版の普及・啓発
- ② 環境問題対応W・G
 - ・ 暫定「環境自主行動計画」の普及・啓発
- ③ EDI W・G
 - ・ 業界EDIシステムの標準化推進
- ④ 情報システム研究会
 - ・ 各システム研究団体活動の情報共有化と「流通BMS」の普及拡大
- ⑤ 物流問題研究会
 - ・ 納品期限の合理的な基準づくりの提言
- ⑥ 法務研究会
 - ・ 取引適正化に向けた法令遵守ガイドラインの研究

以 上

運営組織図（案）

一般社団法人 日本加工食品卸協会



平成24年度 運営組織名簿

一般社団法人 日本加工食品卸協会
(社名50音順：敬称略)

政策委員会・食品取引改善協議会

会社名	委員名	所属・役職
○ 伊藤忠食品(株)	青山 裕一	執行役員東日本営業本部本部長兼WEB本部本部長
加藤産業(株)	多原 善雄	常務取締役東京本部長
○ 国分(株)	北見 賢	常務取締役経営統括本部副本部長兼営業本部長
(株)日本アクセス	堀井壯一郎	取締役副社長 社長補佐営業管掌 営業統括本部長
三井食品(株)	竹下 修	執行役員営業本部副本部長兼酒類統括部長
◎ 三菱食品(株)	中嶋 隆夫	取締役専務執行役員加食事業本部長
一般社団法人 日本加工食品卸協会	奥山 則康	専務理事

◎印：委員長 ○印：副委員長

執行運営委員会

会社名	委員名	所属・役職
伊藤忠食品(株)	向田 隆志	商品本部本部長
加藤産業(株)	福島 和成	取締役東京本部副本部長兼東関東支社長
国分(株)	清水 宣和	常務取締役経営統括本部副本部長兼業務本部長
コンタツ(株)	湯浅 正男	取締役営業統括部長
(株)サンヨー堂	小林 由朗	取締役商品部部長
(株)日本アクセス	成田 祐一	専務取締役経営企画本部長 中国事業管掌
三井食品(株)	金子 稔	執行役員経営統括本部長
三菱食品(株)	宮田 善康	執行役員加食事業本部副本部長兼加食商品本部長
○ 一般社団法人 日本加工食品卸協会	奥山 則康	専務理事

○印：座長

賛助会員幹事店会

[賛助会員幹事店委員各位]

会社名	氏名	役職
味の素(株)	小原 利郎	常務執行役員食品事業本部副事業本部長 国内営業統括
カゴメ(株)	寺田 直行	取締役専務執行役員営業管掌兼コンシューマー事業本部長
カルピス(株)	岸上 克彦	常務執行役員
キッコーマン食品(株)	福光 正則	取締役専務執行役員兼ナショナル・セールス・マネジャー
キューピー(株)	山本 範雄	執行役員家庭用本部本部長

サントリーフーズ(株)	安部 博	常務取締役営業本部長
日清オイリオグループ(株)	吉田 伸章	執行役員東京支店長兼RS営業部長
日清食品(株)	三浦 善功	代表取締役専務取締役営業本部長
日清フーズ(株)	岩崎 浩一	常務取締役営業本部長
日本水産(株)	西田 潤一	執行役員広域営業本部長
ネスレ日本(株)	芹澤 祐治	常務執行役員営業本部長
ハウス食品(株)	藤村 浩史	常務執行役員営業本部長
(株)桃屋	菅原 通之	営業企画室室長

[日本加工食品卸協会委員各位]

会社名	氏名	役職
伊藤忠食品(株)	青山 裕一	執行役員東日本営業本部本部長兼WEB本部本部長
加藤産業(株)	多原 善雄	常務取締役東京本部長
国分(株)	北見 賢	務取締役経営統括本部副本部長兼営業本部長
コンタツ(株)	湯浅 正男	取締役営業統括部長
(株)サンヨー堂	小林 由朗	取締役商品部部長
(株)日本アクセス	堀井壯一郎	取締役副社長 社長補佐営業管掌 営業統括本部長
三井食品(株)	竹下 修	執行役員営業本部副本部長兼酒類統括部長
三菱食品(株)	中嶋 隆夫	取締役専務執行役員加食事業本部長
一般社団法人 日本加工食品卸協会	奥山 則康	専務理事

環境数値算定標準化協議会

会社名	委員名	所属・役職
協議委員		
○ 三菱食品(株)	宮地 行夫	ロジスティクス本部資産管理部長
(株)日本アクセス	中井 忍	常務執行役員ロジスティクス本部長
国分(株)	奥村 恒弘	取締役経営企画部長
実務委員		
三菱食品(株)	小林 一之	ロジスティクス本部資産管理部環境管理チームリーダー
(株)日本アクセス	高田 英一	ロジスティクス本部ロジスティクス管理部担当部長
△ 国分(株)	山田 英夫	経営企画部環境担当
一般社団法人 日本加工食品卸協会	奥山 則康	専務理事

○印：協議委員長 △実務委員会座長

食育に関する WG

会社名	委員名	所属・役職
伊藤忠食品(株)	杉本 匡生	商品本部営業サポート部部長
加藤産業(株)	里中 周	営業企画部専任課長
国 分(株)	岡村 宏隆	社長室長兼経営企画部広報担当部長兼環境担当部長
○(株)日本アクセス	中島 敏彦	関東支社営業企画部長代行兼営業推進課長
〃	掛村 佳代	総合企画本部営業企画部営業推進1課
三井食品(株)	笠井 隆	営業本部営業推進部副部長
三菱食品(株)	西村 武司	リテールサポート本部RS推進部部長代理
〃	宮田 史生	〃 RS推進部RS・Aチーム

○印：座長

環境問題対応W・G（Aチーム）

会社名	委員名	所属・役職
伊藤忠食品(株)	関戸 隆	経営企画室IR広報・CSRチーム
加藤産業(株)	安井 弘人	環境管理部専任課長
国 分(株)	山田 英夫	経営企画部環境担当
(株)日本アクセス	田近 博巳	CSR・法務・コンプライアンス部
〃	青木 丹	〃 環境管理課担当課長
〃	石田 薫	〃 部長代行兼環境管理課長
三井食品(株)	斎藤 好治	物流本部物流管理部施設管理室室長
三菱食品(株)	浅野 誠	ロジスティクス本部資産管理部環境管理チームリーダー

○印：座長

環境問題対応W・G（Bチーム）

会社名	委員名	所属・役職
伊藤忠食品(株)	関戸 隆	経営企画室IR広報・CSRチーム
○加藤産業(株)	大海 裕也	環境管理部係長
◎国 分(株)	山田 英夫	経営企画部環境担当課長
日本酒類販売(株)	亀山 猛	情報物流本部物流統括部物流企画課主任
(株)サンヨー堂	小林 由明	業務部課長
(株)日本アクセス	奥山 利一	人事・総務本部環境管理部部長
三井食品 (株)	高田 憲一	物流本部物流管理部遵法推進室
明治屋商事 (株)	吉見 政宣	管理本部人事総務部総務チームリーダー
(株)菱 食	小林 一之	戦略機能部門統括部SCM環境チーム チームリーダー

◎印：座長 ○印：副座長

EDI W・G委員

会 社 名	委員名	所属・役職
○ 伊藤忠食品(株)	佐多 洋文	システム企画開発部企画第二課係長
加藤産業(株)	生嶋 正基	情報システム部係長
加藤産業(株)	森 拓也	情報システム部
国 分(株)	平田 幸則	情報システム部EDIシステムチーム・チームリーダー
(株)日本アクセス	天野 浩平	情報システム本部システム開発部 業務・会計システム課
日本酒類販売(株)	今野 政亨	情報物流本部情報統括部開発課
三井食品(株)	松本 芳幸	コーポレートスタッフ本部情報システム部支援室
三菱食品(株)	中川 守	情報システム本部IT管理・企画部ICT企画チームリーダー

○印：座長

※オブザーバー 太田 岳秀 (株)ファイネット企画・開発部主任

税務問題対応 WG

会 社 名	委員名	所属・役職
伊藤忠食品(株)	酒井 健雄	経営企画室副室長
○ 国 分(株)	鈴木 清史	経理財務部 副部長
(株)サンヨー堂	小林 由朗	取締役商品部 部長
(株)日本アクセス	重田 一頼	常務執行役員 管理本部長
三井食品(株)	荒井 徹	経理財務本部経理部 部長
三菱食品(株)	桜井 信彦	財務経理本部 経理部部長

○印：座長

情報システム研究会

会 社 名	委員名	所属・役職
旭食品(株)	竹内 恒夫	情報システム本部情報管理部部長
◎ 伊藤忠食品(株)	竹腰 雅一	情報システム本部本部長
加藤産業(株)	弥谷恵太郎	常務取締役システム本部長
○ 国 分(株)	高波 圭介	情報システム部長
(株)ジャパン・インフォレックス	吉田 泰則	情報システム担当課長
(株)トーカン	牧内 孝文	執行役員流通システム統括部長兼機能開発部長
(株)日本アクセス	八十島幹夫	情報システム本部システム開発部部長
日本酒類販売(株)	大西 完治	情報物流本部情報統括部部長
三井食品(株)	馬場 恵三	コーポレートスタッフ本部情報システム部部長
三菱食品(株)	熊谷 孝志	情報システム本部 東日本ITユーザサポート部長
ヤマエ久野(株)	草場 信之	経営・情報企画部ビジネスサポート課次長

◎印：座長 ○印：副座長

※オブザーバー 村田 利衛 株式会社 ファイネット 営業推進部長

情報システム研究会システム専門部会 新技術検討分科会

会社名	委員名	所属・役職
伊藤忠食品(株)	俣田 直之	情報システム本部システム企画開発室システム企画第一課
加藤産業(株)	岩井 和司	情報システム部係長
国分(株)	嘉数 裕樹	情報システム部運用・インフラチーム
(株)トーカン	五十川裕樹	流通システム統括部業務システム設計業務企画課主査
(株)日本アクセス	山本 真悟	情報システム本部システム開発部物流システム課
日本酒類販売(株)	石津 秀信	情報物流本部情報統括部情報企画課課長代理
三井食品(株)	大島 史照	コーポレートスタッフ本部情報システム部運用室
三菱食品(株)	平井 健之	情報システム本部IT開発第一部管理システム開発チーム

※座長：輪番制

情報システム研究会「商品画像専門部会」

会社名	委員名	所属・役職
伊藤忠食品(株)	杉本 匡生	商品本部営業サポート部部長
加藤産業(株)	里中 周	営業企画部専任課長
〃	山田 良知	情報システム部専任課長
〃	小川 宗大	営業企画部 主任
国分(株)	花澤 裕	営業本部マーケティング担当副部長兼事業開発部新規事業担当副部長
(株)日本アクセス	日高 泰仁	営業統括本部営業企画部担当部長兼営業推進第一課長
〃	安西由希子	営業統括本部営業企画部営業推進第一課長代行
三井食品(株)	後藤 力	営業本部営業推進部担当
三菱食品(株)	前田 耕次	営業推進本部業務改善企画チーム
〃	豊嶋 和義	リテールサポート本部RS推進部システムサポートチーム
(株)J I I	西田 邦生	代表取締役社長
〃	宍戸 良造	常務取締役
〃	吉田 泰則	情報システム担当課長
〃	黒田 亮	〃 専任課長
〃	谷原 郁子	インフォレックス推進部EDI情報管理チーム課長補佐
〃	堀川 益雄	取締役副社長
〃	仁木 崇夫	画像情報担当 課長補佐
(株)サイバーリンクス	杉谷 宗紀	SCM推進室事業推進課課長
〃	藪中明希子	SCM推進室事業推進課
(株)ファイネット	大村 勝利	営業推進部部長代理

物流問題研究会

	会社名	委員名	所属・役職
○	伊藤忠食品(株)	神山 浩二	ロジスティクス本部ロジスティクス部企画課課長
	加藤産業(株)	橋本 紀三	ロジスティクス部次長
	国分(株)	本郷 秀貴	物流事業部課長
	コンタツ(株)	三角 悦雄	物流統括部部长
	(株)サンヨー堂	小林 由明	業務部課長
	(株)日本アクセス	鶴井 弘	ロジスティクス本部汎用物流部長
	日本酒類販売(株)	佐藤 稔	情報物流本部物流統括部次長
	三井食品(株)	斎藤 好治	物流本部物流管理部施設管理室室長
◎	三菱食品(株)	竹島健二郎	執行役員関東ロジスティクス統括部長
	〃	菊島 隆文	ロジスティクス本部ロジスティクス統括部物流損益チーム

◎印：座長 ○印：副座長

物流問題研究会実務検討会

	会社名	委員名	所属・役職
	伊藤忠食品(株)	鹿生 達寛	ロジスティクス本部ロジスティクス部企画課
	加藤産業(株)	松村 功士	ロジスティクス部
	国分(株)	広沢 大	物流部リーダー
	〃	新山 泰子	物流部
	日本酒類販売(株)	佐藤 恭	情報物流本部物流統括部物流運営課主任
	コンタツ(株)	鈴木 義之	物流統括部部长代理
	(株)サンヨー堂	小林 由明	業務部課長
	(株)日本アクセス	生清 武	ロジスティクス本部汎用物流部汎用物流推進課
	三井食品(株)	西山 真輔	物流本部ロジスティクス営業部
	三菱食品(株)	鈴木 啓史	ロジスティクス本部ロジスティクス統括部酒類チーム

商品開発研究会兼ブランドオーナー会

	会社名	委員名	所属・役職
◎	(株)サンヨー堂	宗像 義昌	代表取締役社長（日食協理事）
○	〃	島垣 研二	常務取締役商品本部長兼缶詰部長
	国分(株)	鉄林 康司	食品統括部オリジナル商品担当部長兼育成メーカー担当部長
	〃	森 公一	食品統括部オリジナル商品担当副部長
	(株)明治屋	滝下 広明	商品事業本部マーケティング部部长
	〃	中川 泉	本社品質保証部品質保証チームリーダー兼お客様相談室長
	三菱食品(株)	土藏 隆	(株)リリーコーポレーション代表取締役社長
	伊藤忠食品(株)	秋元 博信	商品本部商品統括部商品統括第一課課長
	伊藤忠商事(株)	中野 和真	食材流通部開発輸入課課長代行

加藤産業(株)	上岡 正典	商品管理部次長
川商フーズ(株)	景山健太郎	食品流通部食品流通グループグループ長
(株)北村商店	北村 篤司	代表取締役社長
正栄食品工業(株)	山本 一彦	果実商品部フルーツ加工品グループ課長
ストー缶詰(株)	須藤 修吉	代表取締役社長
(株)日本アクセス	立石 晴久	商品統括本部商品企画開発部長
三井食品(株)	平岩 敏郎	品質管理部部長
(株)明治	渡部 信二	健康事業本部健康事業営業部長
(株)ヤグチ	栗栖 信也	専務取締役兼執行役員商品部長

◎印：委員長 ○印：幹事店会座長

※幹事店会メンバー

・(株)サンヨー堂 ・(株)明治屋 ・国分(株) ・三菱食品(株) ・加藤産業(株)

法務研究会

座長輪番	会社名	委員名	所属・役職
7	旭食品(株)	池上 隆	本社管理本部法務部部長
6	伊藤忠食品(株)	五島 実	職能本部審査法務部部長
8	加藤産業(株)	相良 広基	経理部部長
	〃	中島 嘉幸	総務部部長
2	国分(株)	柄 秀典	審査法務部長
4	(株)日本アクセス	北山 誠	執行役員CSR・法務・コンプライアンス部部長
5	日本酒類販売(株)	柳川 俊泰	執行役員内部監査室室長兼管理本部 法務部部長
1	三井食品(株)	松野 啓介	コーポレートスタッフ本部法務部部長
3	三菱食品(株)	三輪 和男	コンプライアンス・法務部長
	〃	関原 伸介	財務経理本部 リスクマネジメント部長

座長：輪番制

労務管理研究会

座長順番	会社名	委員名	所属・役職
6	伊藤忠食品(株)	上床 浩生	職能本部人事総務部人事チームチーム長
8	加藤産業(株)	中島 嘉幸	総務部長
3	国分(株)	小木曾泰治	執行役員人事総務部長
7	(株)サンヨー堂	玉井 英一	常務取締役総務部長兼財務部長
2	(株)日本アクセス	森本 雄介	人事・総務本部 人事部長代行
4	廣屋国分(株)	伊東 一昌	業務本部人事総務担当課長
5	三井食品(株)	篠田 博	コーポレートスタッフ本部人事総務部部長
1	三菱食品(株)	稲好 隆明	財務経理本部 人事部長

座長：輪番制

ネットワーク検討会

	会 社 名	委員名	所 属 ・ 役 職
○	伊藤忠食品(株)	竹腰 雅一	情報システム本部本部長
	国分(株)	福沢美二郎	情報システム部EDIシステムチーム課長
	(株)日本アクセス	森下 昌紀	情報システム本部システム開発部部長代行
	日本酒類販売(株)	島田 剛宏	情報物流本部情報統括部開発課課長代理
△	三井食品(株)	松本 芳幸	コーポレートスタッフ本部情報システム部支援室
	三菱食品(株)	中川 守	情報システム本部IT管理・企画部 ICT企画チームリーダー

○印：座長 △印：副座長

執行運営委員会PJ「新型インフルエンザ対策」

	会 社 名	委員名	所 属 ・ 役 職
	伊藤忠食品(株)	阿部 研人	職能本部人事総務部人事チーム
	〃	大澤 偉宏	ロジスティック本部ロジスティック部第二課副課長
	加藤産業(株)	入江 幸徳	本社社長室次長
	国 分(株)	山本 栄二	取締役コンプライアンス担当役員
	(株)日本アクセス	佐々木靖之	人事・総務本部総務部部长
	三井食品(株)	篠田 博	コーポレートスタッフ本部人事総務部部长
	三菱食品(株)	渡邊 泰史	管理本部総務部 部長代理

執行運営委員会「緊急災害時食料供給に関するPJ」

	会 社 名	委員名	所 属 ・ 役 職
	伊藤忠食品(株)	桂 裕之	経営企画室IR広報・CSRチームチーム長
	〃	阿部 研人	職能本部人事総務部人事チーム
	加藤産業(株)	入江 幸徳	社長室次長
	国分(株)	松本 啓輔	人事総務部副部長
	(株)日本アクセス	宇佐美文俊	ロジスティクス本部ロジスティクス企画部長
	三井食品(株)	牧村 高志	経営統括本部経営企画部長
	三菱食品(株)	久間 勝洋	ロジスティクス統括部業務統括チーム

平成24年度 本・支部総収支予算(案)

(自平成24年4月1日～至平成25年3月31日)

一般社団法人 日本加工食品卸協会

(単位:円)

科 目	平成24年度 予算額(A)	平成23年度 予算額(B)	増減 (A-B)	備考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
①会費収入	54,389,000	54,293,000	96,000	
会員会費収入	54,389,000	54,293,000	96,000	
正会員会費	27,015,000	27,215,000	-200,000	
事業所会員会費	1,040,000	1,310,000	-270,000	
賛助会員会費	23,734,000	23,168,000	566,000	
団体賛助会員会費	2,600,000	2,600,000	0	
加入金	0	0	0	
②本部配賦金	10,000,000	9,300,000	700,000	
本部配賦金	10,000,000	9,300,000	700,000	
本部配賦金	10,000,000	9,300,000	700,000	
③雑収入	1,981,405	2,182,430	-201,025	
雑収入	1,981,405	2,182,430	-201,025	
受取利息	21,405	22,430	-1,025	
業務受託料	0	0	0	
臨時会費	1,910,000	2,110,000	-200,000	
雑収入	50,000	50,000	0	
事業活動収入 計	66,370,405	65,775,430	594,975	
2. 事業活動支出				
①事業費支出	54,987,950	42,485,000	12,502,950	
調査研究事業費	31,370,510	22,136,000	9,234,510	
調査研究費	18,146,000	18,386,000	-240,000	
役員報酬	7,417,800	0	7,417,800	
職員給料手当	3,000,000	3,750,000	-750,000	
賃借料	2,806,710	0	2,806,710	
教育研修事業費	16,318,770	15,157,000	1,161,770	
人材育成事業費	13,662,500	13,727,000	-64,500	
情報システム研修会	1,430,000	1,430,000	0	
役員報酬	570,600	0	570,600	
職員給料手当	375,000	0	375,000	
賃借料	280,670	0	280,670	
知識啓発事業費	7,298,670	5,192,000	2,106,670	
啓発事業費	4,542,000	4,042,000	500,000	
宣伝事業費	1,150,000	1,150,000	0	
役員報酬	951,000	0	951,000	
職員給料手当	375,000	0	375,000	
賃借料	280,670	0	280,670	
②管理費支出	14,779,075	27,936,000	-13,156,925	
人件費	4,920,600	14,525,000	-9,604,400	
役員報酬	570,600	9,510,000	-8,939,400	
職員給料手当	3,260,000	3,765,000	-505,000	
福利厚生費	1,090,000	1,250,000	-160,000	
退職給付費用	0	0	0	
会議費	2,595,000	2,745,000	-150,000	
会議費	2,595,000	2,745,000	-150,000	
事務諸費	7,263,475	10,666,000	-3,402,525	
旅費交通費	2,480,000	2,364,000	116,000	
通信運搬費	525,000	675,000	-150,000	
消耗品費	1,510,000	1,510,000	0	
光熱水料費	180,000	120,000	60,000	
賃借料	2,246,950	5,615,000	-3,368,050	
備品費	0	0	0	
雑費	171,525	159,000	12,525	
交際費	80,000	153,000	-73,000	
租税公課	70,000	70,000	0	
事業活動支出 計	69,767,025	70,421,000	-653,975	
事業活動収支差額	-3,396,620	-4,645,570	1,248,950	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
①特定資産取崩収入	12,000,000	0	12,000,000	
退職給与積立資産取崩	0	0	0	
研修・普及啓発事業引当預金	12,000,000	0	12,000,000	
投資活動収入 計	12,000,000	0	12,000,000	
2. 投資活動支出				
①特定資産取得支出	884,000	1,135,000	-251,000	
退職給与積立資産取得	884,000	1,135,000	-251,000	
投資活動支出 計	884,000	1,135,000	-251,000	
投資活動収支差額	-884,000	-1,135,000	251,000	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入	0	0	0	
2. 財務活動支出	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
IV 予備費支出	1,200,000	1,250,000	-50,000	
当期収支差額	6,519,380	-7,030,570	13,549,950	
前期繰越収支差額	22,261,620	37,563,772	-15,302,152	
次期繰越収支差額	28,781,000	30,533,202	-1,752,202	

平成24年度 本部収支予算(案)

(自平成24年4月1日～至平成25年3月31日)

一般社団法人 日本加工食品卸協会

(単位:円)

科 目	平成24年度 予算額(A)	平成23年度 予算額(B)	増減 (A-B)	備考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
①会費収入	54,389,000	54,293,000	96,000	
会員会費収入	54,389,000	54,293,000	96,000	
正会員会費	27,015,000	27,215,000	-200,000	
事業所会員会費	1,040,000	1,310,000	-270,000	
賛助会員会費	23,734,000	23,168,000	566,000	
団体賛助会員会費	2,600,000	2,600,000	0	
加入金	0	0	0	
②雑収入	70,000	70,000	0	
雑収入	70,000	70,000	0	
受取利息	20,000	20,000	0	
業務受託料		0	0	
雑収入	50,000	50,000	0	
事業活動収入 計	54,459,000	54,363,000	96,000	
2. 事業活動支出				
①事業費支出	43,825,450	31,058,000	12,767,450	
調査研究事業費	29,620,510	20,186,000	9,434,510	
調査研究費	16,396,000	16,436,000	-40,000	
役員報酬	7,417,800	0	7,417,800	
職員給料手当	3,000,000	3,750,000	-750,000	
賃借料	2,806,710	0	2,806,710	
教育研修事業費	6,906,270	5,680,000	1,226,270	
人材育成事業費	4,250,000	4,250,000	0	
情報システム研修会	1,430,000	1,430,000	0	
役員報酬	570,600	0	570,600	
職員給料手当	375,000	0	375,000	
賃借料	280,670	0	280,670	
知識啓発事業費	7,298,670	5,192,000	2,106,670	
啓発事業費	4,542,000	4,042,000	500,000	
宣伝事業費	1,150,000	1,150,000	0	
役員報酬	951,000	0	951,000	
職員給料手当	375,000	0	375,000	
賃借料	280,670	0	280,670	
②管理費支出	12,570,550	25,572,000	-13,001,450	
人件費	4,920,600	14,525,000	-9,604,400	
役員報酬	570,600	9,510,000	-8,939,400	
職員給料手当	3,260,000	3,765,000	-505,000	
福利厚生費	1,090,000	1,250,000	-160,000	
退職給付費用	0	0	0	
会議費	2,120,000	2,120,000	0	
会議費	2,120,000	2,120,000	0	
事務諸費	5,529,950	8,927,000	-3,397,050	
旅費交通費	780,000	719,000	61,000	
通信運搬費	525,000	675,000	-150,000	
消耗品費	1,510,000	1,510,000	0	
光熱水料費	180,000	120,000	60,000	
賃借料	2,246,950	5,615,000	-3,368,050	
備品費	0	0	0	
雑費	138,000	128,000	10,000	
交際費	80,000	90,000	-10,000	
租税公課	70,000	70,000	0	
事業活動支出 計	56,396,000	56,630,000	-234,000	
事業活動収支差額	-1,937,000	-2,267,000	330,000	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
①特定資産取崩収入	12,000,000	0	12,000,000	
退職給与積立資産取崩	0	0	0	
研修・普及啓発事業引当預金	12,000,000	0	12,000,000	
投資活動収入 計	12,000,000	0	12,000,000	
2. 投資活動支出				
①特定資産取得支出	884,000	1,135,000	-251,000	
退職給与積立資産取得	884,000	1,135,000	-251,000	
投資活動支出 計	884,000	1,135,000	-251,000	
投資活動収支差額	-884,000	-1,135,000	251,000	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入	0	0	0	
2. 財務活動支出	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
IV 予備費支出	1,000,000	1,000,000	0	
当期収支差額	8,179,000	-4,402,000	12,581,000	
前期繰越収支差額	14,793,268	29,738,706	-14,945,438	
次期繰越収支差額	22,972,268	25,336,706	-2,364,438	

平成24年度 支部収支予算(案)

(自平成24年4月1日～至平成25年3月31日)

一般社団法人 日本加工食品卸協会
(単位：円)

科 目	平成24年度 予算額(A)	平成23年度 予算額(B)	増減 (A-B)	備考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
①会費収入	0	0	0	
会員会費収入	0	0	0	
正会員会費	0	0	0	
事業所会員会費	0	0	0	
賛助会員会費	0	0	0	
団体賛助会員会費	0	0	0	
加入金	0	0	0	
②本部配賦金	10,000,000	9,300,000	700,000	
本部配賦金	10,000,000	9,300,000	700,000	
本部配賦金	10,000,000	9,300,000	700,000	
③雑収入	1,911,405	2,112,430	-201,025	
雑収入	1,911,405	2,112,430	-201,025	
受取利息	1,405	2,430	-1,025	
業務受託料	0	0	0	
臨時会費	1,910,000	2,110,000	-200,000	
雑収入	0	0	0	
事業活動収入 計	11,911,405	11,412,430	498,975	
2. 事業活動支出				
①事業費支出	11,162,500	11,427,000	-264,500	
調査研究事業費	1,750,000	1,950,000	-200,000	
調査研究費	1,750,000	1,950,000	-200,000	
教育研修事業費	9,412,500	9,477,000	-64,500	
人材育成事業費	9,412,500	9,477,000	-64,500	
情報システム研修会	0	0	0	
知識啓発事業費	0	0	0	
啓発事業費	0	0	0	
宣伝事業費	0	0	0	
②管理費支出	2,208,525	2,364,000	-155,475	
人件費	0	0	0	
役員報酬	0	0	0	
職員給料手当	0	0	0	
福利厚生費	0	0	0	
退職給付費用	0	0	0	
会議費	475,000	625,000	-150,000	
会議費	475,000	625,000	-150,000	
事務諸費	1,733,525	1,739,000	-5,475	
旅費交通費	1,700,000	1,645,000	55,000	
通信運搬費	0	0	0	
消耗品費	0	0	0	
光熱水料費	0	0	0	
賃借料	0	0	0	
備品費	0	0	0	
雑費	33,525	31,000	2,525	
交際費	0	63,000	-63,000	
租税公課	0	0	0	
事業活動支出 計	13,371,025	13,791,000	-419,975	
事業活動収支差額	-1,459,620	-2,378,570	918,950	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
①特定資産取崩収入	0	0	0	
退職給与積立資産取崩	0	0	0	
投資活動収入 計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
①特定資産取得支出	0	0	0	
退職給与積立資産取得	0	0	0	
投資活動支出 計	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入	0	0	0	
2. 財務活動支出	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
IV 予備費支出	200,000	250,000	-50,000	
当期収支差額	-1,659,620	-2,628,570	968,950	
前期繰越収支差額	7,468,352	7,825,066	-356,714	
次期繰越収支差額	5,808,732	5,196,496	612,236	

新年度事業活動



正・副会長会議開催



－ 4月19日 －

4月19日（木）午前10時30分より、理事会に先立ち正・副会長会議が開催された。
当日に開催される理事会の内容確認が主要な議案であるが、特に今回は一般社団法人に移行して初めての会議となるため新たな運営ガバナンスについて詳細を確認した。
また任期満了に伴い役員全員が改選になるため、事務局から各役員のご意向について報告し役員候補者の事務局案について説明を行った。



理事会開催



－ 4月19日 －

4月19日（木）午前11時30分より、レベル21東京會館において定例理事会が開催された。
今回から一般社団法人として新しい運営ガバナンスに基づき会議の運営が行われた。
理事23名中16名の理事とオブザーバー参加者2名、監事2名の出席を得て、5月24日に開催予定の定時総会に向けての議案審議を行った。以下に当日の内容を掲載する。

議案	第1号議案	協会の一般社団への移行認可と運営について
	第2号議案	平成23年度事業報告に関する件
	第3号議案	平成23年度収支決算報告に関する件
	第4号議案	会員の動向に関する件
	第5号議案	会費の額及び徴収の方法に関する件
	第6号議案	平成24年度事業計画案に関する件
	第7号議案	平成24年度収支予算案に関する件
	第8号議案	役員改選に関する件
	第9号議案	定時総会の開催に関する件
	第10号議案	その他

出欠状況	理事総数	23名中	出席理事16名	計16名
	監事総数	2名中	出席監事 2名	計 2名
	オブザーバー		2名	

来賓出席	農林水産省	食料産業局食品製造卸売課
		食料産業調査官 山田啓二様
		食品第2班 尾川大輔様

開 会 定刻になり奥山専務理事の司会により開会。

来賓の紹介後、冒頭國分勸兵衛会長が次の如く挨拶を行った。

「本日は、ご多忙の中、またご遠方からも、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

とりわけ、農林水産省からは公務ご多用の中、食料産業局食品製造卸売課の山田調査官様をはじめ、幹部の方にご来臨を賜り誠に有難く厚く御礼申し上げます。

また、本日ご参集の皆様方には、平素から当協会の活動につきまして、格別のご指導、ご協力を賜っております事を重ねて厚く御礼申し上げます。特に、支部活動の重責を担っていただいております理事の皆様には、地域活動の活性化にご努力をいただいておりますこと、誠に有難く深く感謝申し上げます。

さて、弊協会の公益法人制度改革への対応ですが、既にご案内のとおり、この4月1日から一般社団法人に移行いたしております。今後は公益法人制度改革の理念にもとづいて、事業活動に取り組み食品産業の発展と国民生活の向上に注力して参りたいと考えております。また新定款のもと新たなガバナンスが求められる運営になって参りますので、引き続き、皆様方のご協力をお願い申し上げます。

昨今の状況でございますが、震災から1年余りが経過し、被災地の生活再建に伴う消費も増加して、いくらか景況感が良くなってきている感じがいたしますが、景気の復調を持続的な回復にもっていくためには復興需要で時間を稼げる間に国も企業も変革を少しでも前に進めることが重要ではないかと考えております。特に政府の役割としては不確実性を一つでも多く減らすことだと思います。原発の再稼働問題を早期に決着をつけて、昨年のような計画停電ではなく前向きな計画節電になるように今夏の電力対策を明確にすることはその第一歩かと思っております。消費税増税の問題もこれから具体的に議論が始まるかと思っておりますが、食品流通としては出来るだけ流通に徴税コストがかからないやりかたを要望していきたいと考えております。いずれにいたしましても将来の不安を和らげる道筋を明確にして国民の犠牲をもって解決するという覚悟が問われるかと思っております。

食品流通業界におきましても震災以降、製配販のそれぞれの立場を乗り越えるような発想での取り組みが多くなって参りました。こうした状況の中でこそ協会活動の真価が問われるものと思っております。行政のご指導、ご助言もいただきながら業界がまとまり協調してやるべきことはおおいに協調して行い、卸の存在価値を高めて、主張すべきことはきちんと主張することが大事かと考えます。

本日は、5月24日に定時総会の開催を予定いたしておりますので、これに先がけまして報告内容を充分ご審議をお願いするものであります。また本年は役員の変更時期でございます。新しい法人格のもとでの活動につきまして充分ご認識をいただき、それぞれご審議をお願いしたいと思っております。

最後に毎回お願いしていることではございますが、特に全国規模でご商売をされている理事の方にお願ひでございますが、これから開催されます支部の総会や研修会のお集まりには、各地域の責任者の方にご出席いただき、卸の団結、協会のまとまりを示していただき顔の見える



國分勸兵衛会長 開会ご挨拶

業界として広く評価をいただけるよう理事の皆様方よりご指示をお願い申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

次いで来賓を代表して農水省食料産業局の山田商業調整官が次の如くご挨拶された。

「平素は、食料産業行政の推進について、御理解と御協力を賜りありがとうございます。

先ずは、本年4月1日から一般社団法人日本加工食品卸協会として新たに、スタートされました。先ずはおめでとうございます。

貴協会傘下会員におかれましては、国民に対して加工食品等の食料品の安定供給について御尽力をいただいていることに敬意を表します。

最近の農林水産省や関係省庁動き説明をもって御挨拶としたいと考えております。

さて、消費者庁で検討を行っている食品表示の一元化の検討の状況につきましては、中間論点整理のバフコメを3月5日～4月4日まで実施いたしました。消費者庁としては、4月18日に第7回の検討会を開催し、バフコメの集計結果と今後の検討の方向として、①食品表示の目的、②食品表示の考え方、③食品表示の適用範囲④原料原産地表示について④栄養成分表示について、これらのたたき台を提示いたしました。今後、今月を含め5月、6月にさらに検討会を開催し、報告書を取りまとめることとしています。消費者庁としては来年のこの時期に法案を国会に提出するとしているようです。農林水産省といたしましては、食品事業者における表示の実行可能性を踏まえ、適切な対応をしてまいりたいと考えております。

食料・農業・農村政策審議会食料産業部会の状況について、3月27日に開催し、食品産業の将来ビジョンについて議論が行われたところです。同月30日には食品産業の将来ビジョンが策定公表されました。

「食品産業の将来ビジョン」において、食品産業に期待される役割と目指すべき方向として、①食品産業が農林漁業の成長産業化に参画し、また、「イノベーション」を通じた需要拡大、更に第1次産業、第2次産業及び第3次産業を融合した農山漁村の6次産業化を推進していきます。

このため、官民共同出資ファンドの創設により農産漁村の活性化を図っていくこととしております。

放射性物質の新基準値に関する対応については、新基準値が4月1日から施行されました。施行に当たって3月30日付けで都道府県、政令指定都市の保健衛生部局に対して厚生労働省からQ&Aが提示されました。農水省といたしましては、関係団体に対して新基準値の周知徹底を図るため通知を行いました。

今回の新基準値は、一般食品は100ベクレル、乳製品及び乳児用食品は50ベクレル、水は10ベクレルとなっております。水の代替のあるお茶飲料も10ベクレルとなっております。

さて北朝鮮の全面輸出入禁止措置等の継続に関する通知については、4月3日の閣議決定により18年10月14日から輸入の禁止、21年6月18日から輸出禁止等を実施してきたところであります。このため農林水産省では、4月12日付けで関係団体に通知をし、当該禁止措置等の継続を25年4月13日まで実施することとしていますので、周知方をお願いいたします。

最後に日本加工食品卸売協会及び傘下会員の益々の御繁栄と本日御出席の皆様方の御健勝を祈念いたしまして御挨拶といたします。」

事務局はここで本日の出欠状況を報告し、会の成立と共に議長に会長を指名し、列席者の承認を受け、國分会長が議長席に就いた。また、今後の理事会に関しても、議長については、今回を慣例として会長に議長を務めて戴くことで全員の了承を得た。

議長は早速議事に入った。

第1号議案 協会の一般社団への移行認可と運営について

議長より、第1号議案を事務局より報告するよう指示があり専務理事より、手元に配布された資料の確認をした後、一般社団への移行後のガバナンス等について説明された。

理事会開催時期や権限等、従来とは変わる点を詳細にわたり説明し、異議なしの掛け声にて承認を得た。

第2号議案 平成23年度事業報告に関する件

第3号議案 平成23年度収支決算報告に関する件

続いて関連のある、第2号議案と第3号議案の説明をするよう、事務局に要請。

それを受けて、専務理事より、それぞれの内容を、配布した参考資料に基づき説明する。特に今期の収支決算に係る特別事項（管理費から事業費への振替、引当預金の設定）について詳細を報告した。同時に4月13日に監事各位より監査を受けた経緯を報告。

議長はここで、監事に監査報告を求め、濱口監事より「去る4月13日に専務理事より業務報告を受けたのち、監事2名にて行なった監査の結果、財務諸表及び帳票・証憑に関して、適法正確に処理され報告の事実と相違ないものと認めました。」と報告。

議長は、両議案の質疑を求めたが無かったので、承認を求め拍手で承認された。

続いて、議長は第4号議案の説明を事務局に求めた。

第4号議案 会員の動向に関する件

事務局より、平成23年度内に於ける入退会者のリストに基づき、報告を行い、承認された。

第5号議案 会費の額及び徴収の方法に関する件

議長の指名をうけ、事務局より平成24年度の年会費の額及び徴収方法について説明した。額に関しては、本年が3年に一度の見直し時期であり、過日、自主申告いただいた売上高に基づく会費区分により算定。また、賦課徴収方法については

- ① 年額一括
- ② 銀行振込み
- ③ 振込手数料は会員各位負担
- ④ 納付期限 平成24年6月29日（金）

との説明が有り、議長はこれに関して承認を求め異議なく賛同を得た。

第6号議案 平成24年度事業計画案に関する件

第7号議案 平成24年度収支予算案に関する件

議長より関連ある両議案を続けて説明するよう指示があった。

平成24年度事業計画案について、中嶋政策委員長より、調査研究事業、普及啓発・研修・実践事業及び実施計画案についての説明がなされた。

「平成24年度の主要な事業計画につきましてご説明申し上げます。

昨年は東日本大震災で日本全体が大きな打撃を受けましたが、本年はその痛手から本格的に立ち直る重要な年であります。震災復興を優先政策とする中で、色々な政策課題に迅速に取り組み。社会変革に向けて確かな前進を確保したいものと考えます。

こうした環境の中で、食品流通業界はサプライチェーンの協働体制をより発展させ、食品流通に求められる今日的価値・満足に貢献することがより重要なテーマと考え、事業計画を策定いたしました。

調査研究事業では、食品流通のサプライチェーンの協働体制の中で今日的な中間流通機能のあり方を研究するテーマについては、製・配・販連携協議会等と充分情報を共有化して進めて参ります。

昨年私達の業界は、公正取引委員会から取引の適正化について要請を受けましたが、この要請を真摯に受け止め、公正取引推進のための制度や関連法規への適正な対応を図るため業界としての遵守マニュアルを作成していく調査研究を行います。

また昨年の大震災時に経験した緊急時の食料供給のあり方については、毎年行政に報告している緊急災害時に備えた食料調達可能数量等の調査について、行政と充分協議検討しながら有事に備えるため、この調査を基礎として緊急食料支援の機能性、機動性を高めて具体的実現性のある形を研究したいと思います。TPPに関する情報は、現状極めて乏しい状況にありますが、TPPは我々業界にとりましても大変重要な課題でもありますので引き続きどのような影響が考えられるかについて調査して参ります。

環境問題については、暫定版としての「環境自主行動計画」をまとめてありますが、原発の問題の結着のあり方で我が国の環境事情は大きく変化して参りますので、行政のご指導をいただいで最終的にまとめ直して参ります。

最後に、業界の情報発信力を高めるため昨年度日食協のHPをリニューアルいたしております。是非ご関心をもってご覧いただきたいと思います。

以上主要な事業計画の内容でございますが、これらの活動につきましては食品卸売業界自身の協調性と強い団結力が何より前提となりますので、ここにご出席の皆様のご支援とご協力をお願い申し上げましてご報告とさせていただきます。」

事務局からの補足として本年度の事業計画に基づく新組織案を説明し、これを含めて承認された。

第7号議案については事務局より、事業計画と連動した収入、支出について新会計基準に基づき資料の如くに策定した根基について説明した。

ここで議長は質疑を求めたが、無かったので両案を一括しての承認を求めたが、拍手を以って承認された。

第8号議案 役員改選に関する件

議長より、本年は役員全員任期満了に伴う改選期であると同時に、新法人として最初の役員就任の年になる事、また、あらかじめ事務局に命じ、各位にご意向を伺わせたところ、一部の方から会社人事の都合により役員交代の申し出があったが、大半の皆さまから内諾を頂戴した事の報告があり、その詳細の説明を事務局に促した。

事務局よりその内容が報告された。

[退任理事・監事]			[新任理事・監事]	
三菱食品(株)	後藤 雅治	理事	中野 勘治	氏
コンタツ(株)	津久浦慶之	理事	津久浦慶明	氏
伊藤忠食品(株)	足立 誠	理事	青山 裕一	氏
廣屋国分(株)	濱口吉右衛門	監事	升本 正	氏

報告を受け議長より、理事3名及び監事1名の退任、並びに事務局の新任者案について承認を求め、拍手を以って異議なく承認された。なお、再任についても異議なく承認された。



理事会会場

第9号議案 定時総会の開催に関する件

議長より「以上の審議内容を定時総会の議案として総会を開催したい」と発言があり、事務局より平成24年5月24日（木）15時よりレベル21東京會館にて開催する旨の報告があり、理事会の決議を求め、承認された。

なお事務局より一般社団法人としての認可後の理事会の開催時期等について説明する。

それを受けて、3月の理事会は、特に多くの酒類系卸問屋等の決算期等により非常に多忙な時期なので、理事本人の出席が困難な事態が想定されるので、開催の時期に関しては慎重に対応するよう、また、今後の状況によっては当協会自体の事業年度の変更も視野に入れた検討を行うこととする。

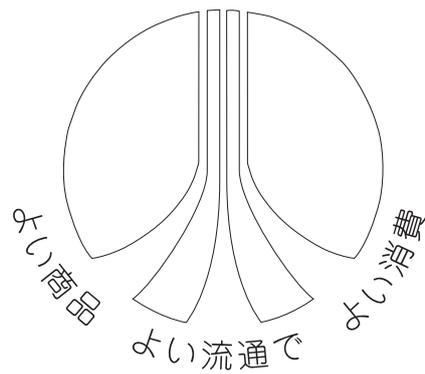
第10号議案 その他

事務局より、他に2点の報告がなされた。

一点は、次回の理事会（5月24日）の席上、理事候補者全員が総会において、承認をいただくという前提で、理事各位の互選により会長・副会長・専務理事の三役の人事について検討いただくこと、二点目は今夏の業界の電力需要抑制対策として、クールビズの開始を、5月に前倒しをして9月まで推進したい旨の説明が有り全員の賛同を得た。

議長より、引き続き当協会へのご協力要請と本日の長時間審議についての御礼が述べられ、13時35分に閉会となった。

以 上



会報 **日食協** Vol.174

発行 平成24年5月24日
発行所 一般社団法人 日本加工食品卸協会
編集発行人 奥山 則康
〒103-0023
東京都中央区日本橋本町2-3-4 江戸ビル4階
電話 03-3241-6568
FAX 03-3241-1469
<http://homepage3.nifty.com/nsk-nhk/>